

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】新型コロナ感染拡大の防止へ 3回目のワクチン接種の早期・確実な接種、検査の拡大、医療体制の強化、生活困窮者と事業者への支援の拡充を</p>				
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ① 3回目のワクチン接種を、前倒しを含め早期・確実に進めること。そのためにも地方へのワクチン供給計画を早期に示すこと。国として職域でのワクチン接種を、条件を緩和し進めること。</p>	<p>令和4年2月15日に、厚生労働省から新型コロナワクチンの中長期の見通しが示され、県内では令和4年8月までに接種間隔が6か月経過する方が約101万5,000人程度見込まれるのに対し、ファイザー社ワクチンが約55万8,000回、モデルナ社ワクチンが約54万9,000回、合計では約110万7,000回供給される見通しとなっており、必要な総量は確保できる見通しとなっています。 県としては、ワクチンの市町村間の配分調整などを通じて、市町村の接種の前倒しを支援していきます。 職域接種については、当初、1会場当たりの接種人数が原則1,000人以上であることが要件となっていたところですが、国において、500人以上に要件が緩和されたところであり、関係企業・団体等に積極的な活用を周知していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ② 「ワクチン・検査パッケージ」による、無料のPCR検査を未接種者に限定せず、期限を設けず進めること。「いつでも、どこでも、無料で」受けられるPCR検査センターを薬局等県内各地に設置すること。無症状陽性患者を早期に発見し、保護、治療に結び付けること。PCR等検査の自治体負担をなくすこと。</p>	<p>「ワクチン・検査パッケージ」による、PCR等の無料検査については、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、感染に不安を感じる無症状者に対して、自己の意思に基づく未接種者やワクチン接種者を含めて、検査を無料化する事業を実施しておりました。 ワクチン接種者のブレイクスルー感染の拡大を受け、国では「ワクチン・検査パッケージ」に加え、イベント等に参加する方全てから検査証明書を提示していただく「対象者全員検査」も実施することにしたことから、令和4年1月28日から、検査証明書の必要な方全てを対象とした無料検査を開始しました。 県内では、薬局を中心に、令和4年2月15日時点で93事業者が登録しており、県内全ての市町村で利用することができます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ③ 感染リスクとクラスター発生の危険性が高い病院、高齢者施設等でのPCR検査等の定期的検査を実施すること。さらに、保育所、学童クラブ、障がい者施設等での社会的検査に国が責任をもって取り組むこと。</p>	<p>高齢者施設等に勤務する方等を対象とする一斉・定期的な検査については、本県がまん延防止等重点措置区域に指定された場合や、地域の感染リスクが高まって、必要と判断される場合等に実施することとしており、その頻度は、厚生労働省の事務連絡において、週1回から少なくとも2週に1回とされているところです。 県民の命を守る観点から、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の意見を踏まえ、高齢者施設の職員を対象に、3月下旬から4月上旬にかけて、一斉・定期的な検査を実施することとしています。また、今後、一斉・定期的な検査の対象を、保育所等の職員まで拡大する予定としています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ④ 保健師の大幅増員とともに、感染追跡を専門に行うトレーサーの養成・配置が必要です。国の責任で緊急に人員の養成・確保に取り組むこと。</p>	<p>国は、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するため、普通交付税措置に係る人口170万人の標準団体において、感染症対応業務に従事する保健師の措置人数を、令和2年度の24名から、2年間で1.5倍、36名に増員するとしたところです。 これを本県保健所に当てはめると、現行の感染症対応業務に従事する保健師は15名と算定され、増員する保健師は2年間で8名ということになります。 県では、新型コロナウイルス感染症対応への人員体制を強化するため、令和3年度に、保健所の保健師を12名増員しており、1年前倒しで確保しています。 今後も保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充に必要な財源の確保について必要に応じて国に要請していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑤ 「医療崩壊」を絶対に起こさず、必要な病床を確保するためにも、医療機関の減収補填を国の責任で実施すること。介護・福祉施設についても利用抑制による減収補填を行い、感染防護具等を国の責任で確保すること。</p>	<p>【医療政策室】 国に対して、全国知事会等を通じて、医療機関に対する財政支援等を求めてきたところですが、国の補正予算において、地域の医療提供体制を維持・確保するための医療機関等への支援として、緊急包括支援交付金等の増額など、約2兆1,000億円の追加対策等が盛り込まれたところです。 引き続き、様々な機会を捉えて、国に対し、直接的かつ中長期的な財政支援など、医療機関の経営安定化に向けた措置を求めていきます。 【長寿社会課・障がい保健福祉課】 新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に介護報酬の基本サービス費の算定要件や人員基準を満たすことができなくなる場合等においても、一定の取組を行った場合には、介護報酬等の算定が可能であるなど、国から柔軟な取扱いが認められているほか、県では、介護事業所等が在宅サービス利用休止中の利用者に対し、利用再開に向けた支援を行った場合の経費に対し支援することとしています。これら施策のほか、経営資金が必要な場合には、独立行政法人福祉医療機構による、無担保・無利子での経営資金の融資制度が用意されています。 また、感染防護具については、国から都道府県に対し、介護施設等への緊急要請時の配布や都道府県における備蓄のため、防護具等の衛生・防護用品が配布されたほか、県においても国庫補助金を活用して購入し備蓄しています。 今後も国の施策の動向を注視しながら、国に対し必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室 長寿社会課 障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命と暮らしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑥ 新型コロナ感染者の後遺症の実態を調査し、安心して治療が受けられるように対策を講じること。</p>	<p>県では、県内の後遺症の実態を把握するため、新型コロナウイルス感染症に感染した方を対象に健康調査を実施し、令和4年2月25日にその結果と対応を公表しました。 調査の結果、6か月以上継続した症状として倦怠感、気分の落ち込み、嗅覚障害の順に多く、先行して国が実施した全国調査と関連することが分かりました。 この対応として、国が令和3年12月に専門家の知見等を基に作成した、後遺症に関する「診療の手引き」を、県医師会を通じて医療機関に通知し、後遺症が疑われる患者が受診した際の対応を要請するとともに、この診療の手引きの内容を踏まえ、後遺症のような症状がある場合は、まずはかかりつけ又は最寄りの内科を受診するよう県ホームページにより県民に周知しました。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命と暮らしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑦ 新型コロナ危機の経験を踏まえ、感染症対策を考慮しない地域医療構想による公立・公的病院の統廃合・病床削減は中止すること。</p>	<p>岩手県地域医療構想では、少子高齢化の進展等に伴う医療需要の変化を踏まえ、効率的で質の高い医療提供体制を実現するため、病床機能の分化と連携を推進していくこととしており、各地域における協議に基づく自主的な取り組みを基本として、地域で必要な医療機能の確保を図ることとしています。 新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況ではありますが、将来を見据えた医療提供体制の構築に向けた議論は必要と考えています。 一方、今般の感染症対応においては、公立・公的病院が果たす役割や一般病床での感染症対応の必要性等も明らかになったところであり、引き続き、国の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症の発生にも対応できる、効率的で質の高い医療提供体制の実現に向け、取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命と暮らしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑧ Go Toトラベル等事業は、感染状況を踏まえて慎重に対応すること。</p>	<p>県では、令和3年11月に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和4年度政府予算等に関する提言・要望」において、国のGotoトラベル事業の再開について、感染状況など地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際は、都道府県と十分な情報共有を行うよう要望してきたところであり、国では、感染状況を見極めながら実施することとしています。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑨ 事業復活支援金は、12月から来年3月までの期間の売り上げ減少だけでなく、感染拡大した今年度の売り上げ減少を対象に広げること。支援金の引き下げではなく持続化給付金並みの支援金とすること。要件を緩和し継続的に実施すること。家賃支援給付金についても再実施すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、中小企業者の経営継続を図っていくため、感染拡大による経済への影響や業種による事業者の状況などの情報収集に努めるとともに、状況に応じた効果的な支援について、全国知事会を通じた国への働き掛けを行っているところであり、引き続き、必要な支援策が講じられるよう求めていきます。 また、県においても、今後の効果的な支援策について、必要に応じた追加の事業構築や既存事業の拡充を含めて、検討を進めていきます。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑩ 雇用調整助成金の特例措置の継続、休業支援金の活用と支給を徹底するとともに、3月以降も雇用状況が落ち着くまで縮小せず継続すること。</p>	<p>雇用調整助成金及び休業支援金・給付金の活用促進については、岩手労働局が中心となり、県と連携を図りながら関係団体や事業所等に周知を行っています。 また、雇用調整助成金等の特例措置については、令和4年6月までの具体的な助成内容は示されていますが、令和4年7月以降の特例措置の延長を早期に決定するよう、全国知事会と連携し国に対し強く働きかけを行っています。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑪ 生活福祉資金(特例)、生活困窮者支援金、住居確保資金を延長して実施すること。学生への特別給付金の再交付を実施すること。大学授業料の半額引き下げ・授業料減免の拡充を行うこと。</p>	<p>国では、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい環境にある学生等に対して、令和2年度に「学生支援緊急給付金」を、令和3年度は、補正予算により「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を給付したところです。 県では、引き続き県内の感染拡大の状況や雇用情勢等を注視しながら、国に対して、学生の修学の継続のために必要な要望を行っていきます。 また、大学の授業料の額や授業料減免の実施は、各大学において検討、決定することとなりますが、国では、国立及び私立の大学が独自に実施する家計が急変した学生を対象とする授業料減免を支援しています。 なお、県では、県立大学が実施する授業料減免に対して支援しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した学生については、低所得世帯の学生に対する通常の減免枠の中で継続して実施することとして、令和4年度当初予算案に所要額を計上しています。</p>	ふるさと 振興部	学事振興 課	B 実現 に努力し ているも の
	<p>生活福祉資金の特例貸付及び生活困窮者自立支援金については、申請受付期限が令和4年6月末まで延長されたところです。 また、住居確保給付金については、生活困窮者自立支援法第6条により恒久的な制度とされています。</p>	保健福祉 部	地域福祉 課	A 提言 の趣旨に 沿って措 置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑫ 米価暴落など農林水産業への影響について、コロナ禍による余剰米については国が買入れ市場から隔離し、海外支援や生活困窮者に対する支援に回すなど、国が責任をもって米価の安定と減収補填措置を講じること。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国に対し、令和3年9月及び11月に、米の需給と価格の安定に資するため、主食用米の一部隔離など実効的な対策を講じるとともに、国主導による効果的な消費喚起等、需要拡大対策を推進するよう繰り返し要望しています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑬ 「コロナ禍からの文化芸術活動再興支援事業」(556億円)など政府補正予算に計上された文化庁の事業が、文化芸術団体が使い勝手が良いように改善を求めるとともに、積極的な活用を図ること。</p>	<p>県では、県内の文化芸術団体を対象として、新型コロナウイルス感染症による影響調査を定期的実施し、状況把握に努めているほか、関係団体や市町村に対し、文化芸術活動の継続・再開に係る国及び県の事業について周知を図っています。 今後も、国の事業等について引き続き周知を図るとともに、文化芸術団体の影響調査を行い、団体のニーズを把握しながら、文化芸術活動の継続・再開を支援していきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑭ 消費税を緊急に5%に引き下げること。経営困難な中小企業には、19年度と20年度分の消費税を免除すること。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症への対策として、中小企業等への支援をはじめとする経済雇用対策等を国に要望するとともに、経済的に弱い立場にある方々が困窮することがないように、また、地域経済の落ち込みや復旧・復興の遅れを招くことがないように、必要に応じて、北海道東北地方知事会などと連携し、十分な対策を講じるよう国に対応を求めています。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの
	<p>消費税は、最終的に商品を購入し又はサービスの提供を受ける消費者が負担していることから、その消費税を申告、納付する事業者に対しての免除は行われておりません。 ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税が困難な方に対しては、国税においても、状況により納税の猶予制度を活用することができます。</p>	総務部	税務課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第一部】 1、新型コロナウイルス感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑮ 子どもの命と安全を確保し、ゆきとどいた教育を進めるために、35人学級を前倒して小学校全学年で実現し、中学校まで広げること。</p>	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げることが決定したところです。 本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校のすべての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しているところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるよう努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 1、新型コロナ感染から、命とくらしを守り、経済を立て直すために、ワクチン接種、検査と医療の抜本的拡充と生活困窮者と事業者への支援の強化・拡充を国に強く求めること ⑩ 地方自治体が自由に使える地方創生臨時交付金を大幅に増額して早急に交付すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国に対して必要な額の確保等を要望し、国の令和3年度補正予算において、6.8兆円が計上され、追加配分されたところです。 引き続き、国に対して、必要な額の交付金を確保するとともに、特に財政基盤の弱い自治体により重点的に配分するよう、全国知事会と連携しながら要望していきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、早期・確実なワクチン接種の取り組みを強化し、PCR等検査の抜本的強化に取り組むこと ① 3回目のワクチン接種をできるだけ前倒しして進めること。優先接種すべき対象を明らかにし早期・確実に接種を進めること。県としても集団接種に取り組むこと。</p>	<p>国の3回目接種の前倒しの方針を踏まえ、2回目接種終了から6か月経過した方が速やかに3回目接種を受けることができるよう、県では市町村に対し、接種券の前倒し送付と接種の加速化を働きかけているところです。 また、市町村の接種体制を補完するため、令和4年2月26日から県央及び県南地域において、県の集団接種を実施することとしており、市町村の接種の加速化を支援していきます。 また、国では、教職員、保育士、警察官、消防職員など、社会機能を維持するために必要な事業に従事する方(エッセンシャルワーカー)への優先的な接種を促しており、本県では、高齢者接種の予約枠に空きが生じることが見込まれる場合には、追加で予約を受け付けるなど、接種の前倒しについて市町村に働きかけているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、早期・確実なワクチン接種の取り組みを強化し、PCR等検査の抜本的強化に取り組むこと ② 感染リスクの高い病院、高齢者施設等でのPCR等検査を定期的実施すること。</p>	<p>高齢者施設等に勤務する方等を対象とする一斉・定期的な検査については、本県がまん延防止等重点措置区域に指定された場合や、地域の感染リスクが高まって、必要と判断される場合等に実施することとしており、その頻度は、厚生労働省の事務連絡において、週1回から少なくとも2週に1回とされているところです。 県民の命を守る観点から、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の意見を踏まえ、高齢者施設の職員を対象に、3月下旬から4月上旬にかけて、一斉・定期的な検査を実施することとしています。また、今後、一斉・定期的な検査の対象を、保育所等の職員まで拡大する予定としています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 2、早期・確実なワクチン接種の取り組みを強化し、PCR等検査の抜本的強化に取り組むこと ③ 「いつでも、どこでも、無料で」PCR検査が受けられるように、薬局等を含め県内地域に検査センター・検査体制を確立すること。</p>	<p>PCR等検査については、検査証明書の必要な方がPCR検査や抗原定性検査を無料で実施する事業とともに、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、感染不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種の有無を問わず希望する方へ、無料検査をする事業を実施しています。 県内では、薬局を中心に、令和4年2月15日時点で93事業者が登録しており、県内全ての市町村で利用することができます。 なお、本県ではオミクロン株による感染急拡大を受け、令和4年1月9日から、感染不安のある方のPCR等無料検査を実施しており、行政検査と併せ、引き続き、検査体制の充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、早期・確実なワクチン接種の取り組みを強化し、PCR等検査の抜本的強化に取り組むこと ④ オミクロン株等の遺伝子解析ができるよう検査体制の強化を図ること。</p>	<p>オミクロン株については、国内の空港検疫で初めて確認されて以降、変異株PCR検査などを迅速に実施しています。 今後も新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の発生に備え、県環境保健研究センターをはじめ、民間検査機関とも連携し、検査能力の強化を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 3、安心して必要な医療が受けられる医療体制の強化を ① 全ての感染者を病院で診察し、入院または宿泊療養施設で対応する体制を維持すること。</p>	<p>本県では、第5波までの新型コロナウイルス感染症の患者は、原則入院又は宿泊療養としていたが、感染力の強いオミクロン株による第6波においては、病床や宿泊療養施設の使用率が急速に増加したことを踏まえ、無症状者や軽症者で入院等の必要ないと判断された方を対象に、令和4年2月1日から自宅療養を開始しました。 県医師会や看護協会の協力で健康観察や医療支援を行っており、更に県庁に「いわて健康観察サポートセンター」を設置し、自宅療養の方に対しても、万全の体制を敷いて対応しており、引き続き、新型コロナウイルス感染症患者への適切な医療の提供に向け、万全の対応を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 3、安心して必要な医療が受けられる医療体制の強化を ② 12月1日現在、県内の確保病床数は24病院318床(厚労省公表)、宿泊療養施設は3カ所370室確保となっています。第6波に対応する最大確保病床数は400床、宿泊療養施設は370室としています。必要な医師、看護師等の増員・確保を図るとともに、医師・看護師等の支援チームの派遣体制を確立すること。</p>	<p>本県においては、新型コロナウイルス感染症の対応に対し、適切な医療を提供するとともに、一般医療への影響を最小限にとどめ、限られた医療資源を有効に活用する医療体制の方針としており、医療従事者の体制については、それぞれの医療機関において、職員の配置換え等により計画的な対応にご協力いただいています。</p> <p>このうち、県立病院においては、多忙となっている病院に対して、病院間の医師・看護師の相互応援等を行っており、看護師については、応援体制強化などのため、令和3年度から36名を配置し対応しています。</p> <p>また、宿泊療養施設の看護師については、会計年度任用職員や人材派遣会社への委託等により、体制強化を図ってきたところであり、今後、更に増員が必要な場合は、これらに加え、民間医療機関からの応援体制も構築しています。</p> <p>県としては、引き続き、限られた医療資源を有効に活用し、オール岩手で新型コロナウイルス感染症に対応していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 3、安心して必要な医療が受けられる医療体制の強化を ③ この間の教訓を踏まえ、院内感染の防止対策を徹底すること。医療用マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、防護服等の医療資材を各医療機関に配備すること。</p>	<p>医療に必要なマスク等については、国の安定供給スキーム等により確保を進めているほか、県としてもマスク等を直接購入し、必要に応じて配布しています。</p> <p>また、医療機関が行う院内感染防止設備、个人防护具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 3、安心して必要な医療が受けられる医療体制の強化を ④ 民間病院を含めて、医療機関の減収への補填を県独自にも検討すること。危険手当(特殊勤務手当)の支給を継続して実施すること。</p>	<p>県では、これまで、新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関への支援として、重点医療機関や協力医療機関等に対する空床や院内感染防止対策、新型コロナウイルス入院患者受入医療機関が行う危険手当への補助等を行ってきたところです。</p> <p>引き続き、地域の医療提供体制を守るため、医療機関の経営状況を注視し、必要に応じて国に対して支援策の実施を求めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 3、安心して必要な医療が受けられる医療体制の強化を ⑤ 感染症対策が考慮されていない地域医療構想は、県としても再検討し見直すこと。公立・公的病院の再編統廃合計画は実施しないこと。</p>	<p>岩手県地域医療構想では、少子高齢化の進展等に伴う医療需要の変化を踏まえ、効率的で質の高い医療提供体制を実現するため、病床機能の分化と連携を推進していくこととしており、各地域における協議に基づく自主的な取り組みを基本として、地域で必要な医療機能の確保を図ることとしています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている状況ではありますが、将来を見据えた医療提供体制の構築に向けた議論は必要と考えています。</p> <p>一方、今般の感染症対応においては、公立・公的病院が果たす役割や一般病床での感染症対応の必要性等も明らかになったところであり、引き続き、国の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症の発生にも対応できる、効率的で質の高い医療提供体制の実現に向け、取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 3、安心して必要な医療が受けられる医療体制の強化を ⑥ 県としても新型コロナ感染者の後遺症の実態を把握し、治療の体制を確立すること。</p>	<p>県では、県内の後遺症の実態を把握するため、新型コロナウイルス感染症に感染した方を対象に健康調査を実施し、令和4年2月25日にその結果と対応を公表しました。</p> <p>調査の結果、6か月以上継続した症状として倦怠感、気分の落ち込み、嗅覚障害の順に多く、先行して国が実施した全国調査と相関することが分かりました。</p> <p>この対応として、国が令和3年12月に専門家の知見等を基に作成した、後遺症に関する「診療の手引き」を、県医師会を通じて医療機関に通知し、後遺症が疑われる患者が受診した際の対応を要請するとともに、この診療の手引きの内容を踏まえ、後遺症のような症状がある場合は、まずはかかりつけ又は最寄りの内科を受診するよう県ホームページにより県民に周知しました。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 4、保健所体制を抜本的に強化し、トレーサーの養成・配置に取り組むこと。 ① 保健師等の専門職員の増員・配置を行うこと。すべての保健所に専任の所長を配置すること。</p>	<p>保健師等の専門職員については、正規職員での採用数を増やすとともに、会計年度任用職員を新たに配置するなど職員の増員を図ったほか、本庁に設置した保健所支援本部から各保健所への業務支援等により、必要な人員を確保するなど各保健所の体制を強化しています。(A) また、保健所長の配置体制の強化に向けては、引き続き、関係部署が連携し、公衆衛生医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p>	総務部	人事課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられた令和2年度以降、保健所保健課に配置する職員を12名増員したほか、13名の退職保健師を任用し、各保健所の体制強化に努めてきたところです。 また、県では公衆衛生医師の確保のため募集を通年で実施するとともに、医師招聘活動を進めており、令和3年4月に1名採用したところです。 引き続き、新型コロナウイルス感染症に迅速かつ的確に対応できるよう、公衆衛生医師、保健師等の専門職員の確保に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第一部】 4、保健所体制を抜本的に強化し、トレーサーの養成・配置に取り組むこと。 ② 陽性患者の接触者等の追跡を行う専門のトレーサーの養成・配置に取り組むこと。</p>	<p>各保健所では、保健師等の専門職が積極的疫学調査を担当しているところですが、県では、こうした保健所の体制を強化するため、保健所や市町村を退職した保健師13名を配置するとともに、保健師等が調査に専念できるよう、地区合同庁舎内の各公所からの事務職員等による応援体制なども構築しています。 また、積極的疫学調査に係る研修を実施し、保健師以外の職員も対応できる体制を構築しているほか、複数の県保健所において、管内市町村保健師等の協力を得て、検体採取や積極的疫学調査等を行うなどの取組が実践されています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 4、保健所体制を抜本的に強化し、トレーサーの養成・配置に取り組むこと。 ③ 介護施設等高齢者施設、障がい者施設、保育・学童クラブ等の感染防止対策を徹底し、財政的支援を含め具体的な支援を強化すること。</p>	<p>【障がい保健福祉課、長寿社会課】 県では、介護施設等が新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しつつ介護サービス等を継続的に提供できるよう、新型コロナウイルス感染症チェックリストによる点検や研修動画の周知、啓発資料の配布などとともに、いわて感染制御支援チーム(ICAT)の技術的助言・指導により、感染防止対策に向けた取組を支援しているほか、感染症対策に係る衛生用品の購入経費や職員確保のためのかかり増し経費への支援などに取り組んでいます。(A) 【子ども子育て支援室】 県では、児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な取組を支援しています。 また、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」をはじめとした各種通知や、人員配置基準の柔軟な取扱い等について、市町村への周知を図っています。(B)</p>	保健福祉部	長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 5、生活困窮者と事業者支援、地域経済を守る対策を強化すること ① 生活福祉資金(緊急小口資金特例)、総合支援資金(特例)、生活困窮者自立支援金、住宅確保給付金の継続拡充を国に求めるとともに活用を徹底すること。国保税の傷病手当については個人事業主も対象とするよう改善を図ること。</p>	<p>生活福祉資金の特例貸付及び生活困窮者自立支援金については、申請受付期限が令和4年6月末まで延長されたところです。現時点で特例貸付の貸付件数は減少に転じていますが、今後新型コロナウイルス感染症の影響により再び資金需要が高まった場合には、必要に応じて各種特例措置の継続等を国に対して求めていきます。(B) また、住居確保給付金については、求職活動の要件の一部が緩和され、特例による再支給の受付期間及び職業訓練受講給付金との併給可能期間が令和4年6月末まで延長されたところです。今後も求職活動要件の再緩和を継続するよう、全国知事会の提言を通じ国に対して要望しています。(B) 傷病手当金については、自営業者は、新型コロナウイルス感染症に関する国の交付金の対象とはなっておらず、傷病手当金を給付する場合は、保険者である市町村が条例に基づき判断することとなっています。 県としては、引き続き、市町村に対し、財政健全化の観点から、適切な運用が図られるよう助言していきます。(C)</p>	保健福祉部	地域福祉課 健康国保課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 5、生活困窮者と事業者支援、地域経済を守る対策を強化すること ② 雇用調整助成金、休業支援金・給付金の継続実施を求め、積極的活用を図ること。</p>	<p>雇用調整助成金及び休業支援金・給付金の活用促進については、岩手労働局が中心となり、県と連携を図りながら関係団体や事業所等に周知を行っています。 また、雇用調整助成金等の特例措置については、令和4年6月までの具体的な助成内容は示されていますが、同年7月以降の特例措置の延長を早期に決定するよう、全国知事会と連携し国に対し強く働きかけを行っていきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第一部】 5、生活困窮者と事業者支援、地域経済を守る対策を強化すること ③ 事業者の実態調査を踏まえ、地域企業経営支援金の実施を検討すること。</p>	<p>県では、感染症の影響が継続するなか、特に売上が減少している事業者に対し緊急の支援が必要と考え、これまでの支援策に寄せられた御意見を踏まえながら、様々な固定費や消耗品を含む感染症対策費用等にも充てられる用途を限定しない支援金を1店舗あたり40万円支給することとし、令和2年度第7号補正予算に必要な経費を措置したところです。 また、令和3年度においても、第2号及び第6号補正予算で予算措置を行い、中小企業の事業継続に向け、状況に応じた支援を行ってきたところです。 今後においても、事業者影響調査の結果を踏まえながら、状況に応じた効果的な支援を実施出来るよう検討を進めていきます。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第一部】 5、生活困窮者と事業者支援、地域経済を守る対策を強化すること ④ 宿泊・観光支援では、感染状況を踏まえつつ、国の動向と連携しつつ継続支援を検討すること。地域の伝統芸能との連携など特色と魅力ある取り組みを進めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術活動が中止・延期を余儀なくされる中、県内の宿泊施設において伝統芸能の発表の場が設けられるなど、観光分野と文化芸術分野が連携した取組が行われています。 県としても、「いわて文化芸術活動支援事業」等により、地域の特色ある民俗芸能団体等の文化芸術活動の継続・再開を支援していきます。</p>	文化ス ポーツ部	文化振興 課	B 実現 に努力し ているも の
	<p>県では、旅行・宿泊代金の割引等を行い、観光需要を喚起する「いわて旅応援プロジェクト」を令和4年度も実施することとしており、令和4年5月のゴールデンウィーク後からは、国で実施を予定している「新たなGotoトラベル事業」を県で実施することにより、引き続き、観光需要の拡大を図っていくこととしています。 また、県では、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、観光地域づくり法人(DMO)や観光協会、その他観光地域づくりに携わる団体を中心とした地域主体で取り組む旅行商品の造成や磨き上げ、新しい旅のスタイルに対応した取組への助成などを実施しています。今後も、地域の伝統芸能との連携など、多様なニーズに対応した観光コンテンツの更なる発掘や磨き上げを行い、広域周遊観光を推進していきます。</p>	商工労働 観光部	観光・プ ロモー ション室	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第一部】 6、少人数学級の実現と学校での安全確保、学生への支援、文化芸術団体への支援の強化 ① 子どもの安全を確保し、ゆきとどいた教育を進めるためにも30人学級の実現をめざすこと。学校での感染防止対策を徹底すること。スクールサポートスタッフの配置を進めること。</p>	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げることを決定したところです。本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校のすべての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しているところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。 新型コロナウイルス感染症の影響により増加している教職員の業務(消毒作業や健康管理業務等)を支援するため、令和2年度から、各校にスクールサポートスタッフを配置しています。今後の配置規模や期間については、感染状況やワクチン接種状況、経口薬の開発・普及等の状況を踏まえて適切に判断します。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 6、少人数学級の実現と学校での安全確保、学生への支援、文化芸術団体への支援の強化 ② 新型コロナで学生の退学者を出すことの無いように、国の学生支援給付金を積極的に活用すること。県・大学独自の給付金の支給、アルバイト雇用等を継続実施し、授業料減免措置の拡充を図ること。農協等と連携し在庫米を活用した100円定食等の取り組みを推進すること。</p>	<p>国では、令和3年度補正予算により、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を給付しており、県内の各大学等において学生に対し積極的に周知され、給付要件を満たす学生への活用が図られているものと認識しています。 なお、県立大学では、令和2年度は修学継続支援緊急給付金の支給や学内でのアルバイト雇用を実施しましたが、令和3年度は、令和2年度の利用状況や学生相談の状況等を踏まえて実施しなかったところです。 また、授業料減免については令和2年度から継続して実施しており、令和4年度においても当初予算案に所要額を計上しています。 100円定食等の取組については、令和3年度は、岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学、富士大学において、JA全農いわてやJA 新いわてから寄贈された米や牛肉、野菜等の県産食材を用いて、学生食堂での低価格の食事の提供が行われたと聞いており、令和4年度も引き続き県内の大学等においてこうした取組が行われるよう、関係団体と情報共有を図っていきます。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 6、少人数学級の実現と学校での安全確保、学生への支援、文化芸術団体への支援の強化 ③ 活動自粛を余儀なくされてきた文化芸術団体等の実態調査を行い、補正予算に計上された文化庁の事業(総額905億円)を積極的に活用すること。団体・自治体を使いやすいように事業の改善を求めること。</p>	<p>県では、県内の文化芸術団体を対象として、新型コロナウイルス感染症による影響調査を定期的実施し、状況把握に努めているほか、関係団体や市町村に対し、文化芸術活動の継続・再開に係る国及び県の事業について周知を図っています。 今後も、国の事業等について引き続き周知を図るとともに、文化芸術団体の影響調査を行い、団体のニーズを把握しながら、文化芸術活動の継続・再開を支援していきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
【第二部】東日本大震災津波からの復興について—被災者の心のケア・生活再建と生業の再生を				
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 1、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。</p>	<p>被災者生活再建支援制度の拡充については、これまでも国に対し、繰り返し要望を行ってきており、令和3年6月17日にも、知事から関係省庁に対して要望したところです。 今後も国の動向を注視しつつ、引き続き国に対し、被災者生活再建支援金制度の支援の拡充について強く要望を行っていきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。</p>	<p>国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところでありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。 被用者保険加入者に係る一部負担金免除については、平成24年2月までは国の財政支援により実施しておりましたが、それ以降は、保険者の判断により実施することとされたところであり(全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成24年9月まで延長)、一部負担金免除の実施は保険者が判断するものであると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 3、被災者の心のケア・子どもの心のケアの取り組みを中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を減少することなく継続・拡充し、「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>【被災者の心のケア】 被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。 県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、被災者の心のケアに取り組んでいきます。 【子どもの心のケア】 被災地における子どもの心のケアについては、復興によるハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化していることから、今後も中長期的な取組が必要と認識しています。 専門的な診療については、岩手医科大学附属病院に開設された児童精神科に移行したところですが、被災地域における相談支援や支援者への研修については、いわてこどもケアセンターにおいて引き続き取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 4、災害援護資金の申請期日は2022年3月31日まで延長されました。9月末現在、滞納件数が253件、26.8%となっており、実態に応じて返済猶予、免除の対応が行われるようにすること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の継続拡充を図ること。</p>	<p>災害援護資金の返済猶予及び免除については、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第13条及び第14条において、市町村が行うことが出来ると規定されているところです。 県では、市町村において借受人の経済状況等を十分に把握し、これらの規定が適切に運用されるよう支援しています。</p> <p>生活福祉資金(生活復興支援資金)については、現在も新規の貸付が可能であり、引き続き活用に努めていきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 5、グループ補助の継続・拡充をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。</p>	<p>グループ補助金については、平成26年度から資材高騰等による補助金額の増額を、平成27年度から新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の支援を行ってきており、令和3年度においても国に制度の継続を要望し、令和4年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。 二重ローン対策については、令和3年6月に実施した「令和4年度政府予算等に係る提言・要望」において、二重債務問題解決や事業再生の実現に向けた支援策の継続を国に対して要望したところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 6、移転元地への利活用を進めるために、集約や整地に要する費用など国の支援を継続すること。移転元地への企業誘致や新規創業等への支援の継続・拡充を行うこと。</p>	<p>県としては、令和4年度政府予算提言・要望において、「移転元地の集約や整地に要する費用への支援」や「企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、復興特区における国税の特例措置や津波立地補助金等による設備投資や雇用等に対する支援の継続・拡充」を要望しており、引き続き国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 7、高台移転など、被災地は新たな町づくりを進めており、災害公営住宅や防災集団移転地と中心市街地、病院、役場等を結ぶ新たな被災地交通確保事業を実施すること。</p>	<p>県では、市町村が地域の実情に応じた新たな交通手段を導入する場合や、交通結節点の利用環境を整備する場合などに、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。 また、令和4年度政府予算提言・要望等において、被災市町村が新たなまちの形成に合わせた公共交通体系の構築を図るための支援について要望を行ったところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 8、三陸の漁業に重大な影響を与える東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄は行わないこと。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したとされています。 県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。 また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。 今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体的な取組を引き続き求めていきます。 ほだ木、側溝汚泥等の処理、除去等を含めた原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきと考え、県内で発生しているすべての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めています。 また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講ずるよう要望しています。 今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。 その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。 側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講ずるよう要望しているところです。 なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東京電力に賠償を求めています。 (次ページへ続く)</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>原木しいたけの生産再開に必要な環境整備や指標値を超過したほど木の一時保管については、県が生産者に代わって費用を全額負担するきのこ原木等処理事業を実施しています。</p> <p>なお、この事業に要した費用は、東京電力に賠償請求を行い、全額が賠償されています。</p> <p>また、山林については、広葉樹林再生実証事業(国庫補助事業)等により、県南地域を中心とした広葉樹林の再生に取り組んでいます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 9、2021年度以降の必要な復興事業費の確保へ、機械的な期限を設けることなく、国が責任を持って復興財源を確保すること。地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。</p>	<p>被災地においては、中長期的に取り組むべき課題があることから、国に対し、復興の取組として一律に期限を適用することなく、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、引き続き、復興の推進に必要な予算を確実に措置するとともに、被災地のニーズに柔軟に対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用について、令和3年6月及び11月に実施した令和4年度政府予算提言・要望において要望したところです。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携しながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の10の課題 10、東日本大震災津波、台風19号災害、2016年台風10号災害の経験を踏まえ、災害の復旧復興にあたっては、再び被害を受けないように現状復旧にとどまらず改良復旧を行うこと。</p>	<p>県では、令和4年度政府予算提言・要望において、災害復旧にあたっては、再度の災害発生を防ぐため、改良復旧による整備を推進するよう要望しています。</p> <p>今後も改良復旧による整備の推進について、国に提言・要望していきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 1) 被災者の医療費等の免除措置が12月末で終了することを踏まえて、被災者が経済的な理由で必要な医療が受けられなくなるようなことがないよう、被災者の実態調査を含め具体的な対策を講じること。</p>	<p>経済的な理由により受診をためらっている被災者が必要な医療を受けられるよう、市町村や社会福祉協議会等に対して高額療養費制度の活用や生活福祉資金の貸付等、様々な支援制度の周知について協力を依頼しています。</p> <p>被災地の医療の状況については、「受診控え」の定義や調査方法に様々な課題があることから、まずは保険者である市町村等から被災者が抱えている医療の課題について聞き取りを行う等により把握に努めるとともに、今後も恒常的な仕組みの中で、関係機関と緊密に連携を図りながら、各種制度の活用により、被災者一人ひとりの状況に合わせた支援が行われるよう、取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 2) 被災者の心のケア対策、子どもの心のケア対策を継続・強化すること。</p>	<p>【被災者の心のケア】 被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。 県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、被災者の心のケアに取り組んでいきます。 【子どもの心のケア】 被災地における子どもの心のケアについては、復興によるハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化していることから、今後も中長期的な取組が必要と認識しています。 専門的な診療については、岩手医科大学附属病院に開設された児童精神科に移行したところですが、被災地域における相談支援や支援者への研修については、いわてこどもケアセンターにおいて引き続き取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 3) 保健師と生活支援相談員の増員をはかり、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。いわて被災者支援センターの体制を強化すること。</p>	<p>いわて被災者支援センターでは、相談支援員や弁護士などの専門家が、沿岸各地はもとより、県内陸部や県外を含めた被災者からの相談に対応しています。 センターの体制については、被災地を取り巻く状況や被災者のニーズ、相談状況等を踏まえ、引き続き必要な支援が行えるよう体制を構築していきます。 被災地における必要な保健師等の人材の確保については、今後も職能関係団体や教育機関等と連携し、被災市町村等に対して、人材確保に係る情報提供や人材育成等の取組を支援していきます。 生活支援相談員の配置については、各市町村社協の意向を踏まえ、必要な人数を配置しているところであり、これらの相談員が、民生委員や市町村が独自に配置する支援員等と連携しながら、被災者の見守り等を行っています。</p>	復興防災部	復興暮らし再建課	B 実現に努力しているもの
		保健福祉部	地域福祉課 健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 4) 50戸以上の災害公営住宅の集会所に支援員を配置し、コミュニティと自治会活動の確立に特別の支援と対策を講じること。</p>	<p>被災者が恒久的住宅など新しい居住環境で安心して生活するためには、地域住民がお互いに支え合うコミュニティの形成が必要なことから、県では、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整するコーディネーターを配置し、体制づくりや人材育成に関するノウハウ等について助言するなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援しています。 今後も、市町村等と連携しながらコミュニティ形成の取組を支援するほか、令和3年度作成することとしている、新しい生活様式を踏まえた県内外のコミュニティ活動の好事例を紹介する事例集(令和4年3月作成)の活用等により、コミュニティ形成が円滑に行われるよう支援を行っていきます。</p> <p>本県では、生活支援相談員を配置して、被災者の見守り等の個別支援やサロン活動等の地域支援を重点的に実施する「地域見守り支援拠点」の設置を推進してきたところであり、令和3年度は、5市町で9か所の拠点が設置されています。 これらの拠点は、4か所の災害公営住宅のほか、複数の災害公営住宅が立地する地区や防災集団移転先団地、被災者が通いやすい商店街等に設置され、災害公営住宅への定期的な出張を行うなど、地域の実情に応じて設置、運営されているところです。 今後もこうした地域の実情に応じた拠点の取組等を進め、災害公営住宅の入居者相互の交流や近隣住民との交流を促進し、地域で暮らす人々が相互に支え合うことができる福祉コミュニティの形成を推進していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5) 震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない今後の対策に生かすこと。</p>	<p>東日本大震災津波においては、震災関連死の要因の多くを高齢者の避難所等での生活における肉体的・精神的疲労が占めていることから、これを防止するためには、避難所における高齢者に対するケアが特に重要と考えられます。「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズにあった避難所の環境整備の必要性等をまとめており、県が作成した避難所運営マニュアル作成モデルを市町村へ配布することによる各市町村のマニュアル作成支援や市町村担当者を対象とした研修会の開催を通じて、避難所の環境の改善を図る等の対応をしているところです。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 6) 災害援護資金の申請期限の延長を求め、保証人を義務付けることなく、使いやすく改善し活用を進めること。償還期限の延長・免除を求めること。生活福祉資金の活用を進めること。</p>	<p>東日本大震災津波に係る災害援護資金の貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)」が令和3年4月1日付けで改正されたことにより、貸付期間の延長等の特例措置の適用期間が令和4年3月31日まで1年間延長されたところです。 一方で、本県被災地においては、令和4年3月31日時点では住宅の再建が完了しないことが見込まれ、当該特例措置が同日で終了する場合、住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となる被災者が生じるおそれがあることから、申請期間の延長を含め、令和4年4月1日以降の特例措置の延長について、令和3年6月17日に知事から関係省庁に対して要望を行ったところであり、今後も機会を捉え、国へ要望していきます。 また、東日本大震災津波に係る貸付については、特例により連帯保証人を立てない場合でも借入れは可能とされているほか、無資力又はこれに近い状態にあるため、支払い猶予を受けた者が、長期間同様の状態にあり、償還の見込みがない場合には償還を免除できるとされるなど、被災者にとって使いやすいように改善されているところです。 なお、支払い猶予や償還免除に係る運用基準の明確化について国に対し要望しています。 償還期限の延長については、先例である阪神・淡路大震災や他県の状況等について情報収集を図るとともに、市町村の状況や課題、意向等の把握に努めます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7) 防災集団移転団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求めること。ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>生活福祉資金(生活復興支援資金)については、現在も新規の貸付が可能であり、引き続き活用に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7) 防災集団移転団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求めること。ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>県では、令和4年度政府予算提言・要望等において、被災市町村が新たなまちの形成に合わせた公共交通体系の構築を図るための支援について要望を行っており、引き続き、被災市町村が地域公共交通の維持・確保を図ることができるよう、国の支援を求めていきます。 なお、県では、市町村が行うデマンド交通等の実証運行や利用促進等の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費により支援を行っているほか、市町村における地域公共交通の多様な課題に対して助言を行う有識者を派遣しています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 1) 県独自の被災者住宅再建支援事業(現行100万円、市町村と共同、10月末現在10222件、前年比177件増)の実施期間が、2022年度まで延長されました。それ以後の住宅再建支援は状況を見て対応すること。</p>	<p>県では、被災者住宅再建支援事業に係る令和5年度以降の実施について、住宅再建の進捗状況や市町村の意向を踏まえ検討することとしています。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 二、 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 2) 県の生活再建住宅支援事業費補助(バリアフリー・県産材活用への補助、20年度までの実績27135件、115億円)の実施期間が2022年度まで延長されました。それ以後は状況を見て対応すること。</p>	<p>県では、生活再建住宅支援事業補助金(復興住宅新築、利子補給)に係る事業実施期間について、令和2年12月に、令和4年度(2022年度)まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしています。 今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案しつつ、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 3) 災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から逡減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。収入基準の引き上げによる収入超過者に対する家賃軽減策の周知徹底を図ること。新たな収入基準を超える入居者に対してはさらなる対策を検討すること。</p>	<p>低所得者に対する独自の軽減策については、入居者から減免申請をしていただく必要があることから、毎年1月下旬に通知される家賃決定通知の際にチラシを同封するなどにより周知を図っているところです。 また、収入超過者に対する対策として、令和4年4月より災害公営住宅に入居する被災者の収入基準を25万9,000円まで引き上げることについて、令和4年2月下旬に周知を図ったところです。 なお、25万9,000円を超える収入超過者等については、平成30年度から家賃の上限額を定め、その額を超える家賃負担分を減免しているところです。また、高額所得者であっても退去を求めない措置を新たな独自の軽減策としたところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 4) 災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために生活支援相談員を配置すること。</p>	<p>被災者が恒久的住宅など新しい居住環境で安心して生活するためには、地域住民がお互いに支え合うコミュニティの形成が必要なことから、県では、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整するコーディネーターを配置し、体制づくりや人材育成に関するノウハウ等について助言するなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援しています。</p> <p>今後も、市町村等と連携しながらコミュニティ形成の取組を支援するほか、令和3年度作成することとしている、新しい生活様式を踏まえた県内外のコミュニティ活動の好事例を紹介する事例集(令和4年3月作成)の活用等により、コミュニティ形成が円滑に行われるよう支援を行っていきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
	<p>本県では、生活支援相談員を配置して、被災者の見守り等の個別支援やサロン活動等の地域支援を重点的に実施する「地域見守り支援拠点」の設置を推進してきたところであり、令和3年度は、5市町で9か所の拠点が設置されています。</p> <p>これらの拠点は、4か所の災害公営住宅のほか、複数の災害公営住宅が立地する地区や防災集団移転先団地、被災者が通いやすい商店街等に設置され、災害公営住宅への定期的な出張を行うなど、地域の実情に応じて設置、運営されているところです。</p> <p>今後もこうした地域の実情に応じた拠点の取組等を進め、災害公営住宅の入居者相互の交流や近隣住民との交流を促進し、地域で暮らす人々が相互に支え合うことができる福祉コミュニティの形成を推進していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>自治会名簿の提供については、災害公営住宅の入居者に対して、県から自治会等に名簿を提供することについての同意書を入居された際及び令和元年度からは毎年実施している収入申告の際に提出いただいております。自治会等から提供の要請があった場合には、提供に同意された入居者の方の名簿については、提供できるよう準備しているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう継続・拡充すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。</p>	<p>グループ補助事業については、事業再建・本設移行を希望する事業者が補助金を活用できるよう、商工指導団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行っています。 交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を円滑に進められるよう、前金払いにもきめ細かく対応しています。 また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工指導団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。 さらには、令和3年6月に実施した「令和4年度政府予算等に係る提言・要望」、令和3年11月に実施した「新型コロナウイルス感染症対策及び令和4年度政府予算等に関する提言・要望」において、既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための措置を講じることや、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を国に対して要望してきたところ、令和4年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 2) 二重債務解消の取り組み(9月末現在、岩手県産業復興相談センターの債権買取110件、と東日本大震災事業者再生支援機構167件)の継続を求めること。5年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸し付けの返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること。</p>	<p>二重債務解消の取組については、岩手県産業復興相談センターでは、債権買取等を実施した事業者に対し訪問によるフォローアップを行い、関係機関と連携して事業計画の再策定や債務返済の条件変更を行うなど事業者の経営状況に沿った支援をしているところです。 また、高度化スキーム貸付の返済については、災害、経済事情の著しい変動その他特別な事情により、償還が著しく困難となった貸付先については、償還猶予等の条件変更を行うなど柔軟な対応に努めています。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 3) 仮設店舗(商業者)入居者は9月末現在1事業者となっており、久慈市から譲渡を受ける予定です。引き続き本設移行への支援を強化するとともに、営業継続への支援を強化すること。</p>	<p>仮設店舗に入居し、事業再建・本設移行を希望する事業者がグループ補助金を活用できるよう、令和3年度においても国に制度の継続を要望し、令和4年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 4) 沿岸被災地における若者・女性等の起業・創業を支援する取り組みを実施すること。これまでの起業・創業の取り組み(約164事業者)のフォローアップを行い、今後の取り組みに生かすこと。</p>	<p>県では、「沿岸地域起業者等成長支援事業」により、沿岸地域で起業等を行う方やこれまで起業等に取組んできた方への支援を行っています。具体的には、専門経営指導員による巡回指導や専門家派遣により、起業の際の事業計画の策定や資金繰り、起業後の新商品開発、情報発信等に対してアドバイスを行い、円滑な起業や事業継続につなげています。若者・女性の起業等については、沿岸地域の産業の多様性を確保する点からも重要と考えており、市町村や商工団体と連携して引き続き支援に取り組めます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度の継続を国に求めるとともに使い勝手が良い制度に改善を求めること。</p>	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地の産業復興に大きな効果が期待される制度であると認識しています。県は、国に対して、事業期間の延長と必要な予算の確保について要望してきたところであり、その結果、令和2年9月17日付け交付規程の改正により、令和2年度以降に採択された補助事業の交付申請期限は令和5年度末まで、事業完了期限は令和7年度末まで延長されました。 令和2年度以降は、重点化地域として8市町24地域に限定された形で公募が実施されていますが、被災地域の産業復興に向けて、さらに使い勝手のよい事業となるよう要望していくとともに、事業完了まで該当市町と連携しながら支援を継続していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 6) 県の中小企業被災資産復旧費補助については継続実施し、テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>中小企業被災資産復旧事業費補助金については、復旧需要が見込まれる当面の間、事業を継続する予定です。 なお、テナントで被災した事業者については、共同店舗に入居する場合等にグループ補助金の利用が可能のほか、所有していた設備等の復旧費用を中小企業被災資産復旧費補助金により支援しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 1) サケ・サンマ・スルメイカの資源の減少の科学的調査を進め、放流事業の改善等を含め、資源の確保に取り組むこと。</p>	<p>近年のサケ漁の不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられており、資源量の回復に向けて、県水産技術センターでは、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、水温の高い時期に回帰してくる北上川水系のサケに着目した新たな種苗生産技術の開発などを行っています。 また、サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携して資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力して、今後も資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 2) サケ、サンマ、スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保、魚種転換や新商品の開発、販路の確保・拡大への支援を行うこと。</p>	<p>主要魚種の不漁と原材料確保については、サケの資源回復に努めるとともに、近年、漁獲量が増えているマイワシについて、小型漁船漁業を対象としたマイワシ漁業許可の新設に向け、漁場調査や収益性を検証する試験操業、関係漁業団体との漁業調整や水産庁との調整を進めていきます。 また、新たにサケ・マス類の海面養殖の事業化を推進するとともに、国産原料の確保について国の支援制度の活用促進などにより、加工原料の確保に努めていきます。 さらに、水産加工原料確保に関するセミナー等の開催により商品開発の誘導を行い、これまで取り扱わなかった原料の利用の推進を図るとともに、商品開発・改良をアドバイスする相談会や各種オンライン商談会を開催することで販路の拡大を図ります。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 3) サケ・マス類の海面養殖試験と本格操業、ホシガレイの陸上養殖試験への支援を強化し、新しいつくり育てる漁業の推進を図ること。稚魚飼育に係るサケ・マスふ化場の有効活用を支援すること。</p>	<p>県では、海洋環境の変化に左右されにくく、安定した生産が見込める養殖業を振興するため、新たな魚種として、サケ、マス類の海面養殖の事業化に向けた取組やホシガレイなどの陸上養殖試験を支援するなど、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。 また、サケ・マスふ化場の有効活用や既存水産施設の閑散期における養殖事業への有効活用については、これらの施設は国の補助金により整備した施設であり、目的外の利用については国と協議することとされていることから、漁協からふ化場施設等を活用する意向が示された際には、国と協議の上、その実現に向けて支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 4) アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。</p>	<p>アワビについては、東日本大震災津波によりアワビ種苗生産施設が被災し、平成23年から26年まで稚貝放流数が少なかったことに加え、餌となる海藻が不足してやせた貝が多く、今後も漁獲量の減少が懸念されており、資源回復に向けた対策の実施が重要となっています。このため、県では、より放流効果の高い容器放流の普及、餌料対策等の指導を行い、アワビ資源の早期回復が図られるよう取り組んでいきます。 ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場や漁港内への移殖放流や蓄養の有効活用を漁協へ指導するとともに、「黄金のウニ収益力向上推進事業」により、磯焼け対策とウニ資源の有効活用とを両立させるための取組を進めており、引き続き、漁場の生産性の向上と漁業者の所得向上を支援していきます。 貝毒については、県水産技術センターにおいて、貝毒原因プランクトンの発生・消滅情報の提供を行うとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷にかかる中腸腺の毒量基準の緩和を受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導しています。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 5) ワカメ・コンブ・ホタテガイ・カキ等の養殖漁業の安定的生産をめざす取り組みを強化すること。養殖生産回復のため、漁業者の養成・確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。</p>	<p>養殖生産量の減少については、震災後の生産者の廃業等に伴い養殖施設数が減少したことが主な要因であり、現時点においても震災前の生産量まで回復していない状況が続いています。生産量を回復するためには、経営体の生産力を高めることが重要であり、このため、県では意欲ある生産者の規模拡大や、漁協における自営養殖の推進、省力化機器の導入などに取り組んでいます。 さらに、「いわて水産アカデミー」においては、地域漁業をリードする人材育成に取り組む、漁業者の確保につなげていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 6) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、主要魚種の資源減少から漁業経営が厳しい状況になっていることから、県では、近年漁獲量が増加しているマイワシについて、小型漁船漁業による試験操業を令和元年度から実施しています。 また、国の経営安定対策事業によって減収補填を受けられる漁業共済の加入を促していくほか、国の資源管理と連動して地先資源の調査及び解析体制を充実し、ケガニやミズダコなどの資源管理の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 7) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会となるよう活性化を図ること。</p>	<p>旧漁業法で規定されていた区画漁業権と定置漁業権の免許の優先順位は廃止され、新漁業法では、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許されることとなったことから、県では国が定めた政省令やガイドライン等の規定に基づいて適切に運用していく予定です。 海区漁業調整委員会は、公募において漁業者等から推薦された方々が委員に就任しており、県の諮問に対し、ご意見をいただいています。同委員会では、議案について丁寧な内容説明に努めているところであり、今後とも委員会における議論が深まるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 8) 水産アカデミーの取り組みをはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県は、漁業技術等の研修機関である「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、地域漁業を牽引する経営体を育成するため、経営の大規模化や法人化等の促進に取り組んでいます。 今後も、これらの取組を支援し、漁業担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 9) 固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>震災後、漁協が取得した漁船、漁具、漁網、加工施設等は、地方税法及び復興特区法に基づいて固定資産税が一定期間減免されており、漁協を含む被災事業者の支援と再建を図る目的から、地方税法における固定資産税の減免については、令和3年度の税制改正により、令和3年度以降の特例措置について、5年間又は3年間延長されたところです。 また、地方税の課税免除についても、令和3年度税制改正により復興特区税制が延長され、沿岸地域については、引き続き復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置が適用されています。 水産業復興特区については、本県では地域毎に漁業集落が形成され、漁協が中核となって水産業の発展に寄与してきた経緯があり、地域のコミュニティを形成する上で、漁協の役割は非常に大きいものと認識しています。県では、漁業関係団体と連携しながら漁業・養殖業の復興や、振興施策に取り組んでいきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>震災後、漁協が取得した漁船、漁具、漁網、加工施設等は、地方税法及び復興特区法に基づいて固定資産税が一定期間減免されており、漁協を含む被災事業者の支援と再建を図る目的から、地方税法における固定資産税の減免については、令和3年度の税制改正により、令和3年度以降の特例措置について、5年間又は3年間延長されたところです。 また、地方税の課税免除についても、令和3年度税制改正により復興特区税制が延長され、沿岸地域については、引き続き復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置が適用されています。 水産業復興特区については、本県では地域毎に漁業集落が形成され、漁協が中核となって水産業の発展に寄与してきた経緯があり、地域のコミュニティを形成する上で、漁協の役割は非常に大きいものと認識しています。県では、漁業関係団体と連携しながら漁業・養殖業の復興や、振興施策に取り組んでいきます。 (次ページへ続く)</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>震災後、漁協が取得した漁船、漁具、漁網、加工施設等は、地方税法及び復興特区法に基づいて固定資産税が一定期間減免されており、漁協を含む被災事業者の支援と再建を図る目的から、地方税法における固定資産税の減免については、令和3年度の税制改正により、令和3年度以降の特例措置について、5年間又は3年間延長されたところです。</p> <p>また、地方税の課税免除についても、令和3年度税制改正により復興特区税制が延長され、沿岸地域については、引き続き復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置が適用されています。</p> <p>水産業復興特区については、本県では地域毎に漁業集落が形成され、漁協が中核となって水産業の発展に寄与してきた経緯があり、地域のコミュニティを形成する上で、漁協の役割は非常に大きいものと認識しています。県では、漁業関係団体と連携しながら漁業・養殖業の復興や、振興施策に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 10) 被災農地は復旧対象農地面積が100%完了したことを踏まえて、地域の特性を生かした多面的な農業の振興を図ること。</p>	<p>県では、沿岸地域の特性を生かした農畜産物の産地力向上のため、地場企業などの需要に応じた酒米、そばなどの品質確保と安定生産に向けた栽培技術指導を行います。</p> <p>また、野菜については、生産拡大に向けた環境制御などの先端技術の導入を進めるとともに、復興りんご「大夢」の販売拡大に向けて、栽培研究会の活動を支援します。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 四、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 1) 県立大槌病院、山田病院、高田病院の医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。県立釜石病院の医師確保と改築に取り組むこと。</p>	<p>県立大槌病院、山田病院、高田病院及び釜石病院の医師確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。 看護師確保については、看護師養成校の訪問や就職セミナー、保護者を含む就職説明会を開催したほか、SNS等の多様なメディアを活用した広報活動を推進しており、今後も様々な取組を行い看護師確保に努めていきます。 また、地域医療連携については、患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担を踏まえながら、必要な体制の整備に努め、連携に取り組んでいきます。 県立釜石病院の施設・設備については、劣化調査の結果、給排水設備や空調設備等が県立病院の中で最も劣化が進んでいることから、優先的に整備を進めることとしています。 その検討に当たっては、釜石医療圏の将来的な医療需要を踏まえた病院の規模・機能や、建替えと既存施設を改修した場合の具体的な事業規模の比較、県立病院の経営に及ぼす影響などを考慮し進めているところです。 今後、新興感染症等の医療提供体制の確保に向けた次期保健医療計画や、国が現在策定を進めている新たな公立病院経営強化ガイドラインなどの医療政策の動向も注視していく必要があることから、整備時期については明示はできないところですが、釜石医療圏における地域医療構想調整会議からいただいた提言など地域の声も踏まえながら、引き続き関係部局と検討を進めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課 経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 四、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 2) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災地における介護施設については、全半壊し使用不能となった14施設のうち廃止した1施設を除き、平成26年度までに13施設が再建され、新たに整備された施設も加えると、震災前の状況を上回っています。 また、被災地においても介護職員の確保が厳しい状況にあることから、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備・改善を促すセミナーの開催など、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、介護人材の確保・定着に努めていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 四、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 3) 被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。</p>	<p>本県では、被災により受注先や製品の販路を失うなど、影響を受けた障がい者就労支援事業所に対し、専門アドバイザーの派遣や研修会の開催等、運営の安定化、商品力向上、販路拡大等に向けた支援を実施しています。また、今後も継続して、被災した沿岸地域を含む全県の就労継続支援事業所等を対象とした就労支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからが正念場を迎えます。前例のない取り組みとなることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。</p>	<p>中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりについては、グループ補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等を活用しながら進めています。また、商店街の再構築や共同店舗を新たに設置しようとする場合は、事業計画の作成、計画の着実な実施及び適切な運営管理を行い、本設置後も持続的に発展していくことができるように、専門家などを派遣して支援しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 2) 整備された都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取り組みを支援し、新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>被災市町村では、住民との合意形成を図って住宅再建のため防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めてきたところです。区画整理された土地の有効活用に向けては、これまで、実務担当者会議などを通じて、空き地バンク制度など、市町村の先進的な取組事例について情報共有を図ってきたところです。令和3年度は、復興庁において創設された「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」を活用する市町村に対して助言等を行ってきており、引き続き、土地利用の促進に向けて市町村を支援していきます。また、県では、新しいコミュニティ形成活動を行う地元団体等からの申請を受けて、コミュニティ形成に関する専門家を派遣する「復興コミュニティ形成支援制度」を設け、地域住民が自ら行う新しいコミュニティ形成に係る活動を支援しています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 3) 防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理事業は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。</p>	<p>防災集団移転促進事業における土地の売買契約の瑕疵担保責任については、平成27年度末に関係市町村に適切に対処するように文書で依頼するとともに、復興まちづくり事業に係る各市町村の担当課長会議を開催するなどして、期間や課題等に係る必要な対応を要請しています。土地区画整理事業は行政処分で行うために契約書はありませんが、民法を類推適用することで瑕疵担保責任を問えることとなっており、仮に土地に不具合が生じた場合には、適切に対応する旨、市町村から聞いています。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 4) 防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に取り組むとともに、国に対し必要な事業費の確保を求めること。</p>	<p>県としては、沿岸市町村との意見交換や、移転元地利活用研修会を開催し、移転元地の活用事例や各種施策の情報共有を図るとともに、市町村の取組を支援しています。 さらに、土地活用の課題に対し、復興庁が直接現地に出向き、きめ細かくサポートを行う「土地活用ハンズオン支援事業」に県も参画し、選定地区(山田町、大槌町、陸前高田市)における取組を支援しています。 また、令和4年度政府予算提言・要望において、「移転元地の集約や整地に要する費用への支援」や「企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、復興特区における国税の特例措置や津波立地補助金等による設備投資や雇用等に対する支援の継続・拡充」を要望しており、引き続き国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 5) 復興事業により整備した水門・陸閘等の維持管理費の確保を国に求めること。</p>	<p>社会資本整備総合交付金等の既存制度の対象の可否等を勘案しながら、国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 1) 防災集団移転促進事業などによって高台に住宅団地や災害公営住宅が整備されていることから、団地と中心市街地、役場、病院、学校等を結ぶ新たな公共交通網の整備に取り組むこと。国に対し新たな被災地公共交通確保を支援する事業を強く国に求めること。デマンドタクシーや有償ボランティアによる交通確保など多様な交通手段に対する支援を行うこと。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでいるところであり、市町村が地域の実情に応じた新たな交通手段を導入する場合や、交通結節点の利用環境を整備する場合などに、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。 また、市町村における地域公共交通の確保等の多様な課題に対し、市町村の要請に応じ有識者の派遣を行っています。 なお、令和4年度政府予算提言・要望等において、被災市町村が新たなまちの形成に合わせた公共交通体系の構築を図るための支援について要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 2) 大震災津波・台風19号災害から復旧した三陸鉄道の利活用に官民挙げて取り組むこと。</p>	<p>三陸鉄道の利活用については、県と関係市町村で構成する「三陸鉄道強化促進協議会」などにおいて、三陸鉄道が度重なる災害からも復旧を果たす力強い姿を県内外に情報発信し、利用促進に向けた機運醸成を図るとともに、魅力的な企画列車の造成に向けた支援等を通じ、利用拡大に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 3) JR大船渡線については、地元の要望を踏まえたBRTの運行の改善を図ること。全線開通80年余の歴史を踏まえ、鉄路での復旧について再検討を求めること。気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。</p>	<p>JR大船渡線の復旧については、県では、JR東日本に対し、運行本数の確保や鉄道並み運賃の継続、専用道の拡張などに取り組むとともに、将来にわたり利便性向上に向けた沿線自治体との協議に応じるよう求めています。また、BRTを含むJR路線のダイヤ改正等に係る市町村の要望を取りまとめ、JR東日本に対して要望活動を行っています。 なお、鉄路での復旧については、既に沿線自治体が、BRTによる本格復旧についてJR東日本と合意した上で、被災地でBRTを前提としたまちづくりが進められている状況を勘案すると、難しいものと考えています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 4) JR山田線の利用しやすいダイヤの改正をJR東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。</p>	<p>県では、JR線の利便性の維持向上に向け、ダイヤ改正等に係る市町村の要望を取りまとめ、JR東日本に対して要望活動を行っており、その中で、JR山田線の増便や利用促進に向けた取組への協力などについて要望しています。 また、JR山田線は、観光客が三陸沿岸地域を訪れる際の移動手段として重要な役割を果たしており、リアス線一貫運行が開始された三陸鉄道の利用拡大の取組等を通じて、その利用促進を図っていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 1) 被災地の高校、小・中学校への通学の足の確保とスクールバスの確保に取り組むこと。</p>	<p>県では、平成30年度から、被災地に居住する生徒等の通学の支援を行うため、通学定期券の購入費を支援する「被災地通学支援事業費補助」を実施しているところです。 事業期間については令和3年度までとしていましたが、被災地の児童生徒の学びを支える視点から本事業は重要と考えており、令和4年度の高校の新入生が卒業する令和6年度までの3年間、さらに事業を継続し、引き続き、被災地の児童・生徒等の通学費負担を軽減し、子ども達の学びを支えていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>現在、小中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るため、市町村がスクールバスを購入する事業に対する国庫補助事業として、へき地児童生徒援助費等補助金が整備されているところです。 当該補助金は、へき地指定地域はもとより、へき地指定地域以外の地域においても、学校統廃合があり、通学距離要件(児童4km以上、生徒6km以上。)を満たせば活用が可能となっており、毎年度、県内市町村を対象に補助金活用希望調査を実施しているものです。 今後も県内市町村に対し当該事業の活用を働きかけるとともに、当該事業の拡充について様々な機会を捉えて国に働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 2) 被災地での放課後の居場所と学習支援を継続すること。</p>	<p>被災地での放課後の居場所と学習支援については、地域と学校の連携・協働体制構築事業によって、放課後子ども教室の運営や安全管理員の配置や、地域学校協働活動を支援するために、経費の補助を継続しています。一方、国に対しては、補助金事業の継続・拡充を要望してきているところ です。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 3) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で76人、県立学校で38人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー12人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。</p>	<p>被災地への教員の加配措置については、国から措置される復興加配(令和3年度小中学校76人、高等学校29人、特別支援学校9人、合計114人)を被災地等の小中学校並びに県立学校に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めています。 また、令和4年度からはスクールソーシャルワーカーを1名増員し、スーパーバイズを担う役割として、県内のスクールソーシャルワーカーの支援や学校、地域のニーズに応じた支援に対応できるように配置することで、重層的な支援を進めています。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 4) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度250人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度47人)、大学等進学支援一時金給付(94人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金給付事業については、平成30年度から給付額を増額するとともに、給付対象を大学院生まで拡大し、実施しています。 また、東日本大震災津波で被災した高校生等を対象とした奨学金事業及び大学等進学支援一時金給付事業については、各高校を通じて保護者への周知を行っており、今後においても本事業の周知を図りながら、必要な支援を継続していきます。 就学支援等の継続については、東日本大震災津波で被災し、いまだに経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒が数多く在籍している中、これら児童生徒の学ぶ機会を保障するために市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から国の被災児童生徒就学支援等事業交付金による財政的措置が行われています。 県としては、支援を必要とする児童生徒を持つ世帯が解消するまで、当該交付金による財政措置を継続するよう、引き続き国に要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 5) 震災孤児(94人)・遺児(490人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所による相談支援や、県里親会への事業委託による親族里親のサロン等の実施を行うとともに、必要に応じて子どもの心のケアに努めています。 また、児童相談所の体制強化については、児童虐待防止対策の強化と併せて、専門職員の計画的な増員を図るとともに、里親支援専門児童福祉司の配置や里親養育包括支援機関など関係機関と連携した里親養育支援体制の強化に取り組みます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 1) 陸前高田市に整備された高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。</p>	<p>東日本大震災津波伝承館は、コロナ禍にあっても着実に来館者が増えており、令和4年1月末で46万人を超える多くの方に来館いただき、三陸における伝承拠点施設として震災の事実と教訓の伝承、復興の姿の発信に取り組んでいます。 また、令和3年6月からは、高田松原津波復興祈念公園パークガイドがスタートし、震災遺構の旧気仙中学校舎や旧道の駅高田松原「タピック45」など、津波の威力を伝える遺構に多くの方が訪れています。 引き続き、一般財団法人3.11伝承ロード推進機構と連携し、沿岸各地の震災遺構、語り部団体とのネットワークを強めるとともに、令和4年度に各地の伝承施設関係者や地域づくり団体等が一堂に会し学び合えるような企画を検討していきます。</p> <p>高田松原津波復興祈念公園については、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き陸前高田市と連携しながら、取組を進めていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 2) 津波伝承館、震災遺構等を生かした修学旅行・教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、教育旅行誘致説明会への参加や企業研修誘致説明会の開催、教育旅行関係者や企業研修担当者の招請、教育旅行の事前学習への震災語り部の派遣など、沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところです。 また、三陸地域へのバスツアーに対する運行支援や、東日本大震災津波伝承館や三陸鉄道を組み込んだ旅行商品の造成促進に取り組んでいるところであり、今後も、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い関係者との連携を強化し、三陸沿岸地域をはじめ、本県の交流拡大に向けた誘客の促進に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 3) 三陸防災復興プロジェクトの取り組みと成果を踏まえて、来年度も継続的な取り組みを進めること。三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。</p>	<p>県では、いわて県民計画(2019～2028)において、三陸防災復興プロジェクト2019等を契機として生み出される効果を持続し、三陸地域の多様な魅力を発信して国内外との交流を活発化するため、「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」を重要な柱と位置づけ取り組んでいます。令和4年度は、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、三陸復興国立公園やみちのく潮風トレイルを活用したツアーの実施や、認定ガイドの養成など受入環境整備を推進していきます。</p> <p>県では、「三陸防災復興プロジェクト2019」の成果を継承し、三陸地域の振興を図っていくため、令和3年度においても、各分野における取組を「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる三陸防災復興ゾーンプロジェクトに位置付けて、各種取組を推進しているところであり、引き続き、令和4年度においても、市町村等とも連携を図りながら、各種事業に取り組んでいきます。</p> <p>また、三陸固有の資源を活用した周遊・滞在型観光の促進に向け、旅行会社を対象とした観光客誘致説明会での売込みや旅行会社等の招請事業を通じ、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク等を組み入れた旅行商品造成を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 4) 陸前高田オートキャンプ場モビリアのリニューアル整備を早期に行うこと。</p>	<p>陸前高田オートキャンプ場モビリアについては、東日本大震災津波の発災後、キャンプサイト等に応急仮設住宅が設置されたことなどから、現在は施設の維持管理のみ行っているところです。</p> <p>令和3年度に応急仮設住宅の設置に係る原状回復工事が終了したことから、今後は再開のための施設等の修繕のほか、多様化するオートキャンプ場に対するニーズに対応できる整備を進めるため、令和3年度に予算措置し、令和4年度には改修整備を行うこととしており、早期の施設の再開に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、施設の再開後は、防災教育や漁業体験といった被災地の様々な地域資源と組み合わせることにより、集客力のある魅力的な施設になるよう、引き続き、陸前高田市と連携して取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 九、応援職員の確保と2022年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること 1) 今年度も県内外から70人の応援職員(12月1日現在)が被災市町村に派遣されました。県には13人が派遣されました。来年度の応援職員の必要数は陸前高田市の29人、大槌町6人、合計35人となっています。必要数を確保するよう取り組むこと。</p>	<p>被災市町村における人材確保に対する支援については、各種派遣スキームの活用や市長会・町村会等を通じた県内自治体への要請、県による職員派遣及び任期付き職員の採用・派遣などに取り組んできたところです。</p> <p>昨今においては、新型コロナウイルス感染症への対応や頻発する自然災害などにより、派遣元自治体の組織・職員体制は厳しい環境となっており、県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、被災市町村の要望に応じ、他自治体とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 九、応援職員の確保と2022年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること 2) 2022年度以降も被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取り組みを進めること。5年間の機械的な期限に限ることなく、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めること。</p>	<p>被災地においては、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援や、なりわいの再生などに引き続き取り組んでいく必要があることから、県では、令和4年度においても、被災者のこころのケアや新たなコミュニティの形成支援、事業者の販路の回復や従業員の確保への支援、主要魚種の不漁等への対策など、必要な取組を着実に実施します、 また、国に対しては、復興の取組として一律に期限を適用することなく、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、必要な事業及び制度を継続するとともに、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう、令和3年6月及び11月に実施した令和4年度政府予算提言・要望において要望したところです。 今後とも、復興の推進に必要な取組を実施していくとともに、他県や県内市町村と連携しながら、様々な機会を捉え、必要な事業及び制度の継続や予算の確保について国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>【被災者の心のケア】 被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。 県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、被災者の心のケアに取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課、	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 九、応援職員の確保と2022年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること 3) 復興交付金事業の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続と確保を求めること。</p>	<p>県では、これまでも様々な機会を捉えて、復旧・復興事業の迅速かつ着実な推進のため、被災地の実情に応じて活用できる自由度の高い地方財源の確保等について、国へ要望を続けてきたところです。 令和3年6月及び11月に実施した令和4年度政府予算提言・要望においては、被災地のニーズに対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用について、国に対して要望したところです。 今後とも、地方創生施策も活用して被災地の多様なニーズに対応できるよう、被災市町村等と連携しながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 1) 三陸沿岸漁業に重大な影響を与える東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄に強く反対し、海洋投棄によらない技術開発と処理を求めること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したとされています。 県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。 また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。 今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 2) 汚染された稲わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、59194tで、処理量は46755t、79%、保管量は12438t(9月末現在)となっています。道路側溝汚泥の一時保管は一関市で16箇所となっています。汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量は3市町で26459?となっており、国の責任で早急に処理・対応するよう強く国に求めること。</p>	<p>除染により発生した土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すこと、汚染濃度や除去実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じることについて要望しています。 なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費については、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により県南3市町に対し支援しています。</p>	環境生活部	環境保全課 資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>市町村が保管する放射性物質に汚染された堆肥、牧草、ほだ木については、県単独事業により、一時保管施設の維持管理や牧草、ほだ木等の移動・運搬に要する経費を支援しており、支援に要した経費については、東京電力からの損害賠償で措置しています。 引き続き、焼却処理が終わるまでの間、適切な一時保管がなされるよう支援していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 3) 原木シイタケの価格低迷とシイタケ原木の高騰の中で、国の責任で原木シイタケ等の産地再生に向けた総合的な対策を実施するよう国に求めること。原木の購入経費を支援する「特用林産施設体制整備復興事業」を来年度以降も継続するよう強く求めること。</p>	<p>県では、国に対し、産地再生に不可欠な原木の安定供給を図るための総合的な対策の実施のほか、生産者の意欲を高めるための原木しいたけの安全性に係る正確な情報発信等の実施、産地が行う情報発信・PR活動等の取組の全面的かつ継続的な支援を要望しています。また、「特用林産施設体制整備復興事業」については、令和3～7年度の実施の延長が決定しており、県では、引き続き、生産者の原木購入の支援を行っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 4) 被害の実態に即した全面的な賠償を早期に実施すること。県・市町村の放射線影響対策に要した経費(150億3308万円の請求に対し、支払い合意は128億2740万円、85.3%)の全面的賠償を強く求めること。</p>	<p>原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生しているすべての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めています。 また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講ずるよう要望しています。 県としては、東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償が行われることを第一とし、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 5) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、文部科学省の「航空機モニタリング結果」のデータ等を利用した汚染マップを作成し、平成24年3月に公開済みです。森林についても同様に、「航空機モニタリング結果」を利用し、森林基本図と重ねて確認できるデータを平成24年3月に各市町村に提供しています。 また、放射性物質の除染については、牧草地で既に完了したほか、しいたけほだ場の落葉層の除去等を進めているところです。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 6) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっていることから、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。 県としては、再生可能エネルギーの導入は、地産地消によるエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであることから、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」において、2030年度における本県の再生可能エネルギーによる電力自給率65%を目標として掲げ、目標の達成に向けて取組を進めています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 7) 岩手にも影響を及ぼし、宮城県民の7割が反対している女川原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響は、県内でも未だ収束したとは言えない状況にあり、そのようなことを二度と起こしてはならないと考えています。 国のエネルギー基本計画では、再稼働を進める際には、国が前面に立って立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととされており、今後も国がそのように取り組むことを期待します。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 1、台風19号災害からの復旧復興について ① みなし仮設に12世帯が入居しており、被災者の住宅再建と住宅確保に全力を挙げること。</p>	<p>令和3年12月末までに、12世帯全てがみなし仮設住宅から退去したところですが、最終的な住宅再建を完了していない被災者もいることから、住宅を再建する際に支給される被災者生活再建支援金(加算支援金)や被災者生活再建支援金支給補助金(加算支援金)の活用について、市町村から被災者へ周知を行うなど、市町村と連携を図りながら、引き続き被災者の住宅再建を支援します。 県としては、住宅再建を要する被災者に対して、低利な融資制度や工務店探し等の情報をまとめホームページで情報提供しています。 また、関係団体と連携し、住宅に関する相談に応じる窓口を設置しています。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 1、台風19号災害からの復旧復興について ② 内水氾濫や溢水によって浸水被害が発生した河川については、再び水害が起こらないような河川改修を早急に実施すること。土砂の堆積や流木の撤去などの対策を講じること。公共土木施設の復旧に取り組むこと。</p>	<p>県では、洪水被害実績が大きい区間や資産が集中している箇所を優先して河川改修を進めています。 また、河道掘削、立ち木伐採については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用しながら進めています。 岩手県が管理する公共土木施設(水管理・国土保全局所管)については、令和4年1月末現在、83.6%完成したところです。引き続き、早期復旧に向け取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課 砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 1、台風19号災害からの復旧復興について ③ 繰り返し被害が発生している漁港施設(日の出漁港等)等は改良復旧を行うこと。人家に影響を与える土砂災害については早急に復旧するとともに、農林漁業の施設等の復旧を急ぐこと。</p>	<p>令和元年台風第19号の高波被害において、被災した施設のうち、東日本大震災津波で被災した漁業用施設である日出島地区養殖場の消波堤について、再度の被害が生じたことから、被災した既設ケーソンを活用し、堤体の幅を広げて復旧しました。 また、農地・農業用施設及び漁港施設の復旧については令和4年1月末までに完了し、林道の復旧については、引き続き、市町村が実施する補助金申請の事務手続きや、工事設計書の作成に係る助言など、早期復旧に向けた支援を行っていきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課 農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 2、2016年台風10号災害からの復興について ① 大規模半壊以上の被害で補修で再建した世帯が500世帯となっていることから、被災者の住宅再建の実態を把握し、見守りを含め必要な支援を強化すること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害については、市町村を通じて被災者の住宅再建状況を把握し、被災者生活再建支援金の支給等の支援に取り組んできました。 加算支援金については、未申請世帯が災害公営住宅への入居や施設入所等のため申請予定がないことを被災市町村に確認し、令和2年9月29日をもって申請期間を終了したところです。 なお、平成28年台風第10号災害により被災した大規模半壊以上の被災者については、被災者生活再建支援金を活用し、自宅に住み続けられるよう補修した世帯が503世帯、住宅を建設・購入した世帯が173世帯、賃貸住宅に入居した世帯が85世帯など、被災者自身の生活にあった住宅再建をされています。 また、令和3年12月をもって、応急仮設住宅から全ての被災者が退去し、恒久的な住宅で生活を再建しており、今後は、各市町村において、被災者からの相談等に対応することとなります。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 2、2016年台風10号災害からの復興について ② 被災した生活橋(73箇所のうち40箇所が本復旧に見込み)の復旧整備を、寄付だけに頼らず早期に進めるよう国・県の支援を行うこと。</p>	<p>平成28年台風第10号災害により、岩泉町内の生活橋190か所のうち73か所が被災しましたが、町においては、所有者が本復旧する場合に必要な経費の一部を補助する形で復旧を進めていると伺っているところです。 個人の資産に当たる生活橋の復旧に対し、県による独自の財政支援は困難であるものの、町が開設した支援募金や大手ポータルサイトにおける復旧支援募金についての企業・団体への働きかけなどを行ってきたところであり、今後も、町の取組への支援を継続していきます。</p>	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 2、2016年台風10号災害からの復興について ③ 商工観光関連の事業者は、復興の途上で新型コロナ禍に直面しており、必要な支援策の活用とともにきめ細かな支援を継続強化すること。</p>	<p>被災企業等に対しては、既存の融資制度に加え、復旧に向けた各市町の柔軟な取組が可能となるよう、交付金による支援等を実施し、被災事業者の復旧、中心商店街の再生などに取り組んできたところです。 今般の新型コロナウイルス感染症については、商工指導団体と連携し実施している影響調査の結果などから、宿泊業、飲食業を中心に厳しい状況が継続していると認識しています。 県ではこれまで、資金繰りの支援や感染症対策に要する経費の補助、県産品の消費拡大、観光や飲食需要の喚起など、経済社会活動を支える取組を進めるとともに、県庁及び各広域振興局への相談窓口の設置や商工指導団体の窓口相談対応スタッフ配置に対する助成などにより、感染症の影響を受けている事業者からの資金繰りや各種支援制度の申請手続等に関する相談に対応してきました。 また、国に対しても、事業者の事業継続に対する財政支援とあわせ、事業者に対して十分な支援が届くよう、情報発信の強化、受付相談体制の拡充や審査の簡素化等、万全の支援を講じるよう要望してきたところです。 県としては、今後も、感染症対策を徹底しつつ、事業の継続と雇用の確保に向け、低利の融資などにより事業者の資金繰り支援に万全を期していくほか、新たなビジネスモデルの構築等に取り組む事業者への伴走支援や、デジタル技術を活用した生産性向上や付加価値の高い商品・サービスの創出の促進などにより、新しい生活様式に対応した経済活動を推進し、厳しい経営環境が続いている中小事業者を支援していきます。</p>	商工労働 観光部	商工企画 室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 2、2016年台風10号災害からの復興について ④ 河川改修事業の完了が2022年度となっている小本川(上流・下流)工事、21年度となっている安家川の着実な工事の推進に取り組むこと。</p>	<p>令和3年12月末現在の小本川における整備率(護岸及び河道掘削の延べ延長ベース)は上流部で約42%、下流部で約52%となっており、安家川は約75%となっています。 引き続き、早期の完了を目指し、着実な工事の推進に取り組んでいきます。</p>	県土整備 部	河川課	A 提言 の趣旨に 沿って措 置
<p>【第二部】 十一、2016年台風10号災害、2019年台風19号災害からの復旧・復興の課題について 2、2016年台風10号災害からの復興について ⑤ 引き続き、必要な応援職員(今年度岩泉町に7人、来年度3人)の確保に取り組むこと。</p>	<p>被災市町への人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、市長会・町村会等や総務省等を通じた調整を行ってきたところです。 昨今においては、新型コロナウイルス感染症への対応や頻発する自然災害などにより、派遣元自治体の組織・職員体制は厳しい環境となっているところですが、県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、岩泉町の要望に応じ、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。</p>	ふるさと 振興部	市町村課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと</p> <p>① 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震と最大クラスの津波浸水想定」を踏まえ、浸水予想のシュミレーション等の情報を市町村、県民に積極的に提供すること。県として具体的な対応策、方針を早期に示すこと。</p>	<p>国では、令和3年12月に日本海溝・千島海溝沿い巨大地震の被害想定を公表したところであり、本県全体の被害想定が示されたところです。</p> <p>これらを踏まえ、県では、最大クラスの地震・津波被害の全容を把握するため、岩手県防災会議に地震・津波被害想定調査検討部会を設置し、検討を進めているところであり、当該調査結果に基づき、人的被害や建物被害などの減災目標を設定し、行政・防災関係機関の減災対策を推進するとともに、市町村の避難計画策定に当たっての留意すべき考え方を示した県の津波避難計画策定指針の改定、住民に対する意思啓発及び学校における防災教育の推進に活用するなど、本県の総合的な津波防災対策を進めています。</p> <p>県では、内閣府から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルが公表されたことを受けて、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定の見直しを進めているところです。</p> <p>この津波浸水想定に係る住民への説明については、市町村が進める避難対策やハザードマップの作成などと合わせて総合的な観点から説明する必要があることから、県と市町村の役割を踏まえ、市町村との意見交換を進めながら、住民への周知方法の見直しに引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>復興防災部</p> <p>県土整備部</p>	<p>防災課</p> <p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと</p> <p>② 新たな津波浸水想定に基づく避難路や避難施設等の整備への国の財政支援を強く求めること。</p>	<p>現在、県が進めている最大クラスの津波のシミュレーションの結果、避難路や避難施設等の整備が必要となった場合には、国庫補助事業の導入に向けた国との協議・調整を行うなど、漁業地域の防災力向上に資する取組を支援していきます。</p> <p>現在、県が行っている最大クラスの津波シミュレーションの結果を受け、避難路や避難施設等の整備が必要となった場合には、国庫補助事業の導入に向けた国との協議・調整を行うなど、都市地域の防災力向上に資する取組を支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p>	<p>漁港漁村課</p> <p>都市計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。</p> <p>① 津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所への実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後15分までとするなど安全確保策を徹底すること。</p>	<p>県では、県民一人ひとりの防災意識の向上に向け、岩手県地域防災サポーターを、沿岸地域の小学校へ派遣し、避難訓練の指導等を行っているほか、沿岸地域も含めた地域の自主防災組織が行う防災活動講習会に派遣する等、地域が進める防災対策(避難訓練等)の取組を支援しているところです。</p> <p>また、避難誘導については、沿岸12市町村全てにおいて津波災害時における消防団の避難ルールを定め、津波到達予想時刻の最低15分前までに活動を終了又は最低10分前までに高台退避を完了するとしており、避難誘導を行う消防団員の安全確保を図っています。</p>	<p>復興防災部</p>	<p>防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ② 大雨豪雨時の避難対策は、明るいうちの早期の避難を進めるために、気象庁等の台風・大雨情報を踏まえ、早めの避難指示の徹底を重視すること。新たな避難情報の内容を周知徹底すること。岩泉町の取り組みを踏まえ安全な避難場所を確保すること。</p>	<p>早めの避難指示の徹底について、県では、平成28年の台風第10号災害の教訓を踏まえ、大雨豪雨による災害が予想される場合、市町村における災害対応を支援するため、関係機関及び有識者等で構成する「岩手県風水害対策支援チーム」を平成29年に設置し、市町村における避難指示等の発令状況の把握や、被害の発生が予想される地域及び警戒が必要な時間帯を分析する等、市町村の防災対策を支援する体制を整備しているところです。 令和元年台風第19号接近時においては、同チームを招集し、明るい時間帯に避難を完了すること等、防災態勢を強化するよう県から市町村に対し助言を行ったところです。 また、県地域防災計画に「県の助言を受けた市町村は、できるだけ早期の避難指示の発令と日中の避難完了に努める」旨を追記したところであり、県としても引き続き、同チームを運用し、市町村における適切な避難指示等の発令が行われるよう支援していきます。 新たな避難情報の周知徹底について、県では、令和3年5月の法改正直後に市町村担当者連絡会議を開催して改正内容を周知したところです。また、盛岡地方気象台と連携し、毎年度、市町村職員の災害対応力強化を目的とした研修(講義、図上訓練)や気象防災ワークショップを行っているところです。 安全な避難場所の確保については、災害対策基本法施行令の規定を踏まえ、洪水浸水想定区域内に指定避難所が位置する場合、新たに当該区域外の施設の避難所への指定や施設の移転を検討する必要があります。 その際、施設の移転に関する費用のうち避難所に関する費用に関し、令和7年度まで緊急防災・減災事業債(起債充当率100%、交付税算入率70%)の活用が可能であり、市町村に対し、当該制度の活用について助言していきます。</p>	<p>復興防災部</p>	<p>防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ③ 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を急ぎ、地区ごとに周知徹底を図ること。土砂災害警戒区域等の指定を促進し、地域住民への周知徹底と避難計画等の取り組みを進めること。</p>	<p>県では、地域住民に対するハザードマップ等の周知を図るため、岩手県地域防災サポーター派遣制度を活用し、自治会や自主防災組織に対する研修会等を実施しています。 また、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒内にある要配慮者利用施設には避難確保計画の作成が義務付けられていることから、施設管理者向けの講習会を開催する等、市町村と連携して計画策定を促進しています。</p> <p>想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成は、平成27年の水防法の改正により定められたところであり、市町村が、この洪水ハザードマップを作成するためには、まず、河川管理者が、想定最大規模の浸水想定区域を指定し、それを市町村に提供する必要があります。 県では、市町村が早期に洪水ハザードマップの作成が可能となるよう、引き続き浸水想定区域の指定に取り組んでいきます。 土砂災害警戒区域等については、引き続き指定の推進を図り、市町村が取り組む避難確保計画の策定に対し必要な支援を行います。また、住民の土砂災害に対する認知度を高めるため、市町村と連携し広報に掲載するなど様々な方法を通じ取り組んでいきます。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ④ 高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(5月1日現在、25.1%)を徹底し、自主防災組織等による実践的な避難訓練を実施すること。</p>	<p>市町村では、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、高齢者や障がい者など避難支援を要する方の「避難行動要支援者名簿」や同名簿に基づく避難支援の個別避難計画の作成のほか、防災訓練の実施などの取組を進めているところです。 県では市町村に対し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、自主防災組織等の避難支援関係者との連携、防災訓練の実施等の取組について研修会や会議等を通じて働き掛けているほか、自主防災組織モデル事業や地域防災サポーターの派遣により地域での防災訓練の実施を支援しているところであり、災害発生時において実効性のある避難支援が行われるよう、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ⑤ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的実施するようにすること。</p>	<p>県では、社会福祉施設の防災対策の充実には、非常災害対策計画の策定と平時からの訓練実施、定期的な点検による計画等の改善などについて、施設が主体的に取り組むことが重要であると考えています。 このことを踏まえ、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施状況について、毎年、市町村等を通じて調査を行うとともに、調査結果を市町村や関係機関と共有しながら、計画未策定・訓練未実施施設に対しては、指導監査などの機会を通じて、施設に対して指導・助言を行うよう、所管する市町村等に依頼しているところです。 全ての社会福祉施設等で計画の策定及び訓練の実施が行われるよう、引き続き、市町村等と連携して取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ① 新型コロナ禍の下で、発展途上国以下といわれる体育館等の雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準(一人当たりの居住空間3.5㎡、最低トイレ数・初期は50人に1基、その後は20人に1基、女性対男性は3:1)をもとに、早急に改善を図ること。ホテル・旅館等の宿泊施設の活用を積極的に図ること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の経験を踏まえ、避難所を運営する市町村の参考としていただくため、平成25年度に「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、県内市町村に配付しています。 この作成モデルは、「スフィア基準」も参考に、避難所の空間配置や、プライバシーや安全に配慮した専用スペースの確保、男女別トイレの設置などを記載しています。 また、県では、令和2年7月に「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を作成し、県内市町村に配付し、感染症対策に配慮した避難所運営となるよう支援しており、このガイドラインでは、避難所の不足が予測される場合はホテル・旅館等の活用を検討するよう記載しています。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ② 高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。ホテル・旅館の活用、福祉避難所の指定と活用を図る具体的取り組みを進めること。ペット同伴の避難場所を確保すること。</p>	<p>県では、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、市町村のマニュアル策定を支援しています。この作成モデルの中では、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦等に十分配慮した避難所運営となるよう求めており、福祉避難所の設置・活用や、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移動していただくなど、要配慮者への対応における留意事項についても記載しています。</p> <p>また、物資の確保体制の整備として、紙おむつ、粉ミルク・哺乳ビンなどの乳幼児用品を始めとする、乳幼児、妊産婦のための物資を速やかに届けられる仕組みの構築のほか、妊産婦のための休養スペースや授乳スペースを設置しプライバシーを確保することなど、妊産婦や乳幼児に配慮した避難所運営を求めています。</p> <p>ペット連れの避難者への対応についても、飼育用スペースの確保や他の避難者へ配慮すべき点などを記載しています。</p> <p>また、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、「社会福祉施設や特別支援学校、ホテル・旅館等も含め、指定福祉避難所の確保のため柔軟に検討する」とあり、県では市町村担当職員を対象とした研修会において、作成モデルの内容と併せてこのガイドラインの趣旨も説明し、市町村の取組を支援しています。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ③ 避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベッドは必要数を48時間以内に確保すること。夏場は冷暖房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。</p>	<p>避難所運営に必要な物資については、各市町村において備蓄が進められているところですが、県として、市町村の対応を補完する観点から、避難所開設時に必要となる食料、飲料水、毛布、組立式洋式トイレのほか、マスク、消毒液、段ボールベッド、テント等の感染症対策物資について、一定量、備蓄を進めています。</p> <p>また、国の「プッシュ型支援」や民間団体等との応援協定に基づく調達も可能であることから、今後においても、国、県、市町村、民間団体等が互いに協力し合い、必要な物資の調達・確保に努めていきます。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。</p>	<p>平成25年度に作成した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」において、避難所の食料の調達に当たっては可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮するよう、市町村に周知しています。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ⑤ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。</p>	<p>災害対策基本法では、東日本大震災津波での教訓から、避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮が規定されており、県地域防災計画において、市町村による在宅避難者の把握や支援について定めているところです。 また、台風災害時においては、市町村において在宅被災者の状況把握や支援物資の提供など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われたところです。 県としては、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、被災者の状況に応じた支援が行われるよう、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ⑥ 東日本大震災津波等の震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない具体的な対策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波等において、災害関連死の多くが高齢者であり、避難所生活等の環境変化による肉体的・精神的な負担がその主な要因と考えられることから、避難所における高齢者に対するケアが特に重要と考えられます。「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズにあった避難所の環境整備の必要性等をまとめており、県が作成した避難所運営マニュアル作成モデルを市町村に配布することによる各市町村のマニュアル作成支援や市町村担当者を対象とした研修会の開催を通じて、避難所の環境の改善を図るなどの対応をしているところです。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ① 東日本大震災津波からの取り組みの教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようにすること。</p>	<p>被災者一人ひとりの被災状況に応じた個別の生活再建支援計画を立て、総合的に支援する「災害ケースマネジメント」については、被災者の多様な課題に対応した支援を行うための有効な取組の一つと認識しています。 本県では、東日本大震災津波に際して、市町村による被災者への相談支援に加え、県が被災者相談支援センター等を設置し、相談員や弁護士など専門家等による相談対応を行ったほか、恒久的住宅に移行後も生活面や経済面等で多様な課題を抱える被災者に対し、一人ひとりの状況に応じた支援をするため、令和3年度からいわて被災者支援センターを設置したところです。 また、平成28年台風第10号災害で、岩泉町が弁護士会や民間団体等と設置した「岩泉よりそい・みらいネット」による相談支援について、日本弁護士会連合会において「災害ケースマネジメント」の実施例とされています。 県としては、これまでの災害から得た経験やノウハウを踏まえながら、被災者一人ひとりに寄り添って支援する仕組みを検討していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第二部】 十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風19号災害・2016年台風10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ② 一人暮らし高齢者等要支援者の見守りを強化し、被災者が助け合い共同して自発的な活動ができるコミュニティの形成・確立に取り組むこと。</p>	<p>被災者が恒久的住宅など新しい居住環境で安心して生活するためには、地域住民がお互いに支え合うコミュニティの形成が必要なことから、県では、東日本大震災津波で被災した市町村と支援団体等を調整するコーディネーターを配置し、体制づくりや人材育成に関するノウハウ等について助言するなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援するとともに、被災者の見守り等の個別支援に加え、住民相互に支え合うコミュニティ形成を行う地域支援に取り組んでいます。 今後も、市町村等と連携しながらコミュニティ形成の取組を支援するほか、コミュニティ形成のノウハウや事例等をまとめた事例集の活用等により、コミュニティ形成が円滑に行われるよう支援していきます。 また、災害発生時に、障がい者や高齢者などで自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が無事避難し、安心して避難所で生活を送ることは重要であり、県では毎年研修会を開催し、市町村の防災担当者及び福祉担当者に対し助言等を行っており、今後も事例紹介や情報・意見交換を図りながら市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
【第三部】県民の命とくらしを守る新たな県政めざして				
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は、高校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。 1) 子どもの医療費助成は、市町村ではすでに28市町村が高校卒業までの医療助成を実施しており、高校卒業までの現物給付化を早期に実施するよう取り組むこと。</p>	<p>現物給付の対象拡大については、新たに国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があることに加え、今般の中学生までの拡大に際しても、県内全市町村が中学生までの医療費助成を開始したことを契機としたように、これまで全県一律で導入してきた経緯があり、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において全県で現物給付を拡大した場合、利便性等の面で市町村間に格差が生じる等の影響も懸念されることから、高校生への現物給付の拡大は、各市町村の助成対象拡大の状況を踏まえて検討すべきと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は、高校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。 2) 県単独医療費助成については小学校通院まで拡充すること。一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断の下に拡充が図られてきており、県が助成対象を小学校通院まで拡大したとしても、直ちにサービス向上に結びつくものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があります。 また、本県の医療費助成制度の導入に際しては、増大する福祉サービスへの対応や、受益者以外の県民との負担の公平性の観点から、受益者が、その能力に応じて負担するという考え方を根幹としてきた経緯があります。 子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めていくとともに、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、国の動向を注視しながら、県の医療福祉政策全体の中で総合的に検討する必要があるものと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は、高校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。 3) 国に現物給付化に対するペナルティーの廃止を強く求めること。</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化と、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止について継続して要望してきたところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 1) 国保税加入者は低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても2倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は1兆円の公費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、協会けんぽ並みの水準まで国保税の引き下げを実現すること。</p>	<p>今後の医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任のもと、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 2) 全国知事会が要望し、宮古市・陸前高田市が実施している「子どもの均等割りの免除」を国の責任で実施するよう求めるとともに、県内市町村でも「子どもの均等割りの免除・軽減」に取り組むこと。「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の軽減・撤廃をもとめ不合理な仕組みを是正すること。</p>	<p>子どもの均等割の免除・軽減については、個別の市町村が財源負担を行いながら導入するものではなく、また、各自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきであり、引き続き、全国知事会等を通じて、国において必要な措置が講じられるよう求めていきたいと考えています。 なお、子どもに係る均等割保険料について、国では令和4年度から未就学児に係る均等割の5割を軽減することとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 3) 新型コロナ感染者に対する傷病手当については、個人事業主も対象にするよう取り組むこと。</p>	<p>傷病手当金については、自営業者は、新型コロナウイルス感染症に関する国の交付金の対象とはなっておらず、傷病手当金を給付する場合は、保険者である市町村が条例に基づき判断することとなっています。 県としては、引き続き、市町村に対し、財政健全化の観点から、適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 4) 高すぎる国保税の引き下げのために、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、「財政健全化のためには、決算補填等を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。 国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できるとされており、その具体的な基準については、個々の生活実態等を踏まえて、保険者である各市町村の判断により決定しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 5)「決算補てんを目的とした法定外繰り入れは解消に努める必要がある」「県内統一保険料をめざす」としている第2期岩手県国保運営方針は見直し、高すぎる国保税の引き上げを抑えることを基本に、市町村独自の一般会計からの繰り入れを認めること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、「財政健全化のためには、決算補填等を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。 国保税の軽減については、災害や失業等により、生活が著しく困難になった場合など特別な事情がある場合に、条例により減免ができることとされています。 国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できるとされており、その具体的な基準については、個々の生活実態等を踏まえて、保険者である各市町村の判断により決定しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 6) 盛岡市の取り組みを踏まえ、滞納者に対する資格証明書の発行、短期保険証の発行はやめ、未交付は直ちに是正すること。滞納者への資産等の差し押さえを見直すこと。</p>	<p>短期被保険者証や資格証明書については、催告に応じていただけない国保税滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、市町村に対して、必要な医療を受ける機会を制限することのないよう、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細やかな対応をするよう要請しているところ。滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。 都市部や周辺部などによって、加入者の層の違いがあるなど、市町村ごとに様々な実情があるものと考えられることから、盛岡市の事例も参考に、市町村において適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 7) 滋賀県野洲市、盛岡市の取り組みに学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。</p>	<p>被保険者が保険税を滞納する背景には、様々な状況が考えられ、税負担に関する公平性等を確保する観点から、滞納処分や短期被保険者証等の交付は、担税能力がありながら納付していただけない方に対する手段として、一定の効果があるものと考えており、現状においても、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。 一方で、滞納の要因が、失業や疾病などによる経済的困窮である場合など、真に納付が困難な場合にあつては、分割納付や徴収猶予等の対応のほか、生活困窮者の自立支援を担当する部署と連携した支援などにより、滞納者に寄り添ったきめ細やかな対応を行うよう、市町村に対して要請を行っているところ。滋賀県野洲市のように滞納者の生活再建の視点も踏まえた対応については、県内でも実施している市町村があることから、県内市町村で共有を図りながら、滞納者個々の実情に応じた適切な対応を促していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 8)後期高齢者医療保険の医療費窓口2割負担の導入に反対すること。低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対する短期保険証の発行、資産の差し押さえはやめること。</p>	<p>一定の所得がある後期高齢者の窓口負担については、令和4年10月から2割に引き上げられることとされたところですが、施行後3年間は、長期頻回受診者の1月分の負担増が3,000円以内となるよう配慮措置が講じられることとなったところです。 均等割の特例軽減措置は、令和3年度から本則の7割軽減に戻っていますが、これまでの9割軽減対象者に対しては、国において介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金が支給されています。 短期被保険者証については、催告に応じていただけない保険料滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細やかな対応をするよう要請しています。 後期高齢者医療制度は、加入者が納める保険料と国からの交付金等を財源としていることから、制度運営の安定化のため、確実な収納が必要であると考えており、滞納処分は、保険料負担に関する公平性等を確保するため、負担能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。 県としては、保険料を納付できない方は、失業や疾病などに起因する経済的理由による場合など様々なケースがあることから、分割納付や徴収猶予等にきめ細かく対応するよう、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して助言しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 9)在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 県の基準においては、障害基礎年金1級を受給している方を対象としていますが、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 県の補助対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。 なお、県では、市町村が、保険給付の対象外となっている在宅酸素療法患者が使用する酸素濃縮器の使用電気料金を助成する場合に、その経費の一部を補助しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 1) 介護施設等高齢者施設に対する新型コロナ感染症対策を徹底すること。介護従事者と利用者に対するPCR検査の実施、衛生用品・防護具等の支給、介護事業者への減収補填を行うこと。</p>	<p>県では、介護施設等が新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しつつ介護サービス等を継続的に提供できるよう、新型コロナウイルス感染症チェックリストによる点検や研修動画の周知、啓発資料の配布などとともに、いわて感染制御支援チーム(ICAT)の技術的助言・指導により、感染防止対策に向けた取組を支援しているほか、感染症対策に係る衛生用品の購入経費への支援などに取り組んでいます。 衛生用品・防護具等については、国から都道府県に対し、介護施設等への緊急要請時の配布や都道府県における備蓄のため、防護具等の衛生・防護用品が配布されたほか、県においても国庫補助金を活用して購入し備蓄しています。 減収補填については、新型コロナウイルス感染症への対応等により、一時的に介護報酬の基本サービス費の算定要件や人員基準を満たすことができなくなる場合等においても、一定の取組を行った場合には、介護報酬の算定が可能であるなど、国から柔軟な取扱いが認められているほか、経営資金が必要な場合には、独立行政法人福祉医療機構による、無担保・無利子での経営資金の融資制度が用意されています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 2) 全産業の平均と比べ月9万円以上も低い介護労働者の抜本的な待遇改善を図ること。実態に合わない人員配置基準(現行4対1)を2対1に改善すること。人員・施設基準の緩和は絶対に行わないこと。</p>	<p>県では、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーの開催等により事業所の取組を支援しており、今後も岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件や処遇の改善に向けた取組を進めていきます。 また、県は、これまで国に対して、介護保険制度の改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について要望を行ってきており、令和4年2月から9月までの間、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置が講じられるとともに、令和4年10月以降については、臨時の報酬改定により財政措置が継続することとなっています。 人員配置基準については、国の規制改革推進会議において議論が行われており、今後も国の動向を注視しつつ、必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 3) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者解消の計画を立て、待機者(4311人、在宅1262人、早期入所が必要833人、4月1日現在)が増加する一方で、3年間の整備計画は504床にとどまっており、待機者の解消に特別の取り組みを行うこと。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。施設整備への補助を増額すること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した第8期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により、引き続き支援していきます。なお、市町村の判断により多床室の特別養護老人ホームを整備することも可能であり、補助の対象としています。また、令和元年度から、地域密着型の特別養護老人ホームに係る補助単価を増額したところです。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 4) 今年の8月から低所得者に対する補足給付の見直しによって大幅な負担増が強いられています。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態、負担増の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p>	<p>補足給付の見直しによる負担増の実態について、市町村に対し調査を行った結果、令和3年11月末現在で、預貯金要件の見直しにより補足給付の対象外となった方は約730人、食費の負担限度額の引上げにより負担増となった方は約5,300人となっています。 調査時点において、市町村からは介護保険施設を退所せざるを得ないといった相談は寄せられていないと聞いていますが、相談があった場合には、市町村と連携し、寄り添った対応を行っていきます。 あわせて、県としては、介護が必要な方々に必要なサービスが提供されることが重要であると認識しており、これまで国に対して、制度運用上の課題等を十分把握した上で必要な見直しを行うとともに、低所得者対策を一層拡充するよう要望してきたところであり、今後も国の動向を注視しつつ、必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 5) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的にとりくむこと。介護療養病床の廃止(2017年度末で廃止、23年度末まで経過措置)に対応し必要な介護医療院への転換・確保を図ること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向等を勘案しながら策定した第8期介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには宅老所がモデルとなって創設されたともいわれる小規模多機能型居宅介護事業所を始めとする在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援していきます。 また、介護療養病床については、その転換の受け皿として新たな介護保険施設である介護医療院が創設されたことから、県では転換に要する経費に係る補助制度を設けたところであり、介護療養病床を持つ医療機関の転換意向も踏まえつつ、必要な対応を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 6) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>県では、介護保険制度の改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>介護保険制度においては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式が採用されており、介護を必要とする高齢者等が適切にサービスを利用することができるよう、また、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、要介護認定や利用限度額が設けられています。 県では、各介護認定審査会において適切な認定調査及び審査判定が行われるよう、認定調査員や主治医、審査会委員を対象とした研修の実施等により、保険者(市町村)の取組を支援しています。 また、県としては、介護を要する高齢者に必要なサービスが適切に提供され、保険者が安定的に運営できるような介護保険制度にしていくことが重要であると認識しており、今後も国の施策の動向を注視しながら、国に対し必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 8) 全国最低の居宅サービス利用量となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、花巻市で実施している在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。在宅介護世帯への補助・支援を強化すること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題があると考えられています。このことから、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。 介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者への支援については、市町村において地域包括支援センターが高齢者世帯への戸別訪問等により介護サービスの利用など適切な支援につなげているところですが、県としては地域包括支援センター職員を対象とした研修等を通じた同センター職員の資質向上や個々の福祉課題をサービスに結び付ける地域福祉活動コーディネーター等の育成を行い、市町村が地域の実情に応じて行う相談支援の充実を支援していきます。 また、介護を要する方やそのご家族の経済的な負担を軽減するための支援策については、国の地域支援事業を活用し、家族介護者への慰労金として支給されており、事業実施主体の市町村と連携しながら多くの方に利用いただけるよう周知を図っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 9) 愛知県大府市の取り組みを参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取り組みと体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等の窓口への相談、早期対応につなげることが重要です。 県では、早期発見から診断、治療につなげる市町村の初期集中支援チームの運営を支援しています。 令和3年度には、認知症疾患医療センターを新たに4か所指定し、全ての二次保健医療圏に設置したところであり、同センターを中核とした専門的な認知症医療体制の構築に取り組んでいます。 また、市町村の地域ケア会議へ医療・介護の専門職が参画し、多職種連携による関係機関のネットワーク構築が図られるよう、アドバイザーを派遣するなどの支援を行っているほか、必要な介護サービス基盤の整備を促進するなど、医療と介護等の連携による認知症施策に取り組んでいます。 引き続き、大府市の取組も参考にしながら、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 10) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。 県では、市町村に対し、センターへの適正な職員配置や実施方針(運営方針)の策定・提示を促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するほか、センター職員の資質向上に向けた研修の実施等、市町村による地域包括支援センターの機能の充実・強化に資する取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 1) 厚労省が唐突に公表した全国430の公立・公的病院の再編統合リストは、医療費削減と病床削減をめざすことを目的に、機械的な基準で地域医療と地域病院の役割を無視したものです。何よりも新型コロナ対応の感染症対策が欠落したものであり撤回を求めること。絶対的な医師不足の中で、医師の大幅な増員と確保を図り、新型コロナ対応でも重要な役割を果たしている公立・公的病院の充実を実現すること。</p>	<p>本県では、再検証の対象とされた医療機関の大半において、既に一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが進められており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想調整会議では、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。 また、地域において効率的で質の高い医療提供体制を構築するためには、医師の確保が大前提であり、全国的な医師の不足と地域偏在を根本的に解消するためには、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、医師不足12県の知事により設立した「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」において、関係者への理解促進や国民の機運醸成を図りながら、実効性のある医師確保・偏在対策の実現に向けた提言を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 2)「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。</p>	<p>国の財政制度審議会や経済財政諮問会議においては、人口当たりの病床数と入院医療費との間に強い相関関係があることを理由に、医療費の適正化には病床数の適正化が必要であるという考えが示されていると承知しています。 県としては、医療費に与える影響については、様々な要因が指摘されているため一概には言えず、むしろ医師不足の本県にあっては、医師をしっかりと確保し、県民が必要な医療を適切に受けられることが重要であると考えています。 このため県では、高齢化の進展などに伴う医療需要の変化に対応し、将来に渡って質の高い医療を効率的に提供していく観点から、医師の確保に取り組むとともに、病床機能の分化と連携を推進していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 3) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍加し、OECDなみ(14万人増)に医師を増員すること。引き続き「地域枠」の確保や医師奨学生の拡充と地域病院への配置を進めること。</p>	<p>県では、国に対して大学医学部養成数増の恒久化について毎年度要望を行っており、令和4年度までは本県唯一の医育機関である岩手医科大学の定員の維持が認められ、これに伴う地域枠も確保されています。 また、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和3年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところで、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和3年度は、県全体で19名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 4) 産科・小児科・救急医療などの医師確保の取り組みを特別に重視して具体的な対策を講じること。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、特に産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度からは医療局奨学資金に産婦人科特別枠を設けており、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 5) 県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。院内助産、産前産後ケアの取り組みを強化し、開業助産院への支援を行うこと。</p>	<p>【医療政策室】 県では、医師養成などにより産科医の確保に取り組んできたところ、令和2年度からは、産科等を選択した地域枠養成医師に対する新たな特例措置を開始したほか、医療局奨学金に特別貸付枠を設けるなど、更なる産科医の確保に向けて取り組んでいます。 引き続きリスクに応じた分娩取扱医療機関の連携を進め、医療提供体制の強化を図るとともに、産科診療所への新たな設備導入等の支援、モバイル型妊婦胎児監視モニターを活用した救急搬送体制の強化や、市町村と連携してハイリスク妊産婦の通院等を支援する事業などの取組により、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。 また、院内助産等の取組については、医師の負担軽減や妊産婦の多様なニーズに対応する上で有効であると考えており、その取組の促進や院内助産、助産師外来等を担う人材の育成・確保が重要と認識しています。 県では、この人材育成・確保の更なる取組を進めるとともに、これまで県周産期医療協議会等において、助産師の人材確保や活用策などの議論を行ってきたところであるが、引き続き同協議会等において意見を伺いながら、院内助産や助産師外来も含めた周産期医療体制の検討を進めていきます。</p> <p>【子ども子育て支援室】 令和4年度から、産後ケア利用者が負担する利用料を市町村が無償化した場合、その経費について県から市町村に対し補助を行う「産後ケア利用促進事業費補助」を実施することとしたところであり、産後ケア利用者の経済的負担を軽減し、支援を必要としている方が適切な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。</p>	保健福祉部	医療政策室 子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 6) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。</p>	<p>県では、不妊に悩む夫婦を支援するため、不妊専門相談センターによる相談支援を行っているほか、令和4年度からの保険適用の円滑な移行に向け、移行期に治療を受けている者の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給することとしています。 また、県内で希望する治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実に図るための財政支援を、国に要望しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 7) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月8日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師に負担を強いる夜勤二交代制や夜勤専従を強要しないこと。看護師確保の奨学金制度の活用と拡充を図ること。</p>	<p>県では、医療従事者が働きやすい職場環境づくりの取組を推進するため、岩手県勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関に対して社会保険労務士等のアドバイザーや研修講師の派遣、勤務環境改善に資する設備整備などの支援に取り組んでいるところです。 また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職委修学資金貸付制度のほか、中学生・高校生看護進学セミナーやナースセンターによる再就業支援などに取り組んでいるところです。 今後も、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組が推進されるよう、各医療機関に対して必要な支援と啓発を行っていくとともに、看護職員の確保と定着に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、个人防护具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていきます。 また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うように要望していきます。 抗インフルエンザ薬等の備蓄については、国の備蓄方針に基づき、タミフルやリレンザ、イナビル等を備蓄し、発生時に迅速に配布が出来るよう、使用期限に留意し、計画的な備蓄更新を行っています。 さらに、新型インフルエンザワクチンの優先接種者の登録については、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野について進められており、県としても必要な協力をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>はしか(麻しん)及び風しんについては、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、それぞれに特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところです。 麻しん及び風しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。 県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。 風しんについては、平成26年度から風しんの予防接種が必要な方を抽出する検査の公費助成事業を実施しています。 また、平成30年7月以降の風しん患者の増加を受けて、抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を定期接種の対象とし、令和4年3月31日までの時限措置として、公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、接種勧奨は再開せず、疫学調査など徹底した検証を求めること。</p>	<p>ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認の上、平成25年4月1日より、予防接種法の定期接種に追加されています。 子宮頸がんワクチンについては、平成25年6月から国の方針により、接種後の副反応等が明らかになるまでから定期接種の積極的勧奨を控えてきたところではありますが、国の専門家部会において、安全性や有効性を示すデータが国内外で収集出来ているとして、令和6年4月より積極的勧奨を再開することが決定されました。 岩手県での接種者数については、13歳女子を対象とした場合、令和元年度は5,102人の対象者に対し、1回目までが161人(3.16%)、2回目までが91人(1.78%)、3回目までが86人(1.69%)となっています。 令和2年度は、5,002人の対象者に対し、1回目までが658人(13.15%)、2回目までが532人(10.63%)、3回目までが325人(6.49%)となっており、年々増加しているものの、他の予防接種と比較すると低い状況にあります。 国による積極的勧奨の再開を踏まえ、県では、接種を希望する方が機会を逃すことがないよう、引き続き市町村への情報提供等に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、令和3年度は前年度比の約2倍の発生件数となるなど、冬季を中心に流行し、保育所や社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、県内の流行状況をホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し感染予防対策の啓発を行っているほか、保育所等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。 B型肝炎ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認の上、平成28年10月1日より、予防接種法の定期接種に追加されており、また、ロタウイルスワクチンについても、令和2年10月1日から、予防接種法の定期接種に追加されています。 性感染症対策については、近年の全国的な梅毒患者の増加を踏まえ、平成29年度より保健所での梅毒無料匿名検査を開始しています。 引き続き、性感染症の発生動向を注視し、保健所で行っているHIV、梅毒、クラミジア無料匿名検査の周知を図るとともに、予防のための普及啓発を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>県では、エボラ出血熱患者の発生に備え、第一種感染症指定医療機関や保健所の対応について訓練・研修を実施し、万々に備えています。 また、デング熱及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症については、岩手県蚊媒介感染症対策行動計画に基づき、発生時には保健所に相談窓口を設置するほか、医療機関との連携を強化し、情報提供の徹底するとともに、平時においても県民に対し蚊の発生防止策について周知し、対策を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 6) 保健所の体制を抜本的に強化すること。保健師を大幅に増員すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられた令和2年度以降、保健所保健課に配置する職員を12名増員したほか、13名の退職保健師を任用し、各保健所の体制強化に努めてきたところです。 こうした保健所職員の増員に加え、令和3年6月には、保健所の積極的疫学調査や健康観察の業務を支援するため、県庁に保健所支援本部を設置し、1日当たり最大15人体制で対応するなど、その機能強化を図ってきたほか、専門職員の保健所間応援派遣や広域振興局内の他部からの応援派遣等も行っています。 引き続き、新型コロナウイルス感染症に迅速かつ的確に対応できるよう、保健師をはじめとする専門職員の確保に取り組むとともに、業務支援の機動的な運用や保健所支援チームの迅速な派遣などに取り組み、保健所の体制強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>障害福祉サービスの利用料は、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられているところですが、実態を踏まえ、国に対する働きかけを検討します。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ② 障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。</p>	<p>障害福祉サービスの支給決定は、障害者総合支援法に基づき、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の意見書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認の上、実施することとしています。 県では、障害福祉サービスの支給決定等の事務が適切に行われるよう、認定調査員を対象とした研修を実施し資質の向上に努めています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ③ 内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。</p>	<p>障害者総合支援法における「障害者」は同法第4条に規定されているものであり、対象範囲については国において定めるものです。 なお、障害者総合支援法に規定する「障害者」には、内部障害、発達障害、高次脳機能障害は含まれており、難病については、厚生労働省が指定する疾病が同法の対象とされています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ④ 地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。</p>	<p>地域生活支援事業費については、障害者総合支援法により、予算の範囲内での補助事業とされており、費用の100分の50以内を国が、100分の25以内を県が補助することができることとされているところですが、国から交付される補助金額が、県や市町村の所要額を下回っていることから、県負担分も含め、やむなく市町村に対する補助を割り落して執行している状況です。 県としては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、政府予算提言・要望において要望を行っています。 また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国に対し、要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ⑤ 相談支援をはじめすべての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げをはかること。</p>	<p>国に対しては、相談支援専門員の業務内容を適切に評価し事業所が安定的な経営を行えるよう計画相談に関する報酬単価の引上げを要望しているほか、他のサービス報酬に関しても報酬設定の見直し等を要望しているところです。 なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、改定率が+0.56%となっており、さらに、令和3年の国の補正予算で、令和4年2月から9月までの間の福祉・介護職員の処遇を改善するため、標準的な職員配置の事業所で福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金を交付する「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が措置されるとともに、令和4年10月以降は臨時の報酬改定を実施し、同様の措置を継続することとしていることから、事業者が良質なサービスを提供できるよう、今後も国の動向等を注視しながら必要に応じ報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2) 障がい者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料が発生する制度の撤回・見直しを求めること。介護保険サービスの利用者負担軽減を要支援の障がい者も対象とするよう改善を求めること。</p>	<p>障害者総合支援法の改正により、平成30年度から、65歳到達前に一定期間に渡り障がい福祉サービスを利用していた低所得の障がい者が介護保険に移行した際の利用者負担を軽減する「新高額障害福祉サービス等給付費」の支給が開始されています。 高齢障がい者の介護保険への移行状況や当該給付費の支給事務の状況について把握した上で、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意しつつ、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、必要に応じて、制度改善について国への働きかけを検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ① バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。</p>	<p>障害福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しています。 県では、グループホームについては、必要なサービス見込量の達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設整備への支援等を行っています。 また、入所施設については、地域生活への移行支援を進めながら、真に入所サービスを必要とする障がい児や障がい者の受入可能な定員総数を維持していきます。</p> <p>新規整備及び建替を行う県営住宅については、平成24年に改正した県営住宅等条例及び条例施行規則に規定された仕様(床の段差解消、手摺の設置、エレベータの設置等)に基づき整備を進めています。 既存住宅の改善事業では、すべての入居者が安全で快適に利用できるよう、バリアフリー対応やユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修を進めています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ② 在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。</p>	<p>県では、介助する家族の負担軽減を図るため、平成29年度に在宅超重症児(者)等短期入所者受入体制支援事業を創設し、医療的ケアを必要とする障がい児を含む超重症児者等の短期入所受入体制の整備に取り組んでおり、引き続き、市町村に対し事業の実施を働きかけるとともに、受入れ事業所の拡充を図っていきます。 また、平成28年度の児童福祉法等の改正により、医療的ケア児支援に携わる関連分野が連携する協議の場の設置が義務付けられたことを受け、県では、医療、保健、保育、教育等の関係者を委員とした「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」を設置しており、当会議での御意見を踏まえながら、医療的ケア児やその御家族への切れ目ない支援のための具体的な方策を検討していきます。 さらに、令和4年度には、令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族への相談支援や支援に係る関係機関との連絡調整や情報共有、医療的ケア児の支援者等に対する研修等を実施することとしています。 なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児者に対する基本報酬が新設されるなど支援の充実が図られたところですが、引き続き、国の動向等を注視しながら必要に応じ報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ③ ホームヘルプサービスや移動支援の拡充など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。</p>	<p>居宅介護等障害福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しており、その達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設等の整備支援等を行っています。 移動支援は市町村の地域生活支援事業において実施されているものであり、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し当該事業への十分な財政措置を要望しています。 緊急時の支援システムについては、各市町村において、障がい者の地域生活への移行を支援するため、短期入所等の緊急時の受入体制を含め、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備が進められており、県としても、施設の整備支援などにより、市町村の取組を支援します。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 4) 障がい者の高齢化が進行する中で、市町村に地域生活拠点施設の整備を進めること。</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、地域生活支援の機能をさらに強化する地域生活拠点の整備は重要と考えています。 緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について令和4年度政府予算提言・要望において要望したところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。 また、地域生活支援拠点のための施設を整備する必要がある場合は、施設等の整備に係る支援を行っています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障 ① 就労継続支援A型、B型の整備を早急に進めること。</p>	<p>就労継続支援A型、B型事業所を含め、障害福祉サービスについては、県、市町村が定める障がい福祉計画においてサービス利用の見込量等を設定しています。 このため、県では、見込量の確保に向けて、地域の自立支援協議会等の場でサービスの主体となる市町村への情報提供や助言を行うとともに、事業者に対して施設等の整備に係る支援を行っています。 また、国に対しては、障害福祉サービス事業所等の施設等の整備補助の予算の充実を要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障 ② 法定雇用率の引き上げを厳守させること。2018年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を確実に実施すること。</p>	<p>改正障害者雇用促進法の施行により、精神障がい者が法定雇用率の算定対象に加わったことや令和3年3月1日から法定雇用率が引き上げられたことから、障がい者雇用の促進に向け、障がいに対する企業や事業所等の一層の理解促進を図るとともに、労働、教育等の分野と連携し、障がい者の能力や特性に応じた就労支援に取り組んでいきます。</p> <p>県内の民間企業における障がい者の実雇用率は、2.37%(令和3年6月1日現在)と前年から0.09ポイント上昇して過去最高を記録し、法定雇用率(2.3%)を上回っています。 また、雇用義務の対象となる障がい者に平成30年度から精神障がい者が加わったことを踏まえ、県が実施する事業所向け障がい者雇用セミナーや就労支援機関の職員向け実務者研修において、精神・発達障がいの特性と受入れ・支援のポイントを説明し、企業の理解促進に努めています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障 ③ 障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障がい者の医療の拡充を図ること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、各障がい保健福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置して就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っており、必要に応じてジョブコーチ支援を行う岩手障害者職業センターと連携し、障がい者の就労を支援しています。 また、障がい者の医療費については、自立支援医療費や重度心身障害者医療費助成等により軽減が図られています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 6) 障がい者の療育や保護者支援 障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。</p>	<p>障がい福祉サービスの契約制度は、障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるよう導入され、国や地方の負担に加えて、安定した制度運用を図るため、利用者の所得に応じて一定の負担を求める仕組みとなっていますが、同時に所得に応じた利用者負担の上限や実費負担の減免措置が設けられています。なお、幼児教育の無償化に伴い、令和元年10月より未就学児は障害児支援を無償で受けられるようになりました。 また、サービス基盤となる通所施設等の整備や機能強化については、県障がい福祉計画等に基づき、国庫補助制度を活用しながら必要な施設整備を支援していきます。 放課後等デイサービスについては、令和3年度において基本報酬等の体系見直しが行われており、引き続き、国の動向を注視しながら、必要な支援等を検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ① 特別支援学校の新たな「設置基準」を踏まえて、特別支援学校の施設整備を進め教室不足(39)を解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、令和3年5月に策定した岩手県立特別支援学校整備計画に基づき、各地域の実情に合わせた学びの場の整備を進めています。本計画と設置基準に基づきながら、狭あい化や教室不足の解消が図られるよう市町村や県の他部局等と連携しながら整備に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ② 看護師の配置で普通学級に通学できる医療的ケア児に対する支援を強化すること。</p>	<p>小中学校等については、国において看護師の配置や体制整備を進める事業を展開していることから、これらの動向や関連する情報を市町村教育委員会に提供するとともに、新たに作成した「岩手県立学校における医療的ケア実施指針」を活用していただきながら、個に応じた学習環境を整備することの必要性や取組について、理解と推進を図っているところです。 今後、小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の状況の把握に努め、市町村教育委員会と連携しながら、学びの場や支援体制の構築が図られるように取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ③ 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大し、令和元年度に小中学校全学年での35人以下学級が実現したところです。 今後も35人学級を継続し、特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ④ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。</p>	<p>これまでも教職員の基礎定数に加え、小学校専科加配など、学校が個々に抱える課題解決のための加配教員を配置しています。さらに、国の補助を活用し、サポート推進事業を進めており、小中学校に会計年度任用職員を配置するなど、児童・生徒の基礎学力の定着や学校生活の安定のために対応しています。今後も児童・生徒の学校生活がより充実していくよう、国の加配や県の事業の活用を効果的に進めていきます。 また、県立学校のバリアフリー化については、「ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ、自動ドア、スロープ及び多目的トイレなどの整備を順次進めており、今後も着実に整備を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 8) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求めること。</p>	<p>自立支援医療制度は、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、費用が高額な治療を長期に渡り実施しなければならない方等については、更に軽減措置を実施しているところですが、実態を踏まえ、国に対する働きかけを検討します。 難病医療費については、他制度との公平性を勘案しつつ、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められているところですが、医療費助成も含めた難病対策の在り方については、難病法の附則に基づき国で検討が行われ、令和3年7月に国の専門委員会から「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が提出されたところです。 現在、国において検討が行われているところであり、県としてはその動向を注視していきます。 重度心身障がい者医療費助成制度を国の制度とすることを国に要望することについては、全国知事会とも連携を図りながら対応を検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 9) 県議会での請願採択を踏まえて、「手話言語条例」の早期制定に取り組むこと。</p>	<p>令和元年6月県議会において、「岩手県手話言語条例の制定を求める請願」が採択され、執行部に対して送付されたことを受け、県では、請願団体と意見交換を実施するとともに、「手話の普及等に関する条例(仮称)」として条例案骨子を取りまとめ、令和3年2月議会定例会への提案を目指し、令和2年12月県議会定例会提出予定議案等説明会において、説明したところです。 しかしながら、請願団体から、条例の名称や規定内容の修正等を求める強い意見・要望が示されたことから、2月議会定例会への提案を見送り、改めて、本条例について検討を行うこととしたものです。 令和3年度は、条例制定に向け、これまで4回(8月3日、9月3日、9月27日、12月13日)にわたり請願団体と意見交換等を行っていますが、県条例案骨子の内容と請願団体が求めるものとの差が大きく、早期の条例制定は難しい状況です。一方、請願団体からは、「毎月1回意見交換を行っていきたい」「納得ができるまで十分に協議を行いたい」との意見もあることから、引き続き、請願団体との意見交換を重ねながら、条例制定に向けて取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 10) 鉄道・バスなど障がい者の交通運賃の割引制度を精神障害者も対象にし拡充すること。参政権、情報の保障に取り組むこと。</p>	<p>県内では、鉄道事業者においては、第三セクター鉄道である三陸鉄道株式会社及びIGRいわて銀河鉄道株式会社が、バス事業者においては、岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社、ジェイアールバス東北株式会社等が、精神障がい者への運賃割引を実施しているところです。 県としては、精神障がい者の社会参加の促進・移動手段の確保を図るため、精神障がい者に係る運賃の割引が実施されるよう、引き続き、未実施の事業者働きかけを行っていきます。</p> <p>精神障がい者の交通運賃の割引に関しては、平成28年4月1日から、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としたバス運賃の割引が、また、平成30年10月からは航空運賃の割引が開始されています。 県では、精神障害者保健福祉手帳の所持者が、他の障がいの手帳所持者と同様の公共交通機関の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、国に対し、要望しています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 11) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>県では、条例に基づく障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村又は市町村社会福祉協議会に設置するとともに、リーフレットの配布等により、県民への周知に努めています。 令和元年度からは、県内事業所及び団体からの要望により、障がい者の権利擁護に係る出前講座として職員を派遣しており、障がいの特性や障がい者への合理的な配慮等についての説明を行っています。 また、相談窓口において実際に相談を受け付ける職員の資質向上を図るため、毎年度不利益取扱い相談窓口職員研修を開催しているところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 1) 難病医療費の新制度については、対象疾患が増加(56から333疾患)しましたが医療費助成受給者数は伸びていません。月額上限額の引き上げと「軽症」の場合対象外となっているからです。市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど、難病患者が新たな負担増とならないように、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。</p>	<p>難病法の施行により、難病医療が公費負担医療として法律に位置付けられたことから、安定的な財源が確保されることとなったほか、対象疾病数が56疾病からこれまでに338疾病に拡大された一方で、重症度基準の導入、低所得世帯(市町村民税非課税世帯)や重症患者にも一定の自己負担が導入されるなどの見直しが行われたところです。また、重症者への自己負担の軽減については、市町村民税が課税されている受給者で高額な医療が長期的に継続する場合は、「高額かつ長期」の要件により軽減する仕組みとされ、重症度分類等を満たさない軽症患者についても、医療費が一定以上の者は助成の対象とされたところです。 難病医療費助成の対象については、「対象疾病に罹患している者のうち、症状の程度が重症度分類等で一定以上等であり、日常生活又は社会生活に支障がある者」とされており、受給者の自己負担を軽減しながらも、疾病間の公正性を図りつつ、制度を安定的に維持するため、国においてこうした運用を行っているものと考えています。 医療費助成も含めた難病対策の在り方については、難病法の附則に基づき国で検討が行われ、令和2年7月に国の専門委員会から「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が提出されたところです。現在、国において検討が行われており、県としてはその動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。</p>	<p>難病医療費については、他制度との公平性を勘案しつつ、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められているところですが、医療費助成を含めた難病対策の在り方については、難病法の附則に基づき国で検討が行われ、令和2年7月に国の専門委員会から「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が提出されたところです。現在、国において検討が行われており、県としてはその動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。</p>	<p>改正児童福祉法により、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、令和3年度においては788疾病まで拡大され、本県においても、疾病対象者への支給を行っているところです。 また、ふれあいランド岩手内に「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、児童等の自立に向けた相談支援などを行っているほか、各保健所においても相談支援を行っているところです。 さらに、小慢児童等及びその家族の療養生活の改善を図るため、契約医療機関において一時預かり(レスパイト)を実施しており、児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的な対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実を図るため、就労支援員の増員や、地域での交流会・研修会等開催予算の増額を行ってきたところで、 難病相談支援センターについても、難病法の附則に基づき国で検討が行われ、令和2年7月に国の専門委員会から「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が提出されたところです。現在、国において検討が行われており、県としてはその動向を注視しつつ、必要に応じて難病相談支援センターの充実について検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 1) 自公政権が行った生活保護費削減・生活扶助費の15%カットを緊急に復元し、支給水準を生存権保障にふさわしく引き上げるよう求めること。</p>	<p>県では、国が定める保護の基準により、生活保護世帯が抱えている様々な課題の解決に向けて、関係機関と連携して一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めています。関係者の皆様との意見交換や日々の取組の中で、現行の制度が実態と乖離していることが認められた場合には、その見直し等を国に求めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 2) 新型コロナ禍のもとで、「貧困と格差」の広がり、生活保護申請者が増加しています。「生活保護は憲法25条に基づく国民の権利です」としおりやポスターに明記し、申請の門前払いを根絶すること。名称も「生活保障制度」に改め、権利性を明確にし、生存権保障にふさわしい制度に改革するよう求めること。</p>	<p>県では、国の責任による最低生活の保障や、保護請求権が無差別平等に与えられていることを定めた生活保護法の適正な実施に取り組んでいるところで、福祉事務所を訪れた相談者や申請者に法律で定める権利等を周知するためのしおりを配付し、保護申請の意思が確認された方には、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っています。 そのような取組を行いつつ、法律の名称変更や望ましい制度の在り方について関係者の皆様とともに考えながら、国に対し必要な働きかけを行っています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 3)「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう相談者の方に十分説明するとともに、生活保護の申請意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 4) 扶養照会はやめること。自動車保有禁止、わずかな預貯金など「資産」を理由にし、保護利用を拒む運用を改めること。</p>	<p>令和3年2月に国が見直した扶養照会の取扱いに基づき、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には扶養照会を行っておらず、資産についても、保有や使用が容認されないもの以外は、保有や使用を容認し、保護を適用しています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 5) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。 就労が可能な方については、ハローワークとの連携や福祉事務所に配置した就労支援相談員等が保護受給者の状況に応じた就労支援を行っていますが、保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を 6)生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づき、県内全ての福祉事務所設置自治体において、自立相談支援機関が設置され、相談支援を行っているところですが、生活困窮者に対する効果的な支援を行うため、支援メニューの充実が必要であることから、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の全県での実施を推進します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、集合型の学習支援と併せて、生活習慣・育成環境の改善等に係る支援を行う必要があることから、訪問による個別支援の拡充に取り組みます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 1)「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び第3次県がん対策推進計画(平成30年3月策定)に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 2)各種がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診等の受診率向上に向けて、県では、コロナ禍におけるがん検診受診の促進に係る取組やがんの正しい知識や健診の重要性などに係る普及啓発等の取組を行っています。 がん検診受診率の高い市町村の取組については、情報提供を行いながら、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。 また、「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、新たな受動喫煙防止対策を盛り込んだ改正健康増進法の施行に伴う、喫煙環境の変化を契機として、禁煙希望者への禁煙支援などの禁煙促進の取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 3)どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、県内全ての二次医療圏に、がん診療連携拠点病院を設置し、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、拠点病院の機能強化や、拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を促進しています。 今後も引き続き、拠点病院等の一層の機能強化を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 4)緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>現在、県内7病院に緩和ケア病棟が設置されているほか、緩和ケア病床が2病院、緩和ケア外来が15病院に設置されています。また、県内全てのがん診療連携拠点病院等において緩和ケアチームが設置されており、緩和ケアが着実に普及しています。 県では、がん患者が精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん診療連携拠点病院による緩和ケア研修会の実施や、相談支援体制の強化等について、今後も支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>5) 受動喫煙防止対策を徹底し、受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は敷地内全面禁煙とすること。議会棟も喫煙室を廃止し全面禁煙とすること。</p>	<p>県庁舎及び地区合同庁舎は敷地内禁煙としています。</p>	<p>総務部</p>	<p>管財課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県立病院施設については、敷地内全面禁煙となっています。</p>	<p>医療局</p>	<p>経営管理課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>議会棟においては、平成26年7月1日の議会運営委員会で喫煙室を設置することを決定し、喫煙室以外は全面禁煙としました。</p> <p>なお、令和2年4月から健康増進法の一部改正に伴い、上記喫煙室は、第2種施設の喫煙専用室として位置づけられました。</p> <p>総務部管財課においては、喫煙専用室の技術的基準の達成状況について、令和3年度に入り3回ほど測定しており、いずれもクリアしていることから、分煙のための必要な措置が講じられているものと理解しています。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>議会事務局</p>	<p>総務課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>また、総合教育センターの宿泊事業廃止に伴い、例外的な取り扱いを廃止し、令和3年4月1日から全ての教育施設において敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されることです。</p> <p>調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識の下、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っている聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みを積極的に行うよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ21名の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。 また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>県では、これまでも市町村における消費生活相談体制への支援を行ってきており、平成25年度には、市町村の広域連携により県内11市の消費生活センターで全市町村をカバーする相談体制が整備されています。 また、県及び市町村の相談員のレベルアップに資する研修などに取り組んできました。 今後も、国の財政援助を活用しつつ、県と市町村の連携を一層強化し、消費生活相談対応が適切に行われるよう取り組みます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は、消費生活相談のほかにも様々な問題を抱えている場合があるため、関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。 特に多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起こしを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。</p>	<p>消費生活相談員については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受けて、会計年度任用職員として任命していますが、業務量を考慮し、勤務時間を週29時間に設定しているものです。 また、待遇については、専門的な知識や職務経験を必要とする職であることに鑑み、その専門性を踏まえた報酬としているほか、執務環境の改善や、研修等による能力向上機会の拡充などに配慮しています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 1、新型コロナウイルス感染症対策の実績を踏まえ、厚労省の公立・公的病院の機械的な再編統廃合計画の撤回を求めること。 大幅な医師の増員による県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。</p>	<p>本県では、再検証の対象とされた医療機関の大半において、既に一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが進められており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想調整会議では、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。 また、地域において効率的で質の高い医療提供体制を構築するためには、医師の確保が大前提であり、全国的な医師の不足と地域偏在を根本的に解消するためには、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、医師不足12県の知事が設立した「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」において、関係者への理解促進や国民の機運醸成を図りながら、実効性のある医師確保・偏在対策の実現に向け、引き続き国に対して要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>医師の増員については、岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]において、増員のための主な取組として、引き続き、関係大学等に対する医師派遣要請や即戦力医師の招聘活動の推進に加え、奨学金養成医師が県立病院に勤務しながら専門医の資格取得が可能なプログラムを積極的に活用することにより臨床研修後の早期の義務履行の促進を図ることとし、経営計画の中間見直し案において、6年間で81名の増員を計画しているところです。 令和2年度は、常勤医師11名の増員計画に対し、10名と、ほぼ計画通りの増員となったところであり、令和3年度については、常勤医師11名の増員計画に対し、令和4年1月現在で21名の増員となっているところです。 また、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クラーク)を増員し、医師の勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。 県においては、このような医師確保対策の取組を着実にを行い、医師の確保に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 2、県立釜石病院の建て替え・改築に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。</p>	<p>県立釜石病院の施設・設備については、劣化調査の結果、給排水設備や空調設備等が県立病院の中で最も劣化が進んでいることから、優先的に整備を進めることとしています。 その検討に当たっては、釜石医療圏の将来的な医療需要を踏まえた病院の規模・機能や、建替えと既存施設を改修した場合の具体的な事業規模の比較、県立病院の経営に及ぼす影響などを考慮し進めているところです。 今後、新興感染症等の医療提供体制の確保に向けた次期保健医療計画や、国が現在策定を進めている新たな公立病院経営強化ガイドラインなどの医療政策の動向も注視していく必要があることから、整備時期については明示はできないところですが、釜石医療圏における地域医療構想調整会議からいただいた提言など地域の声も踏まえながら、引き続き関係部局と検討を進めていきます。 県立大槌病院、山田病院、高田病院及び釜石病院の医師確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	経営管理課 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 1) 奨学生の確保と奨学生養成医師の配置、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学、東北大学等に対する医師派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>関係大学等に対する医師の派遣要請や即戦力医師の招聘活動に引き続き取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の臨床研修後の早期義務履行促進を図っていきます。 さらに、令和2年度から奨学金養成医師など専門医取得を目指す若手医師の研修機会の充実を図るため、県立病院医師が指導医を取得する際の経費の支援や指導医として専攻医の指導を行った医師への指導医手当を創設したところであり、引き続き指導体制の充実に努めていきます。 勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クラーク)の段階的な増員に取り組んでおり、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 2) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。医師の労働条件の改善に取り組むこと。</p>	<p>医療クラークの職員配置については、更なる医師の業務負担軽減等に繋がられるよう、経営計画期間中の6年間で段階的に91名増員する計画としており、令和3年度までの3年間で県立病院全体で83名の定員増を図ったところであります。 医師の労働条件の改善に当たっては、現在、医療クラークへの医師の事務的業務のタスクシフトを推進する上で経験年数に応じた教育研修を行っており、医療クラークの計画的な育成により医師の超過勤務の縮減に努めていきます。 また、若手医師のキャリア形成を応援できる勤務環境を整備するための医師の労働時間の管理の徹底や、医師の業務負担軽減に向けた医療クラークなど多職種への業務移管を推進するほか、岩手JOYサポートプロジェクトによる子育て中の医師の短時間勤務などワークライフバランスとキャリア形成の両立に対する支援など、様々な取組を行いながら、魅力ある病院づくりに取り組んでいきます。 看護師、臨床検査技師及び薬剤師などの職員配置については、医療の質の向上、育児休業及び産前産後休暇等の取得者を代替する正規職員の配置などを行い、令和3年度までに、計画を53人上回る170人を増員したところであります。 今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 3) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等との連携などにも取り組むようにすること。</p>	<p>初期・夜間救急医療提供体制の確保については、市町村や地域医師会により、休日・夜間急患センター及び在宅当番医制の運営に取り組んでいるところですが、多くの軽症患者が二次・三次救急医療機関を直接受診する等、病院勤務医の負担増大の一因となっています。 このため、県では、インターネット上で「いわて医療ネット」により、医療機関の診療科や診療時間を公表し、また、休日等における当番医を周知しているほか、症状や医療機関の役割分担に応じた適切な受診等について、普及啓発を行っているところであり、引き続き、地域医師会や救急医療機関等の関係機関と連携し、取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 4) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和3年度は、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところで、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和3年度は、県全体で19名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 4、産婦人科医師の養成・確保に今まで以上に取り組み、地域周産期母子医療センターの機能を維持すること。2次医療圏でお産ができる体制をめざすこと。院内助産を進めること。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、特に産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度からは医療局奨学資金に産婦人科特別枠を設けており、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。</p> <p>また、これまで限られた医療資源の下で、効率的かつ質の高い周産期医療を提供するため、国の指針を踏まえ、県内4つの周産期医療圏を設定し、周産期母子医療センター等の医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた適切な医療提供体制の整備を進めてきたところです。</p> <p>引き続きリスクに応じた分娩取扱医療機関の連携を進め、医療提供体制の強化を図り、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。</p> <p>院内助産等の取組については、医師の負担軽減や妊産婦の多様なニーズに対応する上で有効であると考えており、その取組の促進や院内助産、助産師外来等を担う人材の育成・確保が重要と認識しています。</p> <p>県では、この人材育成・確保の更なる取組を進めるとともに、これまで県周産期医療協議会等において、助産師の人材確保や活用策などの議論を行ってきたところであるが、引き続き同協議会等において意見を伺いながら、院内助産や助産師外来も含めた周産期医療体制の検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>産婦人科の常勤医師の増員については、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、大変厳しい状況となっています。</p> <p>今後とも関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、産科・小児科を専攻する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブ強化などにより、常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、令和2年度から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設け、産科医の確保に向け取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 1) 「経営計画」(2019-2024)の看護師増員計画(66人)を見直し、看護師の大幅増員で月8日以内の夜勤を厳守し、月9日以上夜勤を解消すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に一方的に強行せず見直すこと。</p>	<p>看護師については、令和3年度までに、機能分担と連携の推進や人口減等に伴う患者数の減少等を踏まえ、計画期間全体の予定数を上回る72人の適正化を図った一方、医療の質の向上を前倒しで進め、計画を26人上回る53人を増員したほか、産前産後休暇及び育児休業等の取得者を代替する正規職員として計画を3人上回る48人を増員したところです。経営計画の中間見直し案では、病床適正化の状況等を踏まえ、計画期間全体で45人の増員としていますが、引き続き育児休業等取得者の代替職員の確保など、必要な体制整備を図っていくこととしています。 また、月8回超夜勤の解消や職員のワークライフバランスを推進するため、夜勤二交代制や夜勤専従制度等の多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 2) 全ての看護師が年5日以上年次休暇を取得することはもとより、いわて県民計画で示した2022年までに年休取得を75%に引き上げる計画の達成めざすこと。年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。</p>	<p>年次休暇の取得促進については、業務予定の早期周知及び職場内部の弾力的な応援体制を工夫することなどにより、休暇の取得しやすい環境づくりに努めており、「年次休暇管理簿」などを活用し、あらかじめ職員の休暇取得希望を確認しながら年次休暇と夏季休暇と組み合わせた連続休暇や、記念日における休暇の取得を促進するなど、職員が主体的に休めるよう環境の整備に努めているところです。 また、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員を正規職員で補充するなど、育児を行う職員を支援するための勤務環境の整備に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 3) 看護師は三交代勤務でも過酷な中で、さらに過酷な夜勤二交代制や夜勤専従などの一方的な導入、強要は行わないこと。</p>	<p>職員のワークライフバランスを推進するため、夜勤二交代制や夜勤専従制度等の多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 4) 遠野病院での超過勤務の不払い問題を教訓にして、超過勤務の申請ができるよう各病院に徹底すること。勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間を客観的に把握し、サービス残業をなくすこと。超過勤務の縮減に取り組むこと。</p>	<p>正規の勤務時間外に行われる研修等への参加を命じられた場合には、超過勤務として取り扱っています。 また、超過勤務については、命令権者の決裁を受けて発出される事前命令によることが原則であることや、超過勤務の実績の確認は職員による超過勤務時間の正しい記録と適正な申告に基づき勤務後速やかに行うべきことを周知徹底するとともに、令和3年度から医療局全庁に勤務管理システムを導入し、職員の勤務時間管理について、より客観的な把握を行っています。 なお、令和3年度においては、超過勤務時間が多い職員に対し所属長、超過勤務命令権者等との面談を実施の上、業務の平準化を図るなど、超過勤務の縮減に取り組んでいます。</p>	医療局	職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 1) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。 このため、病床を確保することは困難であり、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 2) 県立沼宮内診療センターの民間移管への検討を検証し、入院機能の回復をめざすこと。花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。</p>	<p>岩手町が進めている民間移管に向けた取組や新たな検討を行う場合には、引き続き医療局としても、必要な支援等連携を図っていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。 このため、病床を確保することは困難であり、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること 1) 一関市立藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域住民のニーズにこたえ、医療・介護・福祉の連携を強化すること。</p>	<p>岩手県地域医療構想において、急性期医療から在宅医療に至るまで切れ目のない良質な医療の提供体制を構築するための施策等を定めているところであり、引き続き、構想区域毎に設ける協議の場において病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら、将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること 2) 市町村立病院への支援と連携を強化すること。西和賀さわうち病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>県では、令和2年3月に策定した岩手県医師確保計画に基づき医師確保の取組を行っており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところであり、今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。消費税10%増税に反対し、5%への減税を求めること。</p>	<p>政府予算提言・要望において、医師確保等人材の育成支援、公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充や診療報酬上の評価の充実等について要望しており、引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ① 小学校単位に子どもの居場所を設置するとともに学習支援の強化をはかること。</p>	<p>県内で子どもの支援に取り組む団体や支援機関が参画する「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーターを配置し、参画団体の活動継続と充実のための情報共有、参画団体の活動内容や子どもの居場所に関する普及啓発等の情報発信、新規開設に係る立ち上げ支援、食材を提供したい個人・団体等と子ども食堂とのマッチングなどを行っています。 令和4年度は、コーディネーターを増員し、新規開設・運営継続に関する支援や未実施市町村への働きかけを強化することにより、全市町村への設置に取り組めます。</p> <p>放課後の子どもの居場所の設置と学習支援の強化については、地域と学校の連携・協働体制構築事業によって、放課後子ども教室の運営や安全管理員の配置や、地域学校協働活動を支援するために、経費の補助を継続しています。一方、国に対しては、補助金事業の継続・拡充を要望してきているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
		教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ② ひとり親家庭・母子家庭への公的・経済的支援を拡充すること。児童扶養手当の削減措置をやめ、支給額を引き上げること。長期の雇用確保に向けた就労支援、保育所の優先入所、公営住宅への優先入所などを進めること。</p>	<p>ひとり親家庭のうち、児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、令和3年度、子育て世帯生活支援特別給付金が創設され、令和4年1月末現在、9,796世帯に支給を行ったところです。 児童扶養手当の額については、全国消費者物価指数に基づき、国が決定し、県及び市は、法定受託事務として処理しているところです。 なお、令和3年3月からは児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになり、対象者の拡大が図られました。 保育所におけるひとり親家庭の子の優先入所については、H26.9.30付厚労省雇用均等・児童家庭局長通知により各市町村において実施されているほか、地域子ども・子育て支援事業においては、ファミリー・サポート・センター事業などにおいてひとり親家庭の利用希望者を優先的に取り扱うなどの運用がなされています。 県では、引き続きひとり親家庭応援サポートセンターによる相談支援やひとり親家庭出張個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村等と連携し、ひとり親家庭支援に係る制度の周知に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
	<p>県内企業における仕事と生活を両立できる環境づくりを促進するため、「いわて働き方改革推進運動」の展開により、育児休暇等の休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について普及啓発を行っているところです。 また、長期の雇用に繋げるための就労支援として、離職者に対する再就職訓練を実施するなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業能力開発を実施するほか、女性や母子家庭の母等を対象とした就業支援も進めているところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、ひとり親家庭や母子家庭が入居を希望される場合は、公募する住戸に応募の上抽選又は常時募集住戸に申込み等により、収入基準など入居要件を満たせば入居することができます。 なお、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者に対しては、優先入居枠が設けられた場合、優先入居として抽選の際配慮しています。 また、収入基準についても、裁量世帯(月額21万4,000円まで)とする子の要件については、現行「未就学児」の子までから、令和4年4月以降は「18歳となった年度の末日」の子まで拡充します。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ③ 子どもの医療費窓口無料化(現物給付化)を高校生まで拡充すること。(再掲)</p>	<p>現物給付の対象拡大については、新たに国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があることに加え、今般の中学生までの拡大に際しても、県内全市町村が中学生までの医療費助成を開始したことを契機としたように、これまで県一律で導入してきた経緯があり、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において全県で現物給付を拡大した場合、利便性等の面で市町村間に格差が生じる等の影響も懸念されることから、高校生への現物給付の拡大は、各市町村の助成対象拡大の状況を踏まえて検討すべきと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ④ 岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。知事を本部長とする全庁的な推進体制を確立し、県政の重点課題の一つとして県民運動として取り組むこと。</p>	<p>子どもの貧困率については、都道府県・市町村別のデータを提供するように、国に要望しています。 県では、平成30年度に子どもの生活実態調査を行ったところであり、この調査結果に基づき「岩手県子どもの幸せ応援計画(2020～2024)」を策定しています。 この計画では、重点施策ごとに具体的な推進方策や指標を設定しており、市町村や学校、民間団体、関係機関等との緊密な連携を図りながら、施策を推進していきます。 また、県では、福祉、教育、労働、女性活躍など関係部局で構成する「子どもの貧困対策連絡調整会議」を設置しており、この会議を庁内における子どもの貧困対策の推進組織として、部局横断的に取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ① 就学援助制度の周知徹底を図り、対象となるすべての生徒が申請・受給できるようにすること。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求め、学校給食費の現物給付化、修学旅行費用の概算払いを徹底し、経済的理由で修学旅行に行けない生徒をなくすこと。</p>	<p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子どもの学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。 また、就学支援等の継続については、東日本大震災津波で被災し、いまだに経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒が数多く在籍している中、これら児童生徒の学ぶ機会を保障するために市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から国の被災児童生徒就学支援等事業交付金による財政的措置が行われています。 県としては、支援を必要とする児童生徒を持つ世帯が解消するまで、当該交付金による財政措置を継続するよう、引き続き、国に対し、要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ② 児童扶養手当の増額、とくに、全体の約6割を占める第1子だけの世帯への支援を拡充すること。年3回の分割支給を毎月支給に変え、現行18歳までの支給を20歳まで延長するよう求めること。支給開始後5～7年で手当を最大2分の1に削減する仕組みを撤廃すること。</p>	<p>ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当制度は、令和元年11月から年3回から年6回の隔月払いとなり、より家計の管理がしやすくなるよう制度が改正されてきたところです。 県としては、ひとり親家庭応援サポートセンターによる相談支援やひとり親家庭出張個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村に対し、制度周知の強化を働きかけていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化をめざすこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求めること。大学授業料を毎年引き下げ、10年後に半額にすること。月額3万円の給付制奨学金を70万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、すべて無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。</p>	<p>(私立学校) 高校の授業料無償化について、私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。 また、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られてきています。 さらに、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図っているところ です。 県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望してまいります。 (大学) 大学の授業料については、各大学において検討、決定しています。 また、大学生に対する奨学金事業は国が担っており、国では、令和2年度から実施している高等教育の修学支援新制度の中で、給付型奨学金の給付額及び給付対象を大幅に拡充しているほか、無利子奨学金についても、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施することとしています。日本学生支援機構の奨学金の返済が困難になった方に対しては、減額返還制度や返還期限猶予制度、所得連動返還制度による奨学金の返還負担軽減策が講じられているところです。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の奨学金制度の一層充実に向け、必要に応じた要望を行ってまいります。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>学事振興 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望しているところです。 高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行ってまいります。 今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めてまいります。</p>	<p>教育委員 会事務局</p>	<p>教育企画 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取り組みを全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。</p>	<p>貧困の連鎖を防止する観点からも学習支援は重要な取組であり、県では令和4年度までに全市町村が学習支援事業に取り組むことを目標としています。 生活困窮世帯の子どもの対象とした学習・生活支援事業は、令和3年度、16市町村で実施しており、このほか、公営の学習塾や子ども食堂など「子どもの居場所」における学習支援等が行われている市町村もあります。 なお、国庫基準額や補助割合の見直し等による十分な財源措置については、国に対し要望を行っているところです。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ② 子ども食堂の取り組みを全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。</p>	<p>県内で子どもの支援に取り組む団体や支援機関が参画する「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーターを配置し、参画団体の活動継続と充実のための情報共有、参画団体の活動内容や子どもの居場所に関する普及啓発等の情報発信、新規開設に係る立ち上げ支援、食材を提供したい個人・団体等と子ども食堂とのマッチングなどを行っています。 令和4年度は、コーディネーターを増員し、新規開設・運営継続に関する支援や未実施市町村への働きかけを強化することにより、全市町村への設置に取り組めます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ③ 学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な放課後児童クラブ等の整備を推進することとされています。 県では、令和4年度、17か所の放課後児童クラブ、4か所の児童館の施設整備に対する支援を行い、受け皿の拡充を図るほか、放課後児童支援員の処遇改善を図るため、放課後児童支援員等処遇改善等事業や放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施していきます。今後も、必要な予算を確保し、子どもの多様な居場所づくりを進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 4) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるよう、施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、職員の待遇改善を図ること。施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を継続的に支援すること。</p>	<p>施設の小規模化については、岩手県社会的養育推進計画に基づき、各施設の取組を支援していきます。職員配置については、配置改善加算や心理療法定当職員加算等、国の基準に基づいて手厚い配置に取り組んでおり、職員の処遇についても、社会的養護処遇改善事業の実施等、国の基準に基づいた改善に取り組んでいきます。 施設退所後の支援については、身元保証人確保対策事業や児童養護施設等自立支援資金貸付事業を実施するとともに、社会的養護自立支援事業による相談支援等の実施により、引き続き進学や就労継続の支援に取り組めます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 5) スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に配置するとともに、専門資格を持つスクールカウンセラーは正規職員として採用すること。パート待遇のスクールカウンセラーの会計年度任用職員への移行にあたっては、時給の引き下げを行うことなく待遇の抜本的な改善を図ること。</p>	<p>令和3年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により会計年度任用職員として県内6教育事務所に21名配置してきたところですが、令和4年度は1名増の配置を計画しています。 今後、スクールソーシャルワーカーの配置に係る文部科学省の事業の方向性について注視しながら、スクールソーシャルワーカーの配置や処遇改善等について検討を進めていきます。 また、岩手県社会福祉士会との連携や、県立大学における人材養成課程への協力を図るなど、人材確保に努め、教育相談体制の一層の充実を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 6) 児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策については専門家の配置など体制と取り組みを強化し、盛岡市や遠野市の取り組みを踏まえて総合支援拠点施設の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、年々増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員に努めているところであり、引き続き、児童福祉司等を担える専門職員の計画的な確保に努め、児童相談所の体制強化を図るとともに、児童福祉司任用後研修やスーパーバイザー養成研修の継続実施等により、児童虐待対応力の充実強化に努めていきます。 また、児童虐待の予防、早期発見、早期対応が充実されるよう、市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当職員の研修実施による対応力の強化、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた助言など、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ① 労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局及び盛岡市と合同で関係団体に対し要請活動を行っています。また、労働委員会では労使双方からの相談対応を行って、雇用のルールの確立に取り組んでいます。 また、県では、令和2年度から国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、相談支援の拡充やe-ラーニング、職場見学会等を実施して、対象者の事情に寄り添った支援に努めています。また、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。令和4年度は、これらの取組を継続するとともに、就職氷河期世代がそれぞれのキャリアやライフプランを考えながら就職ができるよう、キャリアアップセミナーや企業面談会を新たに実施することとしており、今後も、非正規雇用労働者等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ② 同一労働同一賃金、均等待遇を徹底し、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求めること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図っているところです。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ③ 最低賃金を時給1500円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出す制度をつくること。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019～2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ④ ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。</p>	<p>県では、ひとり親家庭の就業を支援するため、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」による就労・生活の総合的な相談支援や、民間事業所等での求人開拓などに取り組んでいるところであり、同センターの周知に努めるとともに、ハローワーク等、関係機関と連携して、ひとり親家庭のスキルアップや就労を支援していきます。 生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知に取り組むとともに、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 1) 19年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」は、極めて不十分で問題を抱えた内容となっています。無償化の対象が基本的に3歳以上に限定され、副食費は実費負担で低所得者には負担増となりかねません。保育所の徴収事務負担も増加しています。0～2歳の無償化は非課税世帯に限定されています。これまでの市町村独自の保育料軽減分の財源を活用し、宮古市等のように3～5歳も0～2歳も実質無償化となるよう拡充すること。</p>	<p>3歳から5歳までの子どもの副食費については、市町村においてそれぞれの地域の実情等を踏まえながら、様々な子育て支援施策に取り組んでいるところです。 県では、各市町村で実施している子育て支援に係る独自施策の実施状況について全市町村に情報提供しているところであり、今後も効果的な事業実施に向けた助言等を通じて、保育の実施主体である市町村を支援していきます。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 1) 19年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」は、極めて不十分で問題を抱えた内容となっています。無償化の対象が基本的に3歳以上に限定され、副食費は実費負担で低所得者には負担増となりかねません。保育所の徴収事務負担も増加しています。0～2歳の無償化は非課税世帯に限定されています。これまでの市町村独自の保育料軽減分の財源を活用し、宮古市等のように3～5歳も0～2歳も実質無償化となるよう拡充すること。</p>	<p>0歳から2歳までの子どもについて、県内では、6市町村において、副食費を含め保育料を無償化しています。 市町村においては、それぞれの地域の実情等を踏まえながら、副食費の無償化を含む様々な子育て支援施策に取り組んでいるところです。 県では、各市町村で実施している子育て支援に係る独自施策の実施状況について全市町村に情報提供しているところであり、今後も、効果的な事業実施に向けた助言等を通じて、保育の実施主体である市町村を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
	<p>3歳から5歳までの子どもの副食費については、市町村においてそれぞれの地域の実情等を踏まえながら、様々な子育て支援施策に取り組んでいるところです。 県では、各市町村で実施している子育て支援に係る独自施策の実施状況について全市町村に情報提供しているところであり、今後も効果的な事業実施に向けた助言等を通じて、保育の実施主体である市町村を支援していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ① 待機児童(12人、隠れ待機児童214人、4月1日現在)は、10月段階では数倍に増加します。年内に発生するすべての待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の増設を思い切って進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立てること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進しています。 また、県は、保育サービスの提供体制の確保などに向けて、子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、取り組みを進めています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。</p>	<p>延長保育など多様な保育サービスの拡充を図るため、引き続き、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組を支援します。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ③ 公立保育園の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。 県としては、民営化以降も保育所の設備等の基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく指導監査等により指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ④ 県が設置する職場保育所は、認可保育所としてモデルとなるよう運営すること。</p>	<p>庁内保育施設うちまる保育園は、盛岡市から地域型保育事業としての認可を受けて、令和3年4月に開設しました。 事業所内保育事業として、事業主である県と運営事業者が連携して質の高い保育サービスの提供に努めているところです。</p>	総務部	総務事務センター	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 保育士の賃金引き上げ、処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進め、奨学金返済を免除するなど拡充すること。保育士の住宅確保支援などを積極的に活用すること。</p>	<p>県では、処遇改善等加算の活用により保育士の処遇改善を図っています。 また、令和4年2月からは、国により収入の3%(月額9,000円)程度の処遇改善が行われているところです。 保育士修学資金貸付事業については、保育士養成施設を卒業後、県内の保育所等で保育士として一定年数勤務した場合には、返還を免除し、県内への定着を図っています。 保育士の住宅確保支援については、国庫補助事業により、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助しているところであり、その活用を促していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 1) 学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃することに反対し、撤回を求めること。</p>	<p>児童の安全を確保するためには、基本的に、複数の支援員を配置して運営する必要があると考えていますが、登録児童が少ない小規模な放課後児童クラブや、利用児童が少ない時間帯などは、必ずしも複数の支援員を配置しなくても対応可能なケースもあることから、事業の実施主体である市町村が、基準を定め、それぞれの地域の実情や利用ニーズを踏まえ、適切に対応していくべきものと考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 2) 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設を図り、待機児童(昨年度9市町266人)の解消に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところです。 県では、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであり、引き続き、施設整備に要する経費を補助するなど支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 3) 指導員の正規化・労働条件の改善をはかり、複数配置を行うこと。指導員の処遇改善事業は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めるべきです。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の施行以降、国では、放課後児童クラブの職員の人件費相当額を含む運営費の補助基準額の改善が図られているほか、令和4年2月からは、収入の3%(月額9,000円)程度の処遇改善が行われているところでは、支援員の確保・定着には処遇改善が重要と考えており、今後も取組が広がるよう、事業の実施主体である市町村に働きかけていきます。また、放課後児童クラブの運営費に対する財政支援の拡充について、引き続き、国に対し、要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 4) 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行い解消を図ること。</p>	<p>国では、省令で定める基準において、放課後児童クラブの支援の単位を概ね40人以下としており、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。県では、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村の施設整備を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 5) 学童保育の利用料の軽減策を講じること。ひとり親世帯、低所得者世帯に対する減免を拡充すること。</p>	<p>国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度を利用者負担としているところですが、多くの市町村では、ひとり親世帯や兄弟姉妹の同時入所の際に利用者負担額の軽減措置を講じています。県では、放課後児童クラブの国庫補助基準の引上げなど、財政支援の拡充について、引き続き、国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 1、長引く新型コロナ禍の下で、事業者の経営と雇用を守る特別の対策—持続化給付金、家賃支援給付金の打ち切りはやめ、継続的に実施するよう国に強く求めること。雇用調整助成金、休業支援金・給付金は期限を切らずに継続すること。7兆円余の予備費を活用して直ちに対策が講じられるように求めること。</p>	<p>持続化給付金、家賃支援給付金については、売上要件の緩和や複数回の給付について、全国知事会を通じて要請するとともに、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ要望書を提出し、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられたところです。引き続き全国知事会と連携し、国に働き掛けていきます。雇用調整助成金等の特例措置については、令和4年6月までの具体的な助成内容は示されていますが、令和4年7月以降の特例措置の延長を早期に決定するよう、全国知事会と連携し国に対し強く働きかけを行っていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課 定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、県としても、家賃補助の拡充とともに、業種、規模別に県版持続化給付金を実施すること。</p>	<p>県では、令和3年4月から10月までの期間において売上が減少し、感染症対策に取り組みながら事業を継続する中小事業者に対し、令和3年7月以降、1店舗当たり原則として上限30万円の「地域企業経営支援金」を支給したところです。 なお、令和3年11月からは、事業者の売上減少に対する直接的な支援として国の事業復活支援金が措置されたところであり、今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた効果的な支援が実施出来るよう、経済状況を踏まえるとともに、国の支援策も確認し連携を図りながら、県の支援策を検討していきます。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、緊急対策として消費税5%への減税を実施し、消費不況を打開し、国民の暮らしと事業者の経営を守り、経済の危機打開をめざすこと。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症への対策として、中小企業等への支援をはじめとする経済雇用対策等を国に要望するとともに、経済的に弱い立場にある方々が困窮することがないように、また、地域経済の落ち込みや復旧・復興の遅れを招くことがないように、必要に応じて、北海道東北地方知事会などと連携し、十分な対策を講じるよう国に対応を求めています。</p>	政策企画 部	政策企画 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ① 最低賃金を直ちに全国一律に、すみやかに時給1500円をめざすこと。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019～2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ② 中小企業には賃上げ支援予算を1兆円規模に増額し、社会保険料の事業主負担を減免するよう国に求めること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえながら、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019～2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。 また、賃上げに伴う事業主の負担の軽減に関しては、企業における賃上げを支援する業務改善助成金、所得拡大促進税制等の国の制度の活用等についても周知に努めています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ③ 残業代ゼロ制度を廃止し、すべての労働者を対象に「残業は週15時間、月45時間、年160時間まで」と上限を労働基準法で規制し、長時間労働を是正すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、長時間労働の是正等の「働き方改革」の取組等について、経営者団体等に要請しているほか、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ④ 労働者派遣法の抜本改正し、非正規労働者の正社員化を進めること。</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局及び盛岡市と合同で関係団体に対し要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行って、雇用のルールの確立に取り組んでいます。 また、令和2年度から、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、相談支援の拡充やe-ラーニング、職場見学会等の実施による対象者の事情に寄り添った支援を行うほか、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーの実施により、企業に対する働きかけも行っていきます。 令和4年度は、これらの取組を継続するとともに、就職氷河期世代がそれぞれのキャリアやライフプランを考えながら就職ができるよう、キャリアアップセミナーや企業面談会を新たに実施することとしており、今後も、非正規雇用労働者等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ⑤ 保育・介護・障害福祉労働者に国の責任で、直ちに月5万円賃上げし、一般労働者との格差是正に取り組むよう国に求めること。</p>	<p>【保育士】 県では、処遇改善等加算の活用により保育士の処遇改善を図っています。 また、県は、国に対して、保育士の抜本的な処遇改善策を実施するよう繰り返し働きかけており、令和4年2月から、保育士等の収入を3%程度引き上げる措置が講じられたところです。 【介護従事者】 県では、これまで国に対して、介護従事者の処遇改善を図るための適切な水準の介護報酬の設定など、介護人材確保対策の一層の拡充について要望してきたところであり、令和4年2月から9月までの間、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置が講じられたところです。また、令和4年10月以降については、臨時の報酬改定により、引き続き財政措置が講じられることとなっています。 【障がい福祉関係】 令和3年の国の補正予算において、令和4年2月から9月までの間の福祉・介護職員の処遇を改善するため、標準的な職員配置の事業所で福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金を交付する「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が予算措置されるとともに、令和4年10月以降は臨時の報酬改定を実施し、同様の措置を継続することとしていることから、事業者が良質なサービスを提供できるよう、今後も国の動向等を注視しながら、必要に応じ報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室 長寿社会課 障がい保健福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 2) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法なりストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>労働条件に関するトラブルへの対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。 県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、改善につなげていきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に県内の実態と全国の先行事例を踏まえて「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★ ① 県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取り組みを強めること。</p>	<p>県内事業所における賃金及び労働条件等の実態については、国の毎月勤労統計調査や賃金構造基本調査等を活用し、把握に努めています。 また、県が締結する契約に関する条例に基づき、一定規模の県契約の受注者等から最低賃金法や社会保険関係の法律等の遵守状況についての報告を求めており、これまでに特定受注者から報告された内容を確認したところ、賃金の支払い、社会保険の加入について、法令に則って適正に行われていることを確認しています。 引き続き、特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度を運用し、特定受注者の労働条件を把握するとともに、条例の基本理念である労働条件の確保や契約の透明性の確保を図るため、庁内の取組を推進していきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	A 提言 の趣旨に 沿って措 置
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に県内の実態と全国の先行事例を踏まえて「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★ ② 川崎市などの先行事例を踏まえ、県発注の公共事業においては労働者の賃金が公共工事設計労務単価の8~9割の賃金が保障されるよう取り組むこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の制定に係る検討に当たり、広く関係団体から御意見を伺い、県が契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務付ける、いわゆる「賃金条項」については、様々な御意見があったことを踏まえ、平成27年の条例制定時には盛り込まれませんでした。 条例制定から3年を経過する平成30年8月から岩手県契約審議会において条例の施行状況や見直しに係る検討が行われましたが、令和2年11月の審議会において、「賃金条項」の設定については、「現時点で具体的な基準を設けることが困難であり、当面、現状維持とし、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の状況等を把握しながら、必要に応じて検討することが適当」とされました。 県としては、審議会における検討を踏まえ、「賃金条項」の設定については、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の措置状況等を継続的に把握しながら、必要な検討を行っていきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に県内の実態と全国の先行事例を踏まえて「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★ ③ 約7割の労働者が非正規・低賃金となっている県の指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度の運用にあたっては、毎年度、職員の配置なども含めた施設の管理運営に係る評価を行い、就業形態や賃金形態を確認しているところ。職員の配置については、それぞれの施設の機能、性質、配置目的に応じ、運営に必要な職員を確保していると認識しています。今後も、指定管理者制度の運用にあたっては、適正な雇用・労働条件の確保が図られるよう努めていきます。</p> <p>県では、毎年度、「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」の進捗状況を確認し、公表を行っています。指定管理制度についても、労働者の適正な労働条件を確保するための取組項目を推進しているほか、条例に基づく特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握しているところであり、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めていきます。</p> <p>指定管理者制度の運用については、毎年管理運営評価を実施しており、その際に就業形態や賃金形態を確認しているところ。また、令和3年10月に県立図書館の指定管理者へ行った雇用状況の調査では、本県の地域別最低賃金を上回っていることを確認し、適切な雇用がされているものと認識しています。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
		商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
		教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 4) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた多様な職業訓練を実施しています。職業訓練については、国家資格を取得するコースもあり、今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保と県内就職率引き上げに全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。いわて県民計画(2019-2028)をふまえ、高校生では84.5%、大学生では大学共同の目標である55%の達成を目指すこと。</p>	<p>県では、岩手労働局等と連携し、経済団体等に対し、非正規雇用労働者の正社員転換等による安定的な雇用の確保等についての要請活動を行っているほか、各広域振興局に配置した就業支援員が、事業所を訪問し求人開拓等を行うなど、若者の就職活動を総合的に支援しているところです。 高校・大学等新規学卒者の県内就職率向上に向けては、企業が生産性の向上や働き方改革の推進等により県内企業の魅力や価値を高めるとともに、その魅力や価値を高校生・大学生等や保護者にしっかり伝えていくことが重要であると考えていることから、県では、関係機関と連携し、国や県の補助金等の活用を促進するとともに、セミナーの開催等により県内企業の雇用・労働環境の整備や採用力の強化を支援しています。 また、高校生や大学生等に対しては、大学等における企業紹介キャラバンや各地域で高校生と若手社員等の交流事業等を実施しているほか、令和4年度から新たに、大学の1、2年生に向けた県内企業の魅力の発信、進学希望者を含む高校生に向けた県内就職促進のための県内の大学・企業が出展する合同説明会の開催をするなど、取組を強化しています。 今後も、各々の取組を評価・検証し、より効果的な取組となるよう改善を重ねながら、関係者一丸となって目標達成に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた青年の就職対策については、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、自己PR、応募書類、面接対策を支援する就職活動セミナーのほか、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会の開催等により支援しており、令和2年度からは、ジョブカフェいわての支援対象を就職氷河期世代まで拡充しています。 また、中小企業等に対する助成については、事業復興型雇用確保助成金により、被災地の事業所が被災求職者を雇用する場合に、雇入れに要する経費を補助しているところです。このほか、岩手労働局と連携し、企業に対して国の雇用関係の助成制度の周知及びその活用を促し、中小企業等における青年の就職を支援していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。</p>	<p>いわてで働こう推進協議会が実施した「若年者雇用動向調査」の結果によると、「仕事の内容・職種」を重視して企業を選んだ就労経験者でも、「仕事に自分に合わない」ことを理由に1年未満で企業を辞めた方が多くいることから、仕事内容について、若年者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じていると考えられています。 県では、若年者の早期離職の防止と職場定着を支援するため、ジョブカフェいわてにおいて、若年者のビジネスマナーなど社会人としての基礎力の向上を目指したセミナーの開催や、キャリアカウンセラーが就職後の悩みや相談に対応しているほか、令和4年度から新たに、大学生等の内定者に対する早期離職防止のための入社前研修を実施することとしています。また、企業に対しては、採用力向上を支援するするセミナーの開催や、人材育成に関する出張カウンセリングなどの支援を行っています。 さらに、「いわて働き方改革アワード」において「人材確保・定着部門」を設け、企業の取組の促進や優良事例の普及を図っているところです。 また、各地域の取組としては、県や市町村が設置している県内9か所の地域ジョブカフェにおいてセミナーの開催や相談対応を行っているほか、各広域振興局等の就業支援員が新規高卒者の就職先を訪問し、就職者と企業双方の相談に対応するなどにより、職場定着を支援しています。 今後も、こうした取組を引き続き丁寧に実施していくとともに、就職前の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図り、若年者の早期離職の防止と職場定着につなげていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げることに。 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。</p>	<p>ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェでは雇用情勢の変化や個人の状況に応じた就職支援を行っています。 令和2年度からはジョブカフェいわてにおいて、オンラインカウンセリングを導入し、地域ジョブカフェの利用者もキャリアカウンセラーによるキャリアカウンセリングが受けられるようにしています。 また、令和2年度及び令和3年度にはオンライン企業説明会を実施し、新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、大学生等と県内企業のマッチング支援を行っています。 県内高校生に対しては、県内企業の認知度向上やキャリア教育のため、県内企業の若手社員等とともに岩手で働くこと等について考えるワークショップを実施しています。 高校生の県内就職率は増加傾向にあり、令和2年度及び令和3年度では70%を超えています。今後、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の向上に向けて、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェにおける取組を充実させていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げることに。 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託により離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の再就職を支援しています。フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現できるよう国と連携しながら、本事業により引き続き支援していきます。 また、令和2年度から、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、相談支援の拡充やe-ラーニング、職場見学会等の実施による対象者の事情に寄り添った支援を行うほか、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーの実施により、企業に対する働きかけも行っていきます。 令和4年度は、これらの取組を継続するとともに、就職氷河期世代がそれぞれのキャリアやライフプランを考えながら就職ができるよう、キャリアアップセミナーや企業面談会を新たに実施することとしており、今後も、非正規雇用労働者(フリーターを含む)等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げることに。 6) キャリア教育では、地域の企業との連携強化とともに、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。</p>	<p>県内就職率向上に向けて、高校・大学等に対し地域の企業と連携したキャリア教育を支援する、県内就業・キャリア教育コーディネーターを令和3年度から県内各地に配置しており、高校生や大学生等が地域の企業の理解を深め、将来岩手で働く意識を醸成するためのキャリア教育の実施を支援しています。 また、県では、ホームページ等で労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているほか、県労働委員会において学生を対象とした出前講座も実施しています。 今後も、こうした取組を通じて、キャリア教育支援等に取り組んでいきます。</p> <p>高等学校において、雇用や労働に関する学習は、「公民科」「保健体育科」「家庭科」等で、知識の習得に取り組んでいるところです。 また、「特別活動」「総合的な学習(探究)の時間」等を活用した社会人講師による講演会、出前講座等を通じ、労働法やワークルールについて考え、理解が深まるよう学校教育活動全体でキャリア教育に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、誘致企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めると。 1) 大企業・誘致企業等の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されているところであり、県では、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知を図っているところです。 また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら、日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、誘致企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めると。 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせん、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されているところであり、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法律等や国の助成金制度について周知を図っているところです。 また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、誘致企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。</p>	<p>県では、誘致企業を定期的に訪問し、業況を把握するとともに、雇用の維持・拡大や地域経済への貢献等について要請しているところです。 今後とも、誘致企業との日常的な連携を一層強化し、将来にわたり雇用や地域経済等に大きな役割を果たしていただくよう、市町村と連携して働き掛けていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり 自動車産業 振興室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>県は、ジョブカフェいわてを設置・運営し、求職者等に対して通年で就業に関する支援を提供しています。 また、雇用の場の確保を通じた県民の福祉の増進を図る観点から、就業支援拠点における業務の実施について、平成24年3月には国と「岩手県総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」を締結し、ハローワーク盛岡菜園庁舎とともに県央総合就業支援拠点として、情報共有、利用者に対する施設内関係機関のサービスの相互案内・誘導その他の利便性向上に努めています。なお、奥州市においても同様に国と協定を締結して県南総合就業支援拠点を運営しています。 その他、県内12カ所のハローワーク(職業安定所、出張所)が設置されている他、県内3市(滝沢市、一関市、陸前高田市)ではふるさとハローワーク(地域職業相談室)を設置して、失業者の生活と再就職支援を行っています。 今後も、雇用情勢を的確に把握しながら、各機関と連携して失業者の支援を行っていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>県はジョブカフェいわてを設置し、求職者等に対して通年で就業に関する支援を提供しており、令和2年度からはオンラインによる相談対応を行うことにより、県内全域を支援できる体制を整えています。 また、雇用の場の確保を通じた県民の福祉の増進を図る観点から、就業支援拠点における業務の実施について、平成24年3月には国と「岩手県総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」を締結し、ハローワーク盛岡菜園庁舎とともに県央総合就業支援拠点として、情報共有、利用者に対する施設内関係機関のサービスの相互案内・誘導その他の利便性向上に努めています。なお、奥州市においても同様に国と協定を締結して県南総合就業支援拠点を運営しています。 その他、県内12カ所のハローワーク(職業安定所、出張所)が設置されている他、県内3市(滝沢市、一関市、陸前高田市)ではふるさとハローワーク(地域職業相談室)を設置して、失業者の生活と再就職支援を行っています。また、県では、離職した方に対する離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等を行っています。 今後も、雇用情勢を的確に把握しながら、各機関と連携して失業者の支援を行っていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県営住宅及び市町村営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、失業者等が入居を希望される場合は、公募する住戸に応募の上抽選又は常時募集住戸に申込み等により、収入基準など入居要件を満たせば入居することができます。 なお、失業等により早急に住居の確保が必要な者に対しては、令和3年度より一部住宅で常時募集を開始し、早期の入居が可能となったところです。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらないこと。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方に対して、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携した取組を進めていきます。 また、生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 国の責任で30人学級を実現(小中学校で約600学級増、教員数約800人増)、特養ホームの待機者解消(早期入所必要833人、50人定員で17か所、510人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>消防職員数については、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、市町村や一部事務組合等において判断し、条例を設けて配備しているところです。 県としては、それぞれの消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しながら、機会を捉えて消防力の充実強化に資するよう対応を働きかけています。</p>	復興防災部	消防安全課	B 実現に努力しているもの
	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した第8期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により、引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携の下、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げることを決定したところです。 本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校のすべての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しているところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。(B) 県立学校施設の耐震化については、伊保内高校の改築工事をもって全ての施設の耐震化が図られたところです。(A) 市町村立学校施設の耐震化については、県教育委員会としてはこれまでも、耐震化が完了していない市町村を訪問するなど、現状の課題や今後の見通し等の把握に努め、個別に働きかけを行ってきたところです。 施設環境の改善については、今後も引き続き、国庫補助制度の活用等について、市町村の実態に即した助言をしていくことで、安全な施設整備を推進していくとともに、国へ十分な予算が確保されるよう働きかけを行っていきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課 教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>平成27年4月に施行した中小企業振興条例では、中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、県及び中小企業者等の責務並びに県民の役割を明らかにしているところです。 平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、第2章「本県の中小企業・小規模企業者の現状と課題」において、「本県の中小企業は、(中略)事業活動や雇用を通じて、県民の暮らしや地域の経済を支えている」旨明記し、現状を分析の上、課題(1東日本大震災津波からのなりの再生、2経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動、3円滑な事業承継、4人材の確保、働き方改革)を明らかにしています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。事業承継の取り組みを強化すること。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。</p>	<p>平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「経営者の高齢化や後継者不足などの課題に対し、円滑な事業承継や起業・創業などにより、新たな経営人材を育成」することを重点的取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(7)創業、円滑な事業承継の推進」を掲げています。主な施策としては、「商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による、事業承継の円滑化に向けた取組の促進」等を進めることとしています。 ものづくり人材の確保・育成については、産学行政が一体となり人材育成に取り組む「地域ものづくりネットワーク」等と連携し、小中学校から企業人までの各階層に応じた人材育成や県内定着の取組を行っています。 また、「いわてで働こう推進協議会」において、経済団体や教育関係者等と連携し、オール岩手で県内産業を支える若者や女性の人材確保の取組を行っています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課 ものづくり 自動車産 業振興室 商工企画 室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p>	<p>平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「中小企業者が行う経営力の強化や生産性向上、新たな事業活動などの取組を促進」することを重点取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(2)新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援」を掲げています。 主な施策としては、「中小企業者が行う経営力の強化や生産性向上、新たな事業活動などの取組」や、「企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出」、「ものづくり革新」への対応等を進めることとしています。 この計画に基づき、県では、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、金融機関とも連携を図りながら、新しい生活様式に対応したビジネスモデルの構築や生産性向上の取組を効果的に進めるための相談体制の強化や事業者間連携の取組を支援することとしています。 また、県内ものづくり企業の生産性・付加価値向上を促すため、岩手県工業技術センター、いわて産業振興センター等の支援機関により、技術の高度化、新製品の開発、デジタル技術の導入などへの取組を支援しており、令和4年度も引き続き、県内企業のデジタル技術の導入・活用支援や産学官金連携によるシーズ・ニーズのマッチングなどの取組を強化していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課 ものづくり 自動車産 業振興室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「経営者の高齢化や後継者不足などの課題に対し、円滑な事業承継や起業・創業などにより、新たな経営人材を育成」することを重点的取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(7)創業、円滑な事業承継の支援」を掲げています。 主な施策としては、「商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による、事業承継の円滑化に向けた取組の促進」や、「若者をはじめとする起業家や後継者の育成による経営人材の確保」等を進めることとしています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。</p>	<p>岩手県中小企業振興第2期基本計画「第4章 計画推進に向けて」に基づき、中小企業者を含む外部委員会を設置しており、委員からの中小企業振興施策の取組に関する御意見を踏まえ、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。</p>	<p>住宅リフォームへの助成について、県では、市町村と連携して耐震診断又は耐震改修への支援を行っているほか林業振興課が実施する県産木材利用を推進する住宅への補助事業と連携し、省エネ性能を有する岩手らしさを備えた岩手型住宅の新築及び性能向上リフォームに対して助成を行う、「住みたい岩手の家づくり促進事業」を実施し、県産木材の利用の促進を図っているところです。また、令和4年度より「いわて住まいのカーボンニュートラル推進事業」として、適切な省エネ住宅が円滑に普及されるよう、既存住宅の省エネ化に関する改修工事費について補助を創設したところです。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>建築住宅 課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2020年度は、件数では87.3%ですが、金額では77.3%となっています。当面、金額ベースで80%(32億円増)、さらに90%(152億円増)をめざすこと。実態を調査・検証し改善をはかること。</p>	<p>中小企業の受注機会を確保するため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを行っているほか、県各部局のみならず県内市町村に対して協力要請を行うとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報の提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3)「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する出納局においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組を参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 11、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。</p>	<p>県では、いわて産業振興センター内に設置された国の相談窓口である「下請かけこみ寺」と連携し、中小企業の取引上の悩み相談に対応しています。また、国では、県内下請中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っているところであり、今後もこれらの取組を通じ、国とも連携しながら、下請取引の適正化に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 12、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p>	<p>100%保証の対象となる保証制度は、事業者の経営の安定に向けた資金需要に対応する制度と認識しており、県の制度融資においては、新型コロナウイルス感染症により売上高等に影響が生じている県内中小企業者向けの「新型コロナウイルス感染症対応資金」及び「新型コロナウイルス感染症対策資金」、東日本大震災津波の被災事業者向けの「中小企業東日本大震災復興資金」などを実施するとともに、岩手県信用保証協会や金融機関に対しては、令和2年3月以降、9回にわたり開催している「新型コロナウイルス感染症に係る経済金融連絡会議」の場などにおいて、迅速かつ柔軟な対応を要請しているところです。 また、国に対しては、伴走支援型特別保証制度の融資限度額の引上げ等を要望しており、今後も必要に応じて、保証制度の拡充や見直し等を求めています。 引き続き、関係機関と連携し、事業資金を必要とする事業者が適時に保証制度を活用できるよう取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 13、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。 また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進めるほか、中心市街地や商店街の活性化に向けた取組などへの助成などを通じて商店街を支援しています。 小売商業調整特別措置法は、小売商の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 14、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて消費者からの相談に応じているほか、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めるとともに、詐欺等の疑いがある相談の場合には、警察に取り次ぐ等の対応を行っています。 なお、金融機関のカードローンについては、相談対応等を通じて情報を入手するとともに、関係行政庁や業界団体の動向を注視しています。 また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。</p>	環境生活 部	県民くらし の安全課	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 15、平泉と橋野鉦山、御所野遺跡の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行、世界遺産巡りなど沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、3つの世界遺産や三陸復興国立公園、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなどの観光資源と地域の特徴を生かした体験プログラムを組み込んだ広域観光ルートの情報発信など、県内をより広く巡り、より長く滞在する旅行商品の造成を促進しています。 また、令和4年7月から9月には北東北三県がJR東日本の重点販売地域に指定されており、令和3年7月に世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」を核とした各種プロモーションを行うことで、県北地域をはじめとした誘客拡大に取り組んでいきます。 さらに、教育旅行誘致説明会への参加や教育旅行担当教員の招請をはじめ、三陸地域への教育旅行の誘致促進に向けたバスの運行支援など、沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところであり、今後においても令和3年12月に全線開通した復興道路を活用し、復興ツーリズムの拠点でもある東日本大震災津波伝承館をゲートウェイとした沿岸各地への周遊・滞在型旅行の促進に取り組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	観光・プ ロモー ション室	A 提言 の趣旨に 沿って措 置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 1、コメ大暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 1) コロナ禍で発生した大量の過剰在庫は農家の責任ではありません。国が責任をもって余剰在庫を買い上げ、市場から切り離す緊急対策を実施すること。余剰米については生活困窮者や海外への支援に回すこと。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、まず、国主導による実効的な過剰米への対策などの対策を推進するよう、国に対し、繰り返し要望しています。 なお、令和3年12月に成立した国の令和3年度補正予算において「コロナ影響緩和特別対策」に、JAなど集荷団体と実需者等が連携して、子ども食堂等の生活弱者に米を提供する場合にその経費を全額支援するなどの事業が実施されているところであり、こうした支援策の情報を関係団体等に提供していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課 県産米戦略室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 1、コメ大暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 2) コメの需給や価格の安定に政府が責任を果たすこと。 米価に「不足払い」制度を導入し、当面、個別所得補償を復活すること。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国主導による実効的な過剰米への対策などの対策を推進するよう、国に対し、繰り返し要望しています。</p>	農林水産部	県産米戦略室 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 1、コメ大暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 3) 水田での主食用米以外の増産に力を入れること。飼料用稲の生産拡大とともに、水田の乾田化・汎用化と合わせて麦・大豆・飼料作物などの増産に思い切って取り組むこと。主食用米との収益性の格差を是正するために、水田活用交付金を拡充すること。</p>	<p>県では、全国的な米の需給緩和により、主食用米からの大幅な作付転換が必要となった令和3年産の米について、特に、主食用米と同様の栽培管理ができ、今後も需要が見込まれる飼料用米の作付拡大が図られるよう、本県独自の事業を創設し、国の都道府県連携助成と合わせて、主食用米との収入差を補えるよう支援を行っています。 また、県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 1、コメ大暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 4) 国内で必要のないミニマムアクセス米は、全量輸入の義務はなく、きっぱり廃止すること。</p>	<p>県では、ミニマムアクセス米について、主食用への仕向け量が増大した場合、主食用米の価格低下が懸念されることから、国に対し、毎年度、国内需要に影響を及ぼさないための対策を講じるよう、繰り返し要望しているところです。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 1、コメ大暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 5) 収入保険制度については、対象者を青色申告者(3割)に限定するのをやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。</p>	<p>収入保険が青色申告を行う農家を対象としている理由は、補償の対象となる農家の収入の増減を正確に把握することです。青色申告は、日々の取引を残高まで記帳する義務があり、在庫等と帳簿の照合による確認ができるため、収入を正確に把握できます。白色申告の場合は、そこまでの帳簿作成の義務がなく、収入を正確に把握できないため、収入保険の対象外とされています。 保険料負担の軽減については、令和2年から、基準収入の9割という発動基準は変えずに、受け取る保険金の額を小さくする(補償の下限を70%、60%、50%から選択し、補償範囲を小さくする)ことで、保険料負担が安くなる方式が導入されており、農家の経営方針に応じた補償が選択できるようになっています。 収入保険では、個々の農業者のデータを用いて農産物の販売収入全体の減少を補填することとしています。基準収入と生産コストを関連させるとなると、コストのかけ方が合理的かどうかの判断まで必要となりますが、例えば、農業者が高額の機会を購入した場合に、そのコストの妥当性までを判断することは難しいことから、現行の収入保険制度では収入を対象として補償しています。 なお、収入保険制度の見直しについては、農業保険法上、収入保険の制度施行4年後を目途として、収入保険事業その他の農業保険制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。</p>	農林水産部	団体指導課	S その他
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 1、コメ大暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 6) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストラン、民間事業者の社員食堂、保育園などで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、平成26年10月から「食べよう！いわての美味しいお米」をキャッチフレーズに、県産米の消費拡大に向けた県民運動を展開しているところであり、令和3年度は米の消費拡大に向けて「いわての美味しいお米提供店」等と連携したPRキャンペーンやSNSを活用した情報発信等に取り組んでいるところです。 学校での米飯給食は、平均週4.1回(令和2年度調査)まで増加しており、今後も、栄養教諭等に対し、利用を働きかけていきます。 また、県産食材を利用する県立病院等給食施設を対象とした「いわて地産地消給食実施事業所」や、ホテル・旅館、レストラン等を対象とした「いわての美味しいお米提供店」の指定拡大に取り組み、県産米の消費拡大を推進していきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室 流通課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 2、日米貿易協定、日英EPAなど、食料輸入自由化路線の中止を求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めること。</p>	<p>県では、国に対し、地域のあらゆる産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、国民生活や経済活動に及ぼす影響等の十分な情報提供、本県の基幹産業である農林水産業の体質強化等に向けた施策の着実な実施などについて、機会あるごとに要望してきています。 今後も、国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国の責任において万全の対策を講じるよう求めています。</p>	ふるさと振興部	国際室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、国に対し、地域のあらゆる産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、国民生活や経済活動に及ぼす影響等の十分な情報提供、本県の基幹産業である農林水産業の体質強化等に向けた施策の着実な実施などについて、機会あるごとに要望してきています。 今後も、国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国の責任において万全の対策を講じるよう求めています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 1) 国連「家族農業の10年」(2019～2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。</p>	<p>本県の農業経営は、97%が家族経営体であり、家族経営体は、本県の農業生産や農業・農村の多面的機能の維持などに重要な役割を果たしていると認識しています。 県では、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、農村の活性化に向けて、小規模・家族経営などの地域を支える多様な生産者による農業・農村を維持する取組を推進しているところであり、今後とも、本県の農業・農村を支える家族農業の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 2) 大小多様な家族経営の育成・支援を基本に、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>県では、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、経営体の育成として、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の経営規模の拡大や生産活動の効率化を推進しているところであり、今後とも、本県の農業・農村を支える家族農業の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 3) 地域農業を支えている大規模経営や集落営農を支援すること。</p>	<p>認定農業者や集落営農組織など「地域農業マスタープラン」に位置づけられた中心経営体に対し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化や経営発展に必要な機械・施設の導入を支援していきます。 また、経営感覚に優れた経営体を育成するため、大規模経営体等対象を明確化するとともに、経営規模拡大に向けた園芸施設の整備や、認定農業者が相互に学びあう研修会の開催について支援を行うなど、引き続き、関係機関・団体が一体となって、担い手に対する支援を総合的に実施していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 4) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。</p>	<p>青年就農給付金事業(現在の事業名は次世代人材投資事業となります。)は、就農前の研修や早期の経営確立を支援するため、次世代を担う意欲ある新規就農者を対象としています。 交付要件については、これまでの国への要望の結果、親の経営と同一作物であっても新技術導入等の取組を行うことで親元就農の場合でも経営開始型の交付対象となるなど要件が緩和されてきました。 令和4年度に創設される「新規就農者育成総合対策」では、新たに経営発展のため導入する機械・施設等の導入を支援する補助事業が創設されるなど新規就農者に対する支援は拡大しています。 新規就農者に対しては、県立農業大学校や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導等、経営発展段階に応じたきめ細かな支援を実施しており、今後も、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保・育成に取り組んでいきます。 県立農業大学校については、GAPやスマート農業を学べるよう教育・研修の拡充をしてきたところですが、国の予算措置の状況や県の財政状況などを踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 5) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得等については、農地法に基づき、農地所有適格法人又は農地所有適格法人以外の一般法人にあつては解除条件付きで借りる場合に限り、権利取得が可能とされています。 県としては、地域農業マスタープランを核とした担い手への農地集積・集約化を推進していく上で、支障が生じることがないように、農地所有適格法人の要件緩和に係る国の検討状況を注視しながら、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 4、農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。 畜産物に関する国の経営安定対策については、TPPの協定発効に伴い、平成30年12月に「肉用牛肥育経営安定交付金制度」などが法制化により恒久的な制度となったところであり、また、県では、国の「肉用子牛生産者補給金制度」や「肉豚経営安定交付金制度」の生産者負担金に対する支援を行い、引き続き、畜産農家の経営安定に向けた支援に取り組めます。</p>	農林水産部	農産園芸課 畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 1) 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染による原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求めること。早期の全面賠償を強く求めること。</p>	<p>県では、出荷制限を受けている原木しいたけ生産者の意向を確認しながら、解除に必要なほだ場の環境整備や放射性物質検査等を実施しています。また、出荷制限の対象となっている野生きのこ・山菜類については、関係市町と連携し、国との解除に必要な放射性物質濃度の経年変化の検査を継続して実施するとともに、国に対しても支援を要望しています。 賠償については、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が早期に行われるよう申し入れを行うとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。 県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、輸入事業者の監視指導や自主衛生管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。 また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。 なお、平成7年に製造年月日から、期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが、消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。</p>	<p>県では、地産地消や食の安全を重視した地域づくりと、地場の農林水産物の活用に向け、市町村の地産地消計画の策定・実践を支援するとともに、地産地消給食実施事業者の拡大に取り組んでいます。 また、地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売の促進に向け、商品開発や販路拡大等に知見を有する専門家の派遣による農林漁業者等への支援や、6次産業化に取り組む生産者や加工事業者と小売業者等との交流会を開催しているところです。 今後とも、農林水産物の地産地消の推進や高付加価値化に向けた取組を進めていきます。</p>	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 4) 国内各地で発生している鳥インフルエンザの全国一斉消毒措置など各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。豚熱・口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。</p>	<p>県では、畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守と飼養家畜に異常が見られた場合の家畜保健衛生所への早期通報を指導するとともに、捕獲した野生いのししや死亡した野鳥のウイルス検査を行うなど、野生鳥獣を対象とした家畜伝染病の監視に取り組んでいるところです。 さらに、いわて花巻空港において、外国人旅行者の肉製品の持ち込み検査や靴底消毒の実施など、水際対策の徹底を図っています。 また、豚熱については、令和3年6月に国が本県を豚熱のワクチン接種推奨地域に指定したことを受け、豚熱ワクチンの接種に取り組んでいるところです。 県内に家畜伝染病が発生し、防疫措置が必要となった場合は、「岩手県危機管理対応方針」に基づき、知事を本部長とする対策本部を設置し、殺処分や埋却、移動制限措置等に取り組むこととしており、畜産農家に対しては、埋却に備え、家畜伝染病予防法に基づき、予め埋却地を確保するよう指導しています。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p>	<p>厚生労働省では、食品安全委員会が平成24年10月に「米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、平成25年2月1日から米国産牛肉の輸入を30か月齢まで引き上げました。 また、同委員会が平成28年8月に「48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と答申したことを踏まえ、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査を廃止しました。 県では、同委員会の評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、国内での発生リスクに対する国際的な評価、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、全国の自治体と足並を揃えて健康牛のBSE検査を廃止したものです。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 6) ニホンシカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンシカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。</p>	<p>県では、ニホンジカの個体数の管理のため個体数推計を実施し、令和3年度開催した検討委員会にて推計値を公表しました。 この推計値を踏まえた捕獲目標値に基づき、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、全県における捕獲の強化に努めるとともに、必要な財政措置の確保について国に要望しています。 今後も、モニタリング調査等の結果を踏まえ、適切な個体数管理に取り組むとともに、市町村や関係機関等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実強化に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、市町村が鳥獣被害防止計画に基づき実施する有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの対策を支援するとともに、積雪に強い恒久電気柵の普及や鳥獣被害対策研修会の開催などに取り組んでいます。 電気柵については、設置したほ場で被害額が激減するなど効果が認められていることから、国の鳥獣被害防止総合交付金を活用した設置支援を行っており、引き続き、国に対して、十分な予算の確保を要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 1) 植林後50年程度で伐採する短伐期一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業を進めること。自伐型林業を担い手として位置づけ、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の拡充など支援すること。</p>	<p>県では、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の管理を推進していくため、県内の民有林について、地域森林計画を策定し、環境の保全や資源の循環利用に配慮した多様な施業方法に関する指針を定めているところです。 今後も、持続可能な林業の実現が図られるよう、引き続き地域の実態に応じた適切な森林整備を進めていきます。 また、県では、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、森林所有者や地域住民等が実施する森林整備や森林資源の利活用、作業道の作設・改修など、山村地域の活性化に向けた取組を支援しています。 この交付金制度は、自伐型林業を実践する方々による森林の保全管理活動等の取組も対象となりますので、本制度の積極的な活用を促進していきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 2) 外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の中止を求めること。</p>	<p>県では、国に対し、地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、TPP11や日EU・EPAに関して十分な情報提供や万全の対応をとることなどについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めています。</p>	ふるさと振興部	国際室	D 実現が極めて困難なもの
	<p>県では、国に対し、地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、TPP11や日EU・EPAに関して十分な情報提供や万全の対応をとることなどについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 3) 森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、豊富な森林資源の循環利用を図るため、効率的な森林整備に不可欠な路網の整備や、原木供給のための間伐材生産を支援しています。引き続き、間伐等の森林整備が適切に行われるよう取組を進めていきます。 また、令和2年3月に策定した「岩手県県産木材等利用促進行動計画」において、令和元年から4年度までの木材利用の目標を8,500?と定めるとともに、県が整備する低層の公共施設の木造化率100%を推進目標に掲げ、率先して木材利用に取り組んでおり、令和2年度までの木材使用量は7,151?で、目標の達成率は84.1%となっています。 さらに、住宅分野での県産木材の利用を促進するため、令和3年度から「いわて木づくり住宅普及促進事業」により、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援しており、令和4年度においても、引き続き取り組むこととしています。 今後も、県が率先して公共施設整備等における県産木材の利用を推進するとともに、住宅等における県産木材の利用が一層促進されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県営住宅や公共施設の発注にあたっては、県産木材の使用すること等を仕様書に盛り込んでいるところです。 また、林業振興課が実施する県産木材利用を推進する住宅への補助事業と連携し、省エネ性能を有する岩手らしさを備えた岩手型住宅の新築及び性能向上リフォームに対して助成を行う、「住みたい岩手の家づくり促進事業」を実施し、県産木材の利用の促進を図っているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいるところです。 市町村立学校施設の環境改善については、今後も引き続き、国庫補助制度の活用等について、市町村の実態に即した助言を行っていくことで、安全な施設整備を推進していくとともに、国へ十分な予算が確保されるよう働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 4) いわて森林づくり県民税」の取り組みに当たっては、森林所有者との連携を強化し、間伐(混交林誘導伐)とともに植栽にも積極的に取り組むこと。林業労働者の待遇改善と合わせ確保に取り組むこと。被害木、枯れ死木等の伐採処理など新規事業に積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、「いわての森林づくり県民税」を財源とし、公益上重要で管理が行き届かない森林について、公益的機能の高い森林へ誘導するための間伐などを実施してきたところです。 県民税については、令和3年度以降も混交林誘導伐を継続し、林業関係団体や林業事業体と連携を図りながら、施工可能な森林を確保し、計画的に整備を進めていきます。 また、森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、公益上重要な伐採跡地への植栽などの取組を拡充したほか、台風や大雪などの被害木の除去や、倒木の恐れのある枯死木の伐倒処理の支援などに取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 5) 「ウッドショック」に対応できる国産材・県産材の安定供給体制を確立すること。</p>	<p>県では、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入支援等による原木の安定供給に向けた取組を進めてきたほか、加工能力が高く多くの木材製品を製造する製材・合板工場の整備の支援など、高品質な木材の供給体制整備を促進してきました。 引き続き、森林組合や木材加工事業者が必要とする原木の安定供給に向けて、国庫補助事業を活用し、木材の供給体制の整備を支援するほか、原木の生産段階、木材の加工段階、住宅建築等での木材の利用段階それぞれの需給情報を共有するなど、林業・木材産業に携わる関係者と連携を強化し、木材の安定供給に向けた体制の構築に努めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 6) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道については、市町村森林整備計画で計画されている路網整備等推進区域において重点的に整備を進めています。 旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の線形及び幅員を見直し、森林整備や木材生産の効率化のための林道として県が整備しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 7) 森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、環境アセスメントの実施を義務付けること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。</p>	<p>太陽光発電の導入に伴い土砂流出や濁水の発生等の問題が全国的に発生していることを受け、国では、令和2年4月から太陽光発電事業を環境影響評価法に基づく環境影響評価(環境アセスメント)制度の対象としたところであり、県においても、国の動きを踏まえ、法対象以下の一定規模以上の事業(事業敷地面積が20haを超えるもの)について、同じく令和2年4月から、岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の対象としました。</p> <p>県内に5施設ある木質バイオマス発電施設では、発電事業者と素材生産団体との安定取引に関する協定に基づき供給された地域材を活用しています。</p> <p>県では、木質バイオマス発電事業者の原木集荷の状況を把握するとともに、素材生産団体等と原木供給に係る情報共有を行っており、引き続き、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けて取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 8) 林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>県では、現場技術者の確保・育成に向け、いわて林業アカデミーにおいて、林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、林業経営の中核を担う人材の育成に取り組んでいるほか、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、国の「緑の雇用」事業等により森林施業に必要な技術研修等を実施しているところです。</p> <p>また、流通・加工体制の確立については、令和2年3月に策定した「岩手県県産木材等利用促進行動計画」に基づき、県産木材等の適切な供給の確保に向けて、高性能林業機械と林内路網との組み合わせによる低コスト素材生産を促進するとともに、県産木材の安定供給体制を構築するなど、林業・木材産業の再建に向けた取組を行っています。</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 9) 「緑の雇用事業」や「緑の青年就業準備給付金」事業を思い切って拡充するなど、系統的な林業事業者の育成と定着に取り組むこと。</p>	<p>国が平成15年度から実施している「緑の雇用」事業は、本県の新規就業者の約4割が利用するなど、これまで大きな成果を上げてきたところであり、さらに「現場技能者キャリアアップ対策」により、林業の現場を管理する責任者等の育成に取り組んでいます。</p> <p>また、平成29年度から「いわて林業アカデミー」の研修生に対して「緑の青年就業準備給付金」を給付し、森林・林業の知識や技術の習得と県内事業者への円滑な就業を支援しています。</p> <p>今後も、緑の雇用事業等により、新規就業者の確保や林業事業者の段階的かつ体系的な育成等に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 10) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>国では、森林の管理運営について、森林法に基づく森林計画制度の下、国有林の地域別の森林計画を策定しており、策定に当たっては、国が県の意見を聴取するなど、計画内容の調整を図っているほか、パブリックコメント等により、市町村や関係機関、地域住民等からの意見聴取を行い、地域の声を反映した計画としています。 県では、民有林と国有林の森林・林業施策等に関する情報を共有するため、東北森林管理局と共同で定期的に森林・林業政策連絡議会や技術交流発表会を実施するなどの取組を行っており、今後も国による地域の声を反映した計画策定が図られるよう、国との情報共有に取り組んでいきます。 また、県では、国に対して林業を担う経営体や人材の育成・確保に向け施策を充実するよう要望しており、今後も、地域の林業事業体の育成が図られるよう、国へ強く働きかけていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 1) サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の記録的な大不漁に対し、科学的な調査の実施と漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用・魚種転換と商品開発、販路の拡大、新たな養殖事業等思い切った支援策を講じること。</p>	<p>近年のサケ漁の不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられています。資源量の回復に向けて、県水産技術センターでは、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、水温の高い時期に回帰してくる北上川水系のサケに着目した新たな種苗生産技術の開発などを行っています。サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理に向け、国の研究機関等と連携し、資源状況調査を実施しています。 また、県では、多様な資源の活用・魚種転換と商品開発、販路拡大に向け、近年、資源が増えているマイワシ等の利用を促進するため、水産加工原料確保に関するセミナーや各種オンライン商談会などを開催し、商品開発や販路拡大を支援しています。 さらに、海洋環境の変化に左右されにくく、安定した生産が見込める養殖業を振興するため、新たな魚種として、サケ、マス類の海面養殖の事業化に向けた取組への支援など、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 2) ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ、ホタテガイ、カキなどつくり育てる漁業の再建をはかること。</p>	<p>ワカメ、コンブ、ホタテ等の養殖生産については、養殖業者の減少やホタテガイの貝毒発生による出荷自主規制などで生産量が減少していますが、県では、海藻や貝類の養殖生産量の回復を図るため、漁協と連携して意欲ある漁業者の生産規模拡大や、漁協自営養殖の推進、省力化機器の導入に取り組んでいるところであり、水温変化に強い大型のワカメ人工種苗の開発・普及や、新たな魚種としてサケ、マス類の海面養殖など、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。 また、アワビ、ウニなどの増産については、餌となるコンブの造成などの磯焼け対策、ウニの漁港内での蓄養技術の開発に取り組んでいます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 3) 新型コロナ禍による魚価の低迷、販路の喪失などに対し、漁業経営維持のための給付金を充実させ、生産と流通機能の維持・充実を図ること。</p>	<p>国の漁業収入安定対策では、漁業共済や積立ぶらすにより、水揚金額が減少した漁業者の収入補填を行っており、県では、漁業者の経営維持に向けて、国に対して漁業収入安定対策事業の十分な予算の確保を要望しているところです。 一方で、漁船漁業のように漁業共済の加入率が低い漁業種類もあることから、引き続き、漁業共済組合と連携して共済加入を促進していきます。 また、国の令和3年度補正予算に盛り込まれた「事業復活支援金」などの国の支援制度について、漁業者等への周知を図ってきたところであり、引き続き、漁業者の経営維持に向けた情報発信に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 4) サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>サケ資源の回復に向けては、人工ふ化放流によって資源造成を図りながら持続的に展開しているところであり、県内の様々な漁業や関係する道県を含めた広域的な漁業の調整を図りながら、今後も資源の公平配分に努めていきます。 また、定置漁業権の免許については、引き続き、適切に対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 5) 2022年「小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年」の取り組みを進めること。小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、主要魚種の資源量減少から漁業経営が厳しい状況になっていることから、県では、小型漁船漁業の復興・再生に向け、近年漁獲量が増加しているマイワシについて、小型漁船漁業による試験操業を令和元年度から実施しています。 また、漁獲量の回復に向け、水産資源の適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携して資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力して、今後も資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 6) 新規漁業就業者支援制度を充実させること。県としても水産アカデミーとともに漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>県は、「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、国の制度である、次世代人材投資(準備型)事業の就業準備資金や新規漁業就業者確保事業の長期研修を活用した、新規漁業就業者の定着支援に取り組んでいます。 今後も、これらの取組を支援し、漁業担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 7) 改正漁業法の問題点を明らかにし、漁業者の意見を反映させながら実施すること。</p>	<p>漁業法の改正に伴い、新たな制度の運用に当たっては、漁業者や漁業関係団体の経営に影響を与えないような配慮が必要と認識しています。制度改正の内容等については、国とも連携しながら、必要に応じて、漁業者向け説明会の開催などにより丁寧な説明に努めているところであり、今後とも漁業者の意見を参考にしながら、適切な運用となるよう対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 8) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。福島原発の汚染水の海洋投棄に反対すること。(再掲)</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したとされています。 県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。 また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。 今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したとされています。 県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。 また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。 今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までにCO2を50～60%削減する目標に引き上げ、気候危機打開に本格的に取り組みを強化すること 1) 多くの環境団体・シンクタンクの提言を踏まえ、2030年度までの県のCO2削減目標を50～60%に引き上げること。</p>	<p>令和3年3月に策定した県の実行計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、県独自の取組のほか、国の施策による削減可能量も踏まえた上で、基準年の2013年度比で2030年度までに589万トン、41%の削減としたところ。その後、国が削減目標を引き上げたことなど、県の実行計画において目標を設定したときの状況が変化したことから、令和4年度、実行計画を改定することとしており、その中で削減目標や施策の見直しを検討していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までにCO2を50～60%削減する目標に引き上げ、気候危機打開に本格的に取り組みを強化すること 2) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画をブラッシュアップし、実効性のある具体化を図ること。</p>	<p>令和3年3月に策定した県の実行計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、県独自の取組のほか、国の施策による削減可能量も踏まえた上で、基準年の2013年度比で2030年度までに589万トン、41%の削減としたところ。その後、国が削減目標を引き上げたことなど、県の実行計画において目標を設定したときの状況が変化したことから、令和4年度、実行計画を改定することとしており、その中で削減目標や施策の見直しを検討していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までにCO2を50～60%削減する目標に引き上げ、気候危機打開に本格的に取り組みを強化すること 3) 知事を本部長とする全庁的な推進本部、各界が参加する県民運動の推進本部を設置し取り組むこと。</p>	<p>県では、知事を本部長とし、副知事、各部局長等で構成する「岩手県地球温暖化対策推進本部」を設置して、地球温暖化対策の推進に向けて、全庁的な施策推進の取組の強化や関係部局による連携を図っているところ。また、全県的な団体・機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中心に、構成団体相互の連携や協働によって、地球温暖化を防止する具体的な行動に取り組む県民運動を展開しているところ。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 1、2030年度までにCO2を50～60%削減する目標に引き上げ、気候危機打開に本格的に取り組みを強化すること 4) 各市町でも「気候非常事態宣言」を発し、2050年めざす「カーボンニュートラルゼロ」宣言と2030年削減目標と具体的計画を確立して取り組めるよう支援すること。</p>	<p>令和3年6月に改正地球温暖化対策推進法が成立し、市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充が図られたことを受けて、国が計画策定の支援策を講じており、県内でも実行計画策定に取り組む市町村が出てきているところ。県としても、地域資源を活用した自立分散型エネルギーシステムの構築を通じて、市町村による削減目標の設定を含めた実行計画の策定を支援していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 1)電力分野、産業分野、運輸・交通分野、都市・住宅、自治体の各分野で、省エネ・再エネの具体的な計画を持ち、具体的な支援策も講じ、社会システムの改革をめざすこと。</p>	<p>県では、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」において、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を見据え、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー導入促進、森林吸収源対策などの多様な手法による地球温暖化対策の推進を3つの柱として、地球温暖化対策を推進しています。 また、県では、令和4年度、実行計画を改定することとしており、その中で削減目標や施策の見直しを検討していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 2) コロナからの復興はグリーンリカバリー(緑の復興)で。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立に向けて、環境分野での投資・雇用の拡大と経済成長を促すグリーンリカバリーの視点を踏まえた環境施策の推進が重要と考えています。 このため、「岩手県環境基本計画」においては、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」として、事業所における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入、森林の整備や環境に配慮した治山事業など森林の多面的機能を活用した防災・減災、人や社会、環境へ配慮した消費行動の促進や省エネルギー性能を備えた岩手型住宅の普及など、環境分野を超えて他の分野と連携した横断的な施策を推進することとしています。 令和4年度においては、洋上風力発電や波力発電の事業化支援や水素ステーションの設置及び燃料電池自動車の導入補助、既存住宅の省エネ化に対する補助などを実施し、コロナからの復興と脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 3) 再生可能エネルギーは地産地消の立場で推進すること。水力・太陽光・風力・地熱・バイオマス発電など具体的な目標を掲げて取り組むこと。</p>	<p>全国的にも優位な風力、地熱をはじめ、太陽光、水力、バイオマスなど本県の再生可能エネルギーの高いポテンシャルを踏まえ、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」において、2030年度における再生可能エネルギーによる電力自給率65%を目標として掲げており、エネルギーの地産地消を見据え、地域ごとに活用しやすい再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大を推進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 4) 再生可能エネルギーの普及にあつては、森林破壊や土砂崩れ、住環境破壊となる乱開発を許さず、環境を守る規制を強化すること。</p>	<p>国は大規模な再生可能エネルギー事業を環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象としており、本県でも、一定規模の太陽光発電事業等については、令和2年4月から、国よりもさらに厳しい規模要件で岩手県環境影響評価条例に基づくアセスメントの対象としています。 国や県のアセスメントの対象とならない事業についても、環境保全に関する遵守事項等が盛り込まれた国の「事業計画策定ガイドライン」や「環境配慮ガイドライン」を開発事業者等に周知し、環境への配慮を求めているところでは、これらの取組をしっかりと行いながら、環境との調和に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 5) 県として、公共施設、公共事業、自治体業務でどれだけCO2を削減するか、独自の「目標と計画」を持って取り組むこと。地元企業との独自の協定、省エネ投資への独自の支援、省エネ住宅へのリフォームや太陽光発電用パネル設置への助成を拡充すること。</p>	<p>令和3年3月に策定した「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」において、2025年度を目標年度として、県の事務事業における温室効果ガス削減を2018年度比で10.3%削減する目標を設定し、業務活動の省エネルギー化や県有施設に再生可能エネルギーの導入など具体的な取組を推進しているところでは、産業における省エネルギー化に向けて、県内の中小事業者等を対象とした省エネ設備の導入補助を拡充するほか、暮らしにおける省エネルギー化に向けて、省エネ住宅の普及促進や相談事業を引き続き実施していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、農林水産部林業振興課が実施する県産木材利用を推進する住宅への補助事業と連携し、省エネ性能を有する岩手らしさを備えた岩手型住宅の新築及び性能向上リフォームに対する支援を進めています。 また、令和4年度からは「いわて住まいのカーボンニュートラル推進事業」として、県内工務店や建築士の技術向上を目的とした講習会の実施や、既存住宅の省エネ化に関する改修費用等について補助制度を創設し、省エネルギー住宅の普及に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ① 男女の賃金格差を政治の責任で是正すること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところでは、また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図っているところでは、</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ② 家族的責任と働くことを両立できる労働のルールをつくること。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。 県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。 また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の労働環境の改善をはじめとした魅力ある職場づくりに向けた企業の取組について表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っているほか、企業が働き方の改善計画を策定し、その計画に基づいて取組を進める際に要する経費を補助し、企業の取組を支援しているところです。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ③ ハラスメントを明確に禁止し、なくすこと。</p>	<p>県では、「いわて男女共同参画プラン」に基づき、雇用の場において、男女均等な機会・待遇が確保されるなど雇用環境が整備され、男女が対等なパートナーシップを発揮し、いきいきと働くことができるよう、関係機関と連携した取組を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。 県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法なハラスメントに関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげています。 また、各種セミナーや講演会において普及啓発するとともに、就業支援員や労働委員会における労使双方からの相談対応等を行っているところであり、引き続き、これらの取組により職場におけるハラスメントの防止に努めていきます。</p>	環境生活 部	若者女性 協働推進 室	A 提言 の趣旨に 沿って措 置
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 2) 選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ制度(東京都を含め導入人口は約5割)を導入すること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度は、男女共同参画社会の実現に向けて重要な事項であることから、広く丁寧に議論され、困難に直面している人たちの問題が解消されるべきと考えています。 また、性的マイノリティについては、令和3年3月に策定した「いわて男女共同参画プラン」に基づき、多様な性の尊重と性的マイノリティへの偏見や差別を解消するため、岩手県男女共同参画センターにおけるLGBT等に関する相談の実施や、学校や企業、行政等を対象とした研修に取り組んでいます。 パートナーシップ制度は、多様な性に配慮する取組のひとつと考えており、相談対応や普及啓発などの取組により、意識の醸成を進めながら、導入している自治体の事例を研究していきます。</p>	環境生活 部	若者女性 協働推進 室	S その 他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 3) 女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること ① 刑法・DV防止法を改正し、被害者支援を強化すること。</p>	<p>DVについて、県民への普及啓発や支援者向けの研修を実施するとともに、被害者を保護する体制の充実について北海道東北地方知事会を通じて要望しているところです。今後も引き続き国へ働きかけを含め、DV対策の充実に努めていきます。</p> <p>「刑法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正については、立法府において対応するものと認識しています。県警察としては、現行の法規定を適正に執行して取締りを強化するとともに、被害者の支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 3) 女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること ② 「痴漢ゼロ」の取り組みを強化すること。</p>	<p>県警察では、各種法令を適正に執行して、痴漢のほか性犯罪の取締りを強化しています。</p> <p>また、痴漢に特化したものではありませんが、一般的な各種犯罪の発生情報を、県警ホームページの「安全・安心マップ」及びぴかぼメールの「不審者情報」で提供しています。なお、これらの情報には痴漢を疑う行為が含まれることもあります。</p> <p>さらに、各学校等においては一般的な犯罪被害防止教室を行っていますが、幼稚園や保育園、小学校では「いかのおすし」という子供の防犯標語を用いて、知らない人に声をかけられた場合の対応方法等について指導を行っています。</p>	警察本部	人身安全少年課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 3) 女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること ③ 日本が責任を負う戦時性暴力＝「慰安婦」問題の解決を進めること。</p>	<p>「慰安婦」問題は外交関係の事項のため、国において対応すべきものと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 4) リプロダクティブ・ヘルス&ライツの視点に立った取り組みを進めること</p>	<p>県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援について盛り込んでおり、また、これまで企業に対して、国が作成した「仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを進めるためのリーフレット」を、保健所が行う企業訪問などの際に配布するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること 5) 意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと</p>	<p>政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、県の審議会等委員への女性の登用については、いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプランにおいて指標を定め、取り組んでいるところです。女性委員の割合は、近年30%台後半で推移してきているところですが、今後も女性の参画が図られるよう取組を進めます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 1、少人数学級の実現で、新型コロナから子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること 1) 国として小学校全学年で早急に35人学級を実現すること。中学校にまで拡充を求めること。</p>	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げることを決定したところです。 本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校のすべての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しているところですが、令和3年6月にも、35人学級を中学校まで拡充し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望したところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 1、少人数学級の実現で、新型コロナから子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること 2) 学校・教室で三密回避、マスク、手洗い、消毒などの基本的な感染対策を徹底すること。そのためにスクールサポートスタッフを配置すること。</p>	<p>県教育委員会では、文科省から出されている衛生管理マニュアルを踏まえ、感染予防対策の徹底を図っています。 引き続き、衛生管理マニュアルを踏まえ、地域の感染レベルに応じた対応を適切に行うとともに、感染予防対策を徹底していきます。(A) 新型コロナウイルス感染症の影響により増加している教職員の業務(消毒作業や健康管理業務等)を支援するため、令和2年度から、各校にスクールサポートスタッフを配置しています。今後の配置規模や期間については、感染状況やワクチン接種状況、経口薬の開発・普及等の状況を踏まえて適切に判断します。(B)</p>	教育委員会事務局	保健体育課 教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 1、少人数学級の実現で、新型コロナから子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること 3) 全国学力テストの中止を求めること。県の学習定着度調査(2学科に減)見直しを中止すること。</p>	<p>本県における諸調査の活用については、正答率による比較をねらうものではないことなど、諸調査の適切な活用の在り方について、引き続き様々な機会を通じて市町村教育委員会や学校等と十分な共通理解を図り、児童生徒一人ひとりの資質・能力を伸ばすための授業改善等の取組を推進しています。 県教育委員会では、令和3年度以降の県学習定着度状況調査の実施教科について、令和2年度に見直しを行い、全ての学習の基盤となる資質・能力の育成の「土台」となる教科として国語、算数・数学の2教科に精選して実施しています。これにより、教員の採点・入力等の負担軽減、結果のフィードバックまでの時間短縮を図ることで、各学校が調査結果の分析・活用に今まで以上に注力できるように取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組みを徹底すること。 1) 県央部の県立高校でのバレー部員の自殺や顧問教師による異常なパワハラ事件が相次いで発生しました。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとよりスポーツなど部活動の場でもあってはならないものです。再発防止「岩手モデル」の策定に当たっては、顧問教師の暴言・暴力が長期にわたって放置された県教委と学校の対応を徹底的に検証し、再発防止の対策に生かすこと。顧問教師の懲戒処分を速やかに行うこと。</p>	<p>第三者委員会の調査報告書において、前任校の事案における学校及び県教委の対応が不十分であったという指摘を踏まえ、再発防止「岩手モデル」策定委員会の部会の中で、学校及び県教委における当時の対応状況や対応として不足していた点などについて明らかにするため、作業を進めているところです。引き続き、策定委員会での協議を踏まえながら必要な作業を進め、当該校の事案につながる事となった理由を解明していきます。 顧問教諭の処分については、関係者及び顧問教諭への聴取を行い、処分権者としてしっかりと判断し対処していきます。(B) 再発防止に向け、体罰や暴言のない指導スキルを身につけることを目的に、効果的な指導者の研修体系や内容について「部活動指導者研修検討部会」において検討しています。(A)</p>	教育委員会事務局	教職員課 保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組みを徹底すること。 2) 本来生徒の自主的自発的活動である部活動について、部活動加入を強制していない学校は中学校で2割程度にとどまっています。部活動の原点に立ち返って直ちに直視すること。</p>	<p>学校において、「部活動に所属しないことを認める」「部活動には所属させるが、学校外の活動も認める」としており、県内全ての学校で、校外での活動を希望する生徒に対して配慮している状況です。 今後は、市町村教育委員会に対して、方針の改定を要請し、適切な部活動体制を推進するとともに、引き続き、市町村教育委員会に対し、県全体で統一した取組ができるよう、積極的に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組みを徹底すること。 3) 体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につく競技力も向上する部活動に改善を図ること。</p>	<p>大会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり、体罰や生徒の人格を傷付けたりする言動等の根絶に向け、指導方法、コミュニケーションの充実等に関する知識や技能に関する研修会を実施し、指導者の資質向上を図っていきます。 また、本県生徒の活動を支える各主体(学校、市町村・市町村教育委員会、関係団体、指導者)の関係者が一堂に会し、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向けて共通理解を図るセミナーを実施し、質の高い部活動を推進していきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 4) 週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、活かして取り組むこと。</p>	<p>運動部活動に係る各種研修会(「運動部活動研修会」「コーチング研修会」)を実施し、スポーツ医・科学を活用した指導方法及びスポーツ心理学等についての研修を通して運動部活動担当者等の指導力向上を図り、各学校の運動部活動の充実を図っていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>保健体育課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 1) いじめ対策の基本として—いじめは人権侵害であり暴力という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、今後いじめを見過ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組みます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。</p>	<p>令和3年度は、「学校いじめ対策組織の取組を中核としたいじめの防止」を、いじめ問題の対策の重点目標として位置付け、いじめの未然防止、適切な対処により、児童生徒の生命・心身を守る取組を充実させるとともに、自殺予防教育を実施し、児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大切に教育の推進に各学校で取り組んできたところです。 また、重点目標に対する取組項目の一つとして「いじめに対応する教職員の資質向上を図る研修の充実」と位置付けており、総合教育センターにおける教員研修、各教育事務所主催による全学校悉皆の教員研修、5地区で開催する高等学校生徒指導連絡協議会での研修、さらには、学校等研修支援訪問を実施し、いじめに係る教員研修の機会を確保しています。 今後も、いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合には、初期対応の構えとしての積極的ないじめ認知とともに、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、その解決に向け、学校組織として適切に対処する体制づくりや教育研修の充実を図ります。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p>	<p>いじめ発生時の対応として、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しており、学校はいじめの情報があった場合は、学校いじめ対策組織において、情報共有及び組織的な対応を図ることとしています。 いじめの疑いが発見された場合は、学校いじめ対策組織に報告する義務があることは法でも示されており、今後も、学級担任等がいじめ問題を一人で抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織で情報を共有するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、適切な対応を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>令和3年度は、「児童生徒の『居場所づくり』と『絆づくり』の推進」をいじめ対策の重点目標に対する取組項目の一つとして位置付け、各学校で児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組んでいるところです。 また、いじめ防止に係る児童生徒の主体的な取組を行っている学校の実践について、リーフレットにまとめ配信することで、広く県内に周知してきたところです。 今後も全ての児童生徒がいじめを生みださないという態度をもち、心の通い合う人間関係を構築できるよう、教師が居場所をつくり、児童生徒の主体的な取組による「絆づくり」を推進し、いじめを生まない学校風土づくりに取り組めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒に寄り添いながら、いじめ解消の定義に基づき適切な対応に努めます。 また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 ⑤ 被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、寄り添いながら意向を確認し、意向を尊重しながら調査等を丁寧に行うとともに、事実関係について適時・適切な方法で情報を提供します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ① 教員の多忙化の解消、30人学級の実現、養護教諭、カウンセラー、ソーシャルワーカーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。</p>	<p>教職員の勤務負担軽減については、令和3年2月に新たに「岩手県教職員働き方改革(2021～2023)」を策定し、時間外在校等時間の縮減等に係る具体的な目標を掲げた上で、業務のスクラップ・改善や部活動の適正な運営を含む教職員の負担軽減、健康確保等に向けた具体的取組を総合的に進めています。 少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げることを決定したところです。本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校のすべての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しているところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。 養護教諭については、国からの加配を活用し、大規模校で、児童生徒の健康確保や教育相談等の必要性が高い学校に対し養護教諭の複数配置を実施しているところです。 児童生徒を取り巻く様々な問題によって、不安や悩み、ストレスを抱える児童生徒が増加していることから、心のケアや支援体制の構築等による重層的な支援を充実させていくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に向けて取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ② 全ての学校で、すべての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組むこと。</p>	<p>令和3年度は、重点目標に対する取組項目の一つとして「いじめに対応する教職員の資質向上を図る研修の充実」と位置付けており、総合教育センターで実施する6年間で全ての教委が参加するいじめ特別研修、各教育事務所主催による全学校悉皆の教員研修、5地区で開催する高等学校生徒指導連絡協議会での研修、さらには、学校等研修支援訪問を実施し、いじめに係る教員研修の機会を確保しています。 校外で研修を受けてきた受講者は、その内容について、校内研修において他の教職員に伝達するようにしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ③ 教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。</p>	<p>平成19年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。</p>	<p>いじめ重大事態の調査については、いじめ防止対策推進法や国の基本方針及びガイドライン等に従い、適切に実施しています。 重大事態の調査結果から再発防止等についての教訓を得ることについては、県いじめ問題対策委員会の所掌事項の一つに、いじめの防止等のための調査審議があることから、調査報告書の答申で示された再発防止の提言は学校へ周知し、いじめ防止と適切な対処に係る取組の見直しに生かしていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 5) 不登校の子どもを温かく支援し、安心して相談できる窓口を拡充すること。子どもの居場所を確保し学習支援を行うこと。フリースクールとの連携を強化し公的支援も行うこと。</p>	<p>県教育委員会では、不登校などの生徒指導上の諸課題について迅速かつ適切に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、学校における教育相談体制の充実と支援に取り組んでいます。 市町村教育委員会においては、学校における個別の支援に加えて、学校外に「適応指導教室」等を設置し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図って、学校復帰を含めた社会的自立に向けた取組を推進しています。 また、「24時間子供SOSダイヤル」「ふれあい電話」等の学校以外の相談窓口を設置するとともに、他の機関の相談窓口を含めて児童生徒及び保護者への周知を進めていきます。 さらに、令和3年度からフリースクール等民間施設と合同で、不登校児童生徒の支援に係る課題を共有し、支援に向けた学校、教育委員会と民間施設との連携の在り方を確認すること、フリースクール相互のネットワークをつくること等をねらいとした、「不登校児童生徒支援連絡会議」を開催しました。本会議は今後も継続して毎年実施していきます。 今後も、不登校児童生徒への支援をより充実させるとともに、フリースクール等民間施設等、関係機関等との連携を促進していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 6) 高校中退をなくす取り組みを強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。</p>	<p>入学した生徒に対しては、進路指導の充実や教科指導の工夫等による目的意識の涵養や、生徒個々に応じた教育相談等により、卒業まで指導することを基本としています。 今後も、生徒の多様な能力、意欲、関心、適性に対応したきめ細かな指導を通して、生徒が充実した高校生活を送り、希望する進路を達成できるように指導していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 7) 「ツーブロックの禁止」「スカートの強制」など子どもたちの人権と多様性を無視する校則は、子どもたちの自主的取り組みを重視して見直すこと。文科省の「生徒指導提要」の見直しを求めること。</p>	<p>校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において定められるものであり、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要ですが、同時に、生徒自身が校則は自分たちのものであるとして捉え、自主的に守り、見直しを行うことも必要です。 校則の見直しは、生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり児童生徒の主体性を培う機会であることから、今後も、生徒会等を中心に主体的に見直し、生徒と学校が合意形成を図りながら見直しを進められるようにしていきます。 「生徒指導提要」は、現在、文部科学省において改定の協議を重ねているところであり、今後も協議内容を注視していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 1) 児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSWの配置と連携を強化すること。</p>	<p>令和3年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により県内6教育事務所に21名配置してきたところですが、令和4年度は1名増の配置を計画しています。 また、学校は、家庭等に起因する児童生徒をとりまく課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを中核として福祉等の専門機関と連携して対応できるよう体制の強化をはかっていきます。 さらに、学校に対しては「スクールソーシャルワーカー活用指針」を送付し、スクールソーシャルワーカーの活用の在り方について周知を図っていくとともに、多職種連携による支援について理解を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いを進めること。</p>	<p>就学援助制度は、経済的理由により就学が困難な世帯の子ども学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内各市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 3) 給食費、教材費の無償化を支援すること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 4) 高校授業料の完全無償化を復活させること。</p>	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っています。 今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないように努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。</p>	<p>国と県の役割分担の下、大学生に対する奨学金事業は国が担っていることから、県では、高等教育の機会均等のため、様々な機会を通じ国が行う奨学金制度の拡充を要望してきました。 国においては、平成30年度に給付型奨学金制度を創設しており、令和2年度からは、高等教育の修学支援新制度の中で給付型奨学金の給付額及び給付対象を大幅に拡充したところです。 県としては、こうした国の動向を注視しつつ、意欲ある学生が経済的理由に左右されず安心して進学し学業に専念できるよう、必要な要望を行っています。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 6) ヤングケアラーの実態を把握し、福祉部門とも連携し支援を強化すること。</p>	<p>ヤングケアラーの実態把握については、既に学校が把握している家庭状況や普段の子どもの様子からヤングケアラーとも割れる子どもをスクリーニングし、市町村要保護児童対策地域協議会との情報共有や関係機関による支援につなげていく体制の構築を進めています。 児童虐待やヤングケアラー等、家庭に起因する問題に一早く察知し福祉部局につなげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒理解とアセスメントに努めています。また、要保護児童対策地域協議会において、福祉部局と情報共有を図っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 5、教職員の大幅な増員と業務の抜本的な削減で、教員の異常な超過勤務の状況を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう具体的な手立てを講じること。司書教諭を専任で配置すること。パワーハラスメント防止対策を強化すること。</p>	<p>働き方改革については、平成30年6月に「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定し、教職員の負担軽減と健康確保に取り組んできたところであり、また令和3年2月には、新たに令和3年度から令和5年度を取組期間とする「岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)」を策定し、教員の時間外在校等時間の縮減などの目標を定め、学校における働き方改革の実現に向けた取組を総合的に推進しています。(A) 司書教諭については、小学校27学級以上、中学校22学級以上の学校に専任司書教諭を配置しているものであり、今後も専任司書教諭の拡充に向けて、その成果等について分析を進めていきます。(B) パワーハラスメントについては、令和2年6月に策定した「パワーハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、各職場におけるコンプライアンス研修等の機会を通じて意識啓発を図る等、引き続き、その防止に取り組んでいきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 6、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>市町村立学校施設の耐震化については、県としてはこれまでも、耐震化が完了していない市町村を訪問するなど、現状の課題や今後の見通し等の把握に努め、個別に働きかけを行ってきたところです。(B) また、県立学校施設の耐震化については、伊保内高校の改築工事をもって、全ての施設の耐震化が図られたところです。(A) 県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいるところです。(B) 市町村立学校の施設環境の改善については、今後も引き続き、国庫補助制度の活用等について、市町村の実態に即した助言をしていくことで、安全な施設整備を推進していくとともに、国へ十分な予算が確保されるよう働きかけを行っていきます。(B) 県立学校施設の工事に起因するシックスクールの発生を防止するため、原因物質の発散量が最も少ない材料の使用や揮発性有機化合物が基準内値内であることをVOC測定により確認するとともに、揮発性有機化合物の総量を測定するTVOC測定を必要に応じて実施しており、市町村立学校施設についても、児童生徒が学校施設に起因した体調不良を引き起こすことがないよう、室内空気汚染対策の徹底について、引き続き各市町村に要請していきます。(B) シックスクール症候群の症状を訴える児童生徒に対しては、医療機関と連携して対応するとともに、学校薬剤師の指導のもと原因物質の除去を行うなど、健康的で快適な学習環境の維持に努めています。(A)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室 保健体育課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 7、小学校5・6年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取り組みを基本に、押し付けにならないようにすること。</p>	<p>小学校5・6年生の英語科については、小学校教員が指導力向上のための研修を県が実施し、平成27年度から平成30年度までの4年間で約660人余りの中核教員を育成し、その教員による校内研修等の充実を図ってきたことにより、令和2年度からの学習指導要領全面実施に対応したところです。また、令和元年度からは、小学校での学びを中学校に円滑につなぐことを目指して、小中学校合同の研修会を実施しています。 専任教員の確保については、国の英語専科指導加配を活用して専門性の高い教員の確保に努めており、教員採用試験においても英語検定等の資格を有する受験者への優遇制度を実施しています。令和2年度より、県内の小学校で指導を行っている国の英語専科指導加配教員の研修を県として実施しています。 道徳教育については、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。「特別の教科 道徳」(道徳科)において、教師が特定の価値観を児童生徒に押し付けることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものであり、多様な価値観に向き合い自ら考え続ける姿勢を養うことを重視しています。県教育委員会としては、今後も各学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえて道徳教育が推進されるよう、各種研修会等の充実及び研究成果の普及啓発を通して、児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 8、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。学校は住民自治の拠点としての役割を持つことから、住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p>	<p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、設置者である市町村において、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。 また、子どもたちの成長に合わせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとして捉えており、平成28年4月に義務教育学校が法制化されたことも踏まえ、全国の状況を注視しながら、市町村教育委員会や学校を支援しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 9、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。 1) 特別支援学校の「設置基準」の制定を踏まえ、教室不足数の早期の解消を図ること。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校の教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ、個別課題について改善を図っています。具体的には、平成28年に二戸地域で盛岡みたけ支援学校高等部分教室を開室したほか、平成29年度には北上市内に花巻清風支援学校北上みなみ分教室を設置し、平成31年4月に盛岡ひがし支援学校を開校しており、釜石祥雲支援学校の移転新築については、令和4年8月に完成予定です。 また、特別支援学校の男女共用トイレのうち改修可能な箇所については平成26年度までに工事を完了していますが、一部の学校において男女を区分するためのスペースが確保できないため、男女共用トイレが残っています。 引き続き、狭あい化の解消を図る施設整備を進め、その解消に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 9、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。 2) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>今後も、研修などを通じて市町村を含めた特別支援教育支援員や教職員の専門性の向上に取り組むとともに、各学校における校内支援体制の充実や、外部人材・関係機関等との連携を一層深めながら、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育支援に努めていきます。 また、通級指導教室については、国の定数改善により、対象となる児童生徒数に応じて教職員の基礎定数化が平成29年度から10年をかけて図られており、引き続き、通級加配と併せて教職員の確保及び指導の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室 教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 9、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。 3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の居住地域で学ぶことができるように、二戸市(H20小学部、H25中学部、H28高等部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関市千厩町(H19小学部、H21中学部)、北上市(H29小学部、中学部)に特別支援学校の分教室を設置するとともに、盛岡地区以外の特別支援学校では、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。 また、小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への教育の充実を図るため、特別支援学校による地域支援も推進しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 10、中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。給食費の無償化を支援すること。</p>	<p>学校給食については、義務教育諸学校の設置者である各市町村において、学校給食の意義や児童生徒の実態及び地域の実情等を踏まえ、その実施方式等を総合的に判断していると捉えています。 また、いずれの実施方式においても、食育の観点から日々の学校給食に積極的に地場産物を取り入れているところです。ランチボックスについても、各市町村において、実施状況等を踏まえながら、趣旨に沿った提供に努めていると認識していますが、今後も、必要に応じて助言をしていきます。 給食費の無償化については、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の確保のため必要な財源は、給食費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 11、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。</p>	<p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置してその在り方を検討し、設置の方向性を示した上で、各地域への説明会を行いながら十分に時間をかけて進めてきたものです。 県立学校における併設型中高一貫教育は、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において行われています。 同校では、生徒に対するよりきめ細かな指導体制を実現するため、令和2年度から令和4年度までに順次35人学級へ移行するなど、一層の教育環境の充実に努めています。 今後においても、地域の声を把握しながら、生徒の進路状況、同校が目指す教育の進捗状況、周辺の義務教育への影響等、導入の成果や課題を検証しながら、その在り方について継続的に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 12、県立高校の後期再編計画の取り組みについては、福岡工業高校と一戸高校との統合計画について、今年度の取り組みと来年度の入学者の動向を踏まえて慎重に対応し、見直しも行うこと。地元自治体の要望に誠実に対応すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。 二戸地域においては、高い技術力を有するものづくり産業等が集積されており、地域産業を担う人材の育成とともに、高齢化社会に対応した介護福祉人材の育成も求められている現状にあり、計画策定に当たり開催した地域検討会議では、地域の将来を担う人材育成の観点の必要性や校舎制による教育機会の維持、他ブロックへの生徒の流出に対する懸念等に係る意見もいただいたところです。 については、県北地域の生徒の将来を見据え、多様な学びと教育環境を確保していくという視点から、福岡工業高校と一戸高校を統合し、新たに整備された福岡工業高校の校舎を活用しながら、各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しつつ、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することで、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋げていきたいと考え計画を策定したものです。 地域の取組を通じて生徒が地元の高校を理解し、生徒の主体的な進路選択につながることは望ましいことであると考えており、今後とも地域の取組や入学者の動向等を注視しながら、域内各校の入学者数の見通しや、地域の学びの在り方等、長期的で全体的な視点に立ち、丁寧な議論を重ねながら、二戸地域の教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 13、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>高校入試は、学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒の高等学校教育を受けるに足る能力と適性を検査しているものです。実施に当たっては、選抜方法を公開し、受検生本人への学力検査等の成績の通知を行うなど、透明性と公平性の確保に努めています。(A) 通学区域については、外部有識者による「県立高等学校における生徒の多様な受入れの在り方に関する検討会議」から平成30年8月に提出された報告書において、『通学区域は、地域の活性化の取組と高校の更なる魅力づくりを見守る必要があり、当面現行制度を維持することが望ましい。』と提言されており、その趣旨を踏まえ、当面の間維持することとしています。(C)</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 14、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率を当面85%に引き上げること。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、地域の企業との連携を強化するとともに、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。</p>	<p>高卒者の県内就職率の向上については、各広域振興局等に、就業支援員に加え令和3年度から県内就業・キャリア教育コーディネーターを配置し、教員と地域企業が連携した、地元企業等への就職支援や高校における進学後の県内就職を促進するためのキャリア教育支援を行うなど、目標の達成に向けて取組を強化しているところです。 本県の高卒者(平成30年3月卒)の3年以内離職率は33.5%となっており、年々改善しているところです。引き続き、離職率の改善を目指し、高校生の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等の県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図っていくとともに、若手社員等への個別ヒアリングを通じた職場定着支援も継続していきます。 また、県では、ホームページ等で労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているほか、県労働委員会において学生を対象とした出前講座も実施しています。 今後も、こうした取組を通じて、キャリア教育支援等に取り組んでいきます。</p> <p>県教育委員会では、「いわてキャリア教育指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて「総合生活力」・「人生設計力」を育成し、児童生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で計画的かつ組織的に育むなど、キャリア教育の推進に取り組んでいます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 15、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止にしっかり対応すること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>教員採用、管理職任用については、適切な筆記試験や面接等を行い、客観的かつ適正な評価を行っています。今後もさらに学校や地域のニーズに合わせ、学校現場で活躍できる人材の確保に努めます。 また、教員の任用については単年度措置による加配によるものもあることを踏まえながら、臨時教員の任用についてはこれまで同様適切に進めていきます。 教員免許更新制については、現在、法改正が進められているところであり、今後も国の動向を注視しながら、県内教員に必要な情報を提供するなど適切に対応していきます。 外国人講師による英語教育については、JETプログラムによる外国語指導助手を直接雇用し活用しているところです。 また、派遣契約による外国語指導助手については、労務管理や研修業務といった教職員の負担を軽減できるメリットもあるため、直接雇用については慎重に検討していきます。</p>	<p>教育委員 会事務局</p>	<p>教職員課 学校教育 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 16、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>市町村教育委員会では、平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、交通安全の観点での通学路の総点検を行っています。 また、平成30年度には学校のブロック塀、令和元年度には登下校時の児童生徒の集合場所などの点検を市町村教育委員会等と連携し実施したところです。 県教育委員会では、引き続き関係機関と連携し、各市町村において策定した通学路安全プログラムが適切に運用されるよう必要に応じて支援を行い、登下校中の安全確保に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 17、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。</p>	<p>教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう市町村教育委員会と連携を図っています。 性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として学校教育活動全体を通じて指導することとなり、各学校の創意工夫ある教育課程編成の下で実施されているものと承知しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 18、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。 また、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られてきています。 さらに、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図っているところです。 県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望してまいります。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 19、18歳選挙権の重要性を踏まえ、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて積極的に主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実を図ります。 また、高校生が有権者としての権利を適切に行使できるよう配慮していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 20、岩手国体成功、2019年ラグビーワールドカップ成功のレガシーを生かした取り組みを強化すること。</p>	<p>希望郷いわて国体・希望郷いわて大会や、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催を通じて、運動やスポーツに対する県民の意識が高まっており、これを契機に子ども達が運動に親しむ機会を確保するため、市町村や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携により、子どもの成長過程に応じた多様な運動・スポーツの体験機会の創出を図っていきます。 また、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催や東京2020大会の経験やノウハウを生かし、日本スポーツマスターズ2022岩手大会や、いわて八幡平白銀国体の開催に繋げていきます。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 1) 国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、平成25年12月に全線暫定供用を開始し、令和2年2月には令和7年度までに開通する見通しであることが示されたところです。 県では、令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化について国に要望したところであり、事業促進が図られるよう、引き続き国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 2) 国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。</p>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、令和3年3月には渋民バイパスの供用を開始したところです。 また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道343号を「一般広域道路」として位置付け、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。 新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 3) 国道340号押角トンネルの前後の道路整備を進めること。</p>	<p>一般国道340号宮古岩泉間の未改良区間である岩泉側の約9km、宮古側の約2kmについては、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しています。 宮古側については、令和2年度、1.7km区間について「和井内～押角工区」として、事業着手したところであり、令和4年1月に本線の道路改良工事に着手したところです。 岩泉側については、浅内地内の約1.4kmについて、令和4年度に現地測量に着手する予定です。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 4) 国道107号の法面の異状による道路の改修・復旧については当面の対策にとどまらずトンネル化を含めて検討すること。</p>	<p>国道107号の川尻から当楽間については、厳しい地理条件となっているため、この区間の改良には、長期的かつ安定的な予算の確保が必要です。 まずは、令和3年5月に被災した大石地区において、トンネルを含めた災害復旧事業の推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。 1) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。県営住宅の一部を青年向けの住宅に積極的に活用すること。</p>	<p>県では、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が円滑に入居していただくために、民間賃貸住宅の登録制度である住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及と周知に努めているところです。 県営住宅の一部を青年向けの住宅に積極的に活用する取組については、令和3年度から、「県営住宅活用促進モデル事業」を創設し、Wi-Fi環境を整備した県営住宅を若者(18歳から39歳まで)に低廉な家賃で貸し出し、若者の住宅支援・地元への定着を図るとともに、入居者には、地域活動への参加を条件とすることで、地域の活性化を促進することとしています。 また、裁量世帯とする子の年齢の要件について、現行の「未就学児」から、令和4年4月以降は「18歳となった年度の末日」まで拡充します。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。 2) 空き家バンクの取り組みとともに空き家リフォーム助成を実施し積極的な活用を図ること。</p>	<p>県では、令和3年度に空き家の利活用による地域振興等様々な施策を推進するため、各市町村で整備する「空き家バンク」に登録された「空き家」を取得する費用の一部補助制度を創設し、令和4年度からは取得した空き家の改修に係る間接補助についても拡充しました。市町村が実施する空き家住宅取得費用の補助への間接補助ですので、市町村との連携を強化しながら取り組んでいきます。 あわせて、空き家の利活用による地域振興等様々な施策を実施するための研修会、マニュアル整備を実施し、市町村を支援していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。 3) 雇用促進住宅は民間事業者に売却されましたが、若者定住住宅等に活用できるよう検討すること。</p>	<p>雇用促進住宅は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から、民間企業に有償譲渡され、現在は一般の賃貸住宅と同様に民間が管理する住宅となっています。 旧雇用促進住宅については、同機構から譲渡を受けた一部の市町村において、若者の定住を目的とした定住促進住宅として活用されている事例もあると承知しています。</p>	商工労働観光部	商工企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 3、県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。</p>	<p>県営住宅については、低額所得者のための住宅セーフティネットとして、これまで整備を進めてきたところであり、いわて県民計画(2019～2028)及び岩手県住宅マスタープラン(岩手県住生活基本計画)に位置付けた岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な手法を選択し将来の事業費の平準化を図りながら、長寿命化に資する更新、改修を行っているところである。</p> <p>県営住宅の新規の整備については、岩手県住宅マスタープランの考え方に基づき、地域の住宅事情を把握している市町村が整備することが適切であると考えていますが、広域的な課題に対応が必要な場合、県は、市町村と調整を図りながら、整備手法を含む検討が必要と考えています。</p> <p>県産木材を活用した県営住宅の整備については、従来から内装材等への県産木材の利用に努めてきたところであり、内陸災害公営住宅では一部の団地で木造住宅として整備しています。</p> <p>県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めてきたところであり、平成30年度からは設置ペースを速めるため浴室給湯改善工事を実施しているほか、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しています。また、入居者の退去時の修繕と合わせて、浴槽等の設置についても指定管理者と協議の上、整備を進めていきます。</p> <p>県営住宅の駐車場については、一部団地において空き状況を考慮しながら2台目駐車場の許可を実施しているほか、災害公営住宅の一部団地においては、1世帯1台以上の駐車区画を整備しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 1) 復興事業関連で大幅な変更請負契約が繰り返されています。詳細設計を踏まえた入札とするよう改善を図ること。</p>	<p>復興関連事業については、早期の復旧復興を図るため、標準断面等による発注方式により進めてきたところですが、契約後の詳細調査や設計等の結果を踏まえ、当初想定し得なかった状況に対応する必要な工法の採用等十分な精査を行った上で変更契約を行っているところです。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 2) 公共事業の発注と入札にあたっては、福島県の取り組みを参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。</p>	<p>県では、受注者が下請契約を締結した場合、下請調書や施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けており、これらの提出を受け、監督職員が確認し、下請契約の適正化に努めています。</p> <p>県営建設工事の発注に当たっては、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への発注を基本としています。復旧・復興工事の円滑な施工の推進のため入札参加資格要件の緩和措置を講じたことにより、県外企業の受注割合が高くなった時期もありましたが、平成29年度以降、県内企業の受注は、件数、金額ともに震災前の割合に戻っています。引き続き、他県の制度も参考にしながら県内業者への優先発注に努めていきます。(B)</p> <p>また、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。(A)</p> <p>あわせて、平成19年7月以降、特に低い価格での入札を排除しつつ、より低廉で良質な調達が可能となる低入札価格調査制度を導入しています。令和3年度からは失格基準の改善等を行い、ダンピング防止対策について一層強化しています。(B)</p>	<p>県土整備部</p> <p>出納局</p>	<p>建設技術振興課</p> <p>総務課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 3) 制定された「公契約条例」(県が締結する契約に関する条例)に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。</p>	<p>県では、「県が締結する契約に関する条例」に基づく、県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握しているところであり、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めていきます。</p> <p>また、「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」として、労働者の適正な労働条件を確保するための取組を推進していきます。</p> <p>県の公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用しているほか、間接工事費に復興係数を乗じるなど、実勢に即した適正な積算となるよう対策を講じています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、建設業法等関係法令の順守や保険加入について、共通仕様書に明記して受注者に義務付けるとともに、工事着手前には受注者から施工計画書を提出を受け、監督職員が確認し、適正な労働条件の確保に努めています。</p> <p>地元企業への発注については、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は、県内優先発注を原則としており、引き続き、県内企業の受注機会の確保に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p> <p>県土整備部</p> <p>出納局</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p> <p>建設技術振興課</p> <p>総務課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 4) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>公共工事の発注に当たって、専門工事の分離発注が可能な場合は、原則として分離発注を行うこととしており、各専門工事業者の受注機会の確保に努めています。 下請契約書(調書)の公表については、県の情報公開条例に則って取り扱っています。 談合情報があった場合は、入札参加者から事情聴取等を行い、談合の事実があったと認められるときや談合等不正行為の疑いが高い場合には、入札を無効とするほか、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 5、テレビ共同受信施設の維持管理、老朽化に伴う施設改修費に対する支援を行うこと。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、県では、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 また、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 九、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 6、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて国民合意のもと進めること。地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めること。</p>	<p>県では、オンラインを活用した講演会の開催や県内外のイベントでのILCのPRなど、関係団体と連携して、国民的な理解増進・普及啓発を行っています。 令和4年2月、高エネルギー加速器研究機構(KEK)は、文部科学省ILCに関する有識者会議の議論のまとめを受けて、国際協力による加速器の開発研究を行う方針など今後のILCの進め方について公表し、国際的な機運の醸成、国内での理解促進活動の強化などに取り組むとしており、県として、引き続き、研究者の活動を支援しながら東北ILC事業推進センターをはじめ、県内市町村やKEK等と一層の連携を図り、ILCの実現に向けて全力で取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 1、東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄に反対すること。「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。女川原発の再稼働に反対すること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したとされています。 県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。 また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。 今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
	<p>(女川原発再稼働反対) 国のエネルギー基本計画では、再稼働の際、国が前面に立って立地自治体等関係者の理解と協力を得よう取り組むこととされており、今後も国がそのように取り組むことを期待します。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 2、原発の再稼働、原発輸出の中止を求めること。</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっていることから、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。 県としては、再生可能エネルギーの導入は、地産地消によるエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであることから、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」において、2030年度における本県の再生可能エネルギーによる電力自給率65%を目標として掲げ、目標の達成に向けて取組を進めていくことにしています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 1) 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ処理広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな負荷と影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>焼却施設の設置場所は、一般廃棄物の事業主体である市町村が住民と話し合いのもとに決定されるものです。 なお、市町村はごみ処理広域化に加えて、ごみの減量化、リサイクルに係る先進的な取組を行うことにより、その成果が地域内に拡大されていくものと考えています。 また、焼却施設の稼働と喘息罹患率の関係については、調査の実施を含め、施設設置者が対応していくものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 2) 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。</p>	<p>人口減少などの社会情勢や地域の実情を踏まえ、市町村における持続可能なごみ処理体制の維持・構築を図るため、県としては、今後ごみ焼却施設の計画的な維持管理・改修や集約化について市町村に対し技術的助言をしていきたいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 3) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象は、エネルギー回収型等の廃棄物処理施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外とされています。 県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 4) 新たな焼却施設の整備にあっては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	<p>県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備について、県としては、事業主体である市町村に対し、必要に応じて技術的助言を行います。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」において、ごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するために、県民運動として「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開しているほか、市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。 また、廃棄物の資源化等については「産業・地域ゼロエミッション推進事業」等により、取組を進める企業等を支援しており、今後も当該事業を継続していきます。</p> <p>県内で発生する家畜排せつ物のほとんどは、堆肥舎等において堆肥化処理され、土づくりに活用されています。 県では、令和3年3月に、本県における家畜排せつ物の管理の適正化や利用促進に向けた基本的な考え方や対応方を定めた「岩手県家畜排せつ物利用促進計画」を策定し、耕畜連携の強化等により、堆肥の利用促進を図ることとしています。 今後、規模拡大を行う畜産農家については、畜舎の整備と併せて家畜排せつ物処理施設の整備を支援するほか、老朽化により機能が低下した堆肥センターについては、補改修などによる長寿命化の取組を支援し、良質な堆肥の生産と利用の促進を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等のほか、各種リサイクル法に基づき取組が進められているものと認識していますが、県としても、関係法令の運用状況等を踏まえて、必要に応じ国に対する要望や周知に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。 1) 有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去にとりくむこと。</p>	<p>廃棄物の全量撤去は、平成25年度に完了しています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。 2) 専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>現場の原状回復に当たっては、学識経験者と地域住民代表を構成員とする原状回復対策協議会において、事案の解決に取り組んでいます。また、同協議会は、公開の場で科学的知見や地域住民の意見を踏まえて調査・協議等をしており、今後とも地域住民に対する説明責任を果たすよう取り組みます。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>産業廃棄物の不法投棄等不適正処理に対する監視指導については、広域振興局等に産廃Gメンを配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。 また、不法投棄行為者等に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。</p>	<p>県では、環境省が策定した事務処理基準に基づきPM2.5測定器を配置し、測定を行っています。今後も常時監視体制を維持し、測定を実施していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p> <p>石綿に係る検査に対応可能な県立病院は7か所ありますが、その中で対応が困難な場合等には、他の病院との連携などにより対応することとしています。 なお、アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する岩手産業保健総合支援センターにおいて、県医師会と協力の上、産業医を対象とした石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知のための専門的・実践的研修(石綿関連疾患診断技術研修)が行われており、アスベスト関連疾患に対応できる人材の育成を図っています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところです。解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行っていきます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興資金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円まで融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建築材のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。 なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめの上、公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じて公表してきたところ です。 食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び溶出試験の基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されており、県では、規格基準に適合しない食器が流通しないよう監視指導しています。 なお、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、これにより食品用の器具又は容器包装の安全性や規制の国際整合性を確保するため、規格が定まっていない原材料を使用した器具又は容器包装の販売等の禁止等を行う、いわゆるポジティブリスト制度が導入され、令和2年6月1日から施行されています。</p>	環境生活部	環境保全課 県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 9、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、県では、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した希少野生動植物の流通監視活動や生息環境整備などの保護対策に取り組んでいます。 また、平成25年度にいわてレッドデータブックの改訂を行い、平成26年度からレッドデータブック掲載種の追跡調査を行うなど生息状況の把握に努めてきたところですが、一定の年数が経過したことを踏まえ、令和元年度からいわてレッドデータブックの改訂に取り組んでいます。 なお、本県の優れた自然環境を適切に把握し保全していくため、平成10年度に策定した岩手県自然環境保全指針を、令和2年度に改定しました。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 10、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象になります。</p> <p>環境アセスメントは、例えば一定の環境基準や目標を設定し、これらの基準等が達成されているかどうかをチェックすることを目的とした、いわゆる「規制」の制度とは異なるものですが、実施すべき(環境影響)調査の項目や手法、あるいは、一般の方々や関係自治体、各分野の有識者との意見交換など、一連の手続の流れを定めることにより、できる限り環境負荷を回避・低減する視点で計画を策定するよう事業者に促す制度です。したがって、同制度において、県では各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会及び関係市町村の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出し合いながら、猛禽類を含めて的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p> <p>また、開発事業の実施に当たっては、当該事業の許認可等を定めた個別法や、例えば各種の開発許可といった土地利用規制などの関係法令も関わるところであり、各法令の目的を踏まえて事業が進められるものと思慮されることから、今後も規制に関わる所管部局と共に対応していきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境保全課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 11、県庁舎の敷地内全面禁煙を職員に徹底すること。議会棟の喫煙室は新型コロナ対策上からも閉鎖・廃止すること。公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。</p>	<p>県庁舎及び地区合同庁舎は敷地内禁煙としています。</p>	<p>総務部</p>	<p>管財課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県立病院施設については、敷地内全面禁煙となっています。</p>	<p>医療局</p>	<p>経営管理課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>議会棟においては、平成26年7月1日の議会運営委員会で喫煙室を設置することを決定し、喫煙室以外は全面禁煙としました。</p> <p>なお、令和2年4月から健康増進法の一部改正に伴い、上記喫煙室は、第2種施設の喫煙専用室として位置づけられました。</p> <p>総務部管財課においては、喫煙専用室の技術的基準の達成状況について、令和3年度に入り3回ほど測定しており、いずれもクリアしていることから、分煙のための必要な措置が講じられているものと理解しています。</p> <p>また、喫煙室の利用にあたっては、利用される方々が密にならないよう良識の範囲内で利用されているものと理解しています。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>議会事務局</p>	<p>総務課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>また、総合教育センターの宿泊事業廃止に伴い、例外的な取り扱いを廃止し、令和3年4月1日から全ての教育施設において敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>十一、競馬組合の健全な運営に努めること。</p> <p>1、禁止薬物検出問題については引き続き徹底的な調査を行い、再発防止対策徹底するとともに万全の監視・管理体制を構築すること。</p>	<p>岩手県競馬組合は、平成30年度に禁止薬物陽性馬が発生して以降、監視カメラの増設、警備員による24時間監視、厩舎の環境整備などの再発防止の取組を強化してきており、実効性を随時点検しながらその徹底に努めています。</p> <p>また、平成30年度に岩手県警察本部に刑事告発を行い、警察の捜査に全面的に協力しながら、原因究明に努めてきました。</p> <p>令和3年4月に盛岡地方検察庁が不起訴とする処分を行ったことから、岩手県競馬組合では、それまでの経緯を踏まえ、5月に「禁止薬物陽性馬発生の原因とそれを踏まえた再発防止について」を公表し、再発防止策に継続して取り組んでいくこととしています。</p> <p>県としても、引き続き競馬組合の再発防止に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十一、競馬組合の健全な運営に努めること。</p> <p>2、地方財政に寄与するという存在意義を踏まえ、330億円融資の元金返済に誠実に取り組むこと。</p>	<p>平成18年度に岩手県競馬組合が策定した「新しい岩手県競馬組合改革計画」では、構成団体融資について、毎年度の最終利益から一定のルールに基づいて返済していくことを明確にしています。</p> <p>競馬組合は、このルールに基づき、平成29年度及び令和3年度に融資の元金の一部返済を行ったほか、先頃示した令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算においても、元金の返済を目指した最終利益を見込んでいます。</p> <p>このように、競馬組合は構成団体融資の返済に向け取り組んでいるところであり、県としても競馬組合の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十一、競馬組合の健全な運営に努めること。 3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬組合管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめました。 その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々々の情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでに至らないものと認識しています。 また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 1、個人情報を企業の金もうけに理世活用しようとする「デジタル田園都市国家構想」に反対すること。</p>	<p>国では、過疎化や高齢化といった地方の課題を、デジタルを実装することで解決する「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げ、様々な分野において地方からデジタル化に取り組むとしています。 今般、新たに設置されたデジタル田園都市国家構想実現会議で、構想の具体化を図るとともに、デジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、規制改革、行政改革を一体的に検討することとしており、その取りまとめにあたっては、地方の意見を十分に反映し、地方の活性化に確実につながるものとなるよう、国に対し、全国知事会を通じて要望しています。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 2、マイナンバー制度は、個人情報の漏洩、セキュリティ対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止とマイナンバーカードの強制をやめるよう求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、番号利用法に基づき、平成28年1月1日から法に規定された事務においてマイナンバーの利用、平成29年11月から情報連携の本格運用がそれぞれ開始され、福祉関係等の事務手続において添付書類が省略されています。 本制度は、税・社会保障制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、より公平・公正な社会の実現を図るためのインフラとして国が制度化を推進したものであり、行政手続での所得証明書等の添付書類の省略など、住民の利便性向上に資するものです。 県としても個人情報の保護やシステムのセキュリティ強化に取り組みながら、適切に制度の運用を行うとともに、国に対し、制度の概要やメリット等に加え、必要となる手続や注意すべき事項等について、一層の周知・広報を強化するよう要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 1)「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。</p>	<p>本県の合併市町においては、行政組織の規模の拡大に伴い、専門職員の効率的な配置、増員が可能となり、住民サービスの質の向上につながったほか、合併特例債などの財政支援によって財政基盤の強化が図られ、公共施設や社会資本が整備されるなど、合併の効果があつたものと認識しています。 一方で、各市町においては、人口減少や少子高齢化など市町村を取り巻く環境の変化に対応しながら、安定した行財政基盤のもと、必要な住民サービスの提供や地域課題の解決など基礎的自治体としての役割を果たしていくため、行財政改革等に取り組んでいるところです。 県においては、合併市町の現状に関する調査を実施し、成果や課題について検証を行うとともに、合併市町に対し、中長期的な行財政運営や合併後に生じた課題への助言等を行ってきたところであり、今後も合併市町の取組に対し必要な支援を行ってまいります。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消を図ること等を国に要望しており、合併市町村においては支所に係る経費や面積の増に伴う費用等の見直しが行われてきました。 令和4年度地方財政計画では、地方一般財源総額について、交付団体ベースで令和3年度を200億円上回る62.0兆円が確保されるとともに、地方交付税総額は、令和3年度を0.6兆円上回る18.1兆円が確保され、臨時財政対策債は、令和3年度から3.7兆円減の1.8兆円に抑制されたところです。 引き続き、地域の実情に応じた財政措置が講じられるよう国に対して要望してまいります。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>小規模な町村におきましては、財政面や人員体制の制約があることから、単独では解決が困難な課題への対応や、それぞれの地域の特性を踏まえた取り組みなどを進めるためには、県と市町村、市町村間の連携、協働の取り組みを進めることが必要と考えています。 県としては、引き続き、市町村の意向を踏まえながら、市町村間の広域連携や県の補完など多様な手法の中から、地域の実情に応じた支援を行ってまいります。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 4、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方交付税をはじめとする一般財源の確保が何よりも重要です。県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保・充実を国に対し、要望してきたところであり、今後も強く要望していきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 4、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 2) 行政サービスの縮小めざす「広域連携」「集約化」に反対し、地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義がありますが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後広く議論していくことが必要と考えています。 本県においては、東日本大震災津波への対応の中で、これまでにない主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、岩手の自治力が高まりを見せているところです。 東日本大震災津波からの復興に最優先で取り組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。</p>	政策企画部	政策企画課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 1) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、DV・性暴力、交通事故等県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。</p>	<p>犯罪の防止・摘発については、登下校時の子供の安全を確保するための活動を始め、県内の犯罪情勢に即した広報啓発などの被害防止活動、発生した場合の早期検挙活動等の犯罪抑止対策を強化しています。 オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺については、警察本部内に「特殊詐欺対策本部」を設置し、被害防止対策と検挙活動を推進しています。被害防止対策として、具体的には、巡回連絡や防犯講話を通じた被害防止啓発、県担当部局等との連携によるケアマネージャー等の活動を通じたチラシ配布による啓発活動、ぴかぼメール等を活用したタイムリーな情報発信、テレビ、ラジオ、新聞などによる広報など、各種広報啓発活動を推進しています。 県警察では、各種法令を適正に執行して、DV・性犯罪の取締りを強化しています。 また、性犯罪に特化したものではありませんが、一般的な各種犯罪の発生情報を、県警ホームページの「安全・安心マップ」及びぴかぼメールの「不審者情報」で提供しています。なお、これらの情報には痴漢を疑う行為が含まれることもあります。 さらに、各学校等においては一般的な犯罪被害防止教室を行っていますが、幼稚園や保育園、小学校では「いかのおすし」という子どもの防犯標語を用いて、知らない人に声をかけられた場合の対応方法等について指導を行っています。 交通事故防止対策については、「令和4年岩手県警察運営重点」の中に、「安全意識を高める目立つ街頭活動及び交通指導取締りの推進」を掲げ、コンビニエンスストア駐車場等における顕示的活動、毎週水曜日を「シグナル・ストップ広報(SS広報)の日」に指定し、信号待ち停止中の運転者への安全指導、事故実態等に応じた交通指導取締りの強化、頻回事故高齢運転者の安全運転支援対策をはじめとする高齢者の交通事故防止対策、横断歩道における安全対策など各種対策を強力に推進します。 交通安全施設の整備については、県民の関心も高く、地域住民等から多くの意見・要望が寄せられており、整備に当たっては、道路環境、交通流量、交通事故の発生等を勘案し、設置の必要性、緊急性、効果、代替措置等を総合的に検討しています。 引き続き、交通安全施設の新設、更新等の整備については、効果的かつ計画的に事業を推進し、交通の安全と円滑の確保を図っていきます。</p>	警察本部	生活安全企画課 人身安全少年課 交通企画課 交通規制課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 2) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を、湾内を含め引き続き強化すること。所在不明の遺骨の返還の取り組みを進めること。</p>	<p>捜索活動については、現在も月命日にこだわらず随時実施し、令和3年は延べ12回、206人で行っています。 今後も行方不明者の御家族の御要望、復興工事の進捗等を踏まえて、随時、沿岸警察署単位の捜索を実施していく方針です。 身元不明遺体の身体的特徴や所持品のほか、ミトコンドリアDNA鑑定で得られた資料などの複合的な情報から候補者を浮上させ、1人でも多く、1日でも早く御遺体を御遺族へ引き渡せるよう身元確認に努めています。</p>	警察本部	警備課 捜査第一課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 3) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報償費については、これまでも適正に執行されていますことから、改めて検証を行うことは考えていません。 不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4,000件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、改めて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 4) 警察の不祥事の根絶をめざすこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員による非違事案の発生は、警察に対する県民の信頼を失墜し、警察活動全般に多大の支障を及ぼすものであることから、県警察としては、全職員に対し法令遵守及び職務倫理の徹底を図るなど、非違事案防止に全力を上げて取り組んでいます。 岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑について、捜査をもみ消した事実はありません。 天下りについては、定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によるものであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。</p>	警察本部	監察課 警務課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 6、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した公契約条例「県が締結する契約に関する条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように具体的な対応を行うこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の規定により、指定管理者に賃金及び社会保険に関する事項を遵守させるとともに、毎年度、職員の配置などの運営体制も含めた施設の管理運営に係る評価を行い、次期指定管理者候補者の選定や県の対応に活かすこととしています。 また、パートタイム・有期雇用労働法の改正に伴う待遇見直しが必要な場合は、雇用形態を見直すとともに必要な経費を増額することとしているところです。 今後も、指定管理者制度の運用に当たっては、適正な雇用・労働条件の確保が図られるよう努めていきます。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 6、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的な対策を講じること。無理な指定管理については直営に戻すなどの改善を図ること。</p>	<p>指定管理者制度を導入する際には、制度導入の可否について設置条例の改正等を通じて議会に諮るとともに、指定管理者の指定に当たっても議会の議決を得ているところです。 また、選定に当たっては選定委員会を設置し、必要に応じて専門的な知識を有する外部委員の意見も反映させることとしています。 サービスの質、サービス提供の安全性や継続性についても、毎年度、運営評価を行っており、評価結果を次年度の運営に活かすことによって、公共性の確保と県民サービスの保持に努めているところです。 今後とも指定管理者制度の適正な運用に努めていきます。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 6、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 3) 県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。</p>	<p>県立図書館の指定管理者制度の導入については、県民のニーズに効果的かつ効率的に対応するため導入してきたところです。 今後においても、モニタリングや毎年の管理運営評価等の実施により運営状況を把握し、県民サービスの向上が図られるよう、指定管理者の効果的な運用を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 7、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 1) 「県の情報は県民の財産」であることを明記した県の「公文書管理条例」を制定するとともに、県公文書館の整備を行うこと。</p>	<p>県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の財産として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする公文書の管理に関する条例案の令和4年6月県議会定例会への提案を目指し検討を進めています。 あわせて、歴史的に重要な価値を有する文書の保存、利用等を図るため、県財政の状況を踏まえながら盛岡地区合同庁舎の文書保存庫を公文書センターとして位置付ける方向で検討を進めています。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 7、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 2) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>県では、「パブリック・コメント制度の実施に関する要綱」に基づき、県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程においては、その計画等の案の趣旨、内容等を広く県民に公表するとともに、説明会や公聴会を開催し、県民の意見を十分に考慮して意思決定を行うこととしています。 また、パブリック・コメントの実施に際しては、報道機関への発表や広報誌等を通じ、広く県民に周知し、多くの意見が寄せられるよう十分な意見募集期間を確保するとともに、寄せられた意見について検討することとしています。 引き続き、制度を適切に運用し、県における政策形成過程の公正性と透明性の向上を図るとともに、県民の意見の反映に努めていきます。</p>	政策企画部	広聴広報課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 7、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 3) 必要な情報を積極的に公開し、県政への住民参加を広げるよう取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識の下、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。 特に予算執行過程の透明性の確保のため一定額以上の競争入札の随意契約の情報を行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するほか、開示請求の多い情報の公表に努めるなど、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。 今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 7、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 4) 各種審議会の委員はできるだけ兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。</p>	<p>審議会等への県民の参画を推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。 委員の選任に当たっては、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任は避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数は原則として4機関とすることとしています。 また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的な登用に努めています。 引き続き、委員の改選等の際に女性委員や若手委員の登用が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	総務部	行政経営推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 8、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにする。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法に定める任命手続きに即して、労働組合から推薦のあった方の中から、適任と認められる方を総合的に判断し、選任、任命しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、個人情報を利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 9、県の広域振興局のあり方については、この間の取り組みを検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。</p>	<p>広域振興局の在り方については、広域振興局体制整備の考え方や県議会からの附帯意見(平成21年9月)等を踏まえて、効果を検証しながら所要の改善に努めることとしています。 また、市町村との情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど、連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、共に課題解決に取り組むことができるよう努めているほか、広域振興局の職員が、総合力・機動力を発揮し、広域的な取組を進めることができるよう、職員向け研修会の開催や広域振興局独自の事業立案に取り組んでいるところです。 各分野において広域行政の取組が円滑に進められるよう、局長のリーダーシップの下、広域振興局全体で情報共有を図りながら、一体的に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十二、個人情報や企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。 10、県職員の超過勤務の改善を図り、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握をタイムカードやパソコン等で厳格に、客観的に把握すること。正規職員の増員を図ること。会計年度任用職員の導入に当たっては、フルタイムの臨時職員の削減やパートタイムの非常勤臨時職員の時給・月給を削減することがないようにすること。</p>	<p>職員の勤務時間については、知事部局においては平成31年4月から勤務時間管理システムに出退勤時間を記録し、管理職員が各職員の勤務時間を把握するための補助的手段として活用しているところですが、令和4年1月から超過勤務を含む実勤務時間と出退勤時間との乖離時間を表示し、その内容を確認、超過勤務を適正化等させることによって、より効果的な勤務時間の把握に資することとしています。また、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。(A) 震災以降、増大する業務に対応するため、新採用職員の採用数を拡大しているほか、再任用職員の採用や、全国知事会等を通じた応援職員の継続的な派遣要請を行っており、引き続き、多様な方策による人員確保に取り組んでいきます。(B) 会計年度任用職員については、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めているところであり、フルタイム・パートタイムの区分についても、任用期間中の標準的な業務の量に応じて配置しています。また、改正法の趣旨である臨時、非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保に沿って処遇の確保が図られるよう、勤務時間や報酬の水準などの勤務条件を設定しています。(B)</p>	総務部	人事課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業者に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業者に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図っているところです。 加えて、令和2年度から、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、相談支援の拡充やe-ラーニング、職場見学会等の実施による対象者の事情に寄り添った支援を行うほか、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーの実施により、企業に対する働きかけも行っています。令和4年度は、これらの取組を継続するとともに、就職氷河期世代がそれぞれのキャリアやライフプランを考えながら就職ができるよう、キャリアアップセミナーや企業面談会を新たに実施することとしており、今後も、非正規雇用労働者等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されており、県ではホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っているほか、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知をしているところです。 また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につながり、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正当に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えています。 本県の農業就業人口に占める女性の割合は約5割となっており、農業経営の重要な役割を担っています。 このため、県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力を発揮できるよう、各種研修会の開催、ネットワーク化やグループ活動の支援を行っているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働 観光部	商工企画 室	C 当面 は実現で きないも の
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 4) 子どもの医療費助成の対象を、早急に、中学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備し、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。</p>	<p>【健康国保課】 各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断のもとに拡充が図られてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしても、直ちに県民サービスの向上に結びつくものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があります。 子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き国に対し、全国一律の制度創設を求めていくとともに、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、国の動向を注視しながら、県の医療福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があるものと考えています。(C) 【子ども子育て支援室】 子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進しています。 県では、保育所等の施設整備に対する財政支援により、引き続き、待機児童の解消に向けて、市町村と一体となって、取り組んでいきます。(B)</p>	保健福祉 部	健康国保 課 子ども子 育て支援 室	B 実現 に努力し ているも の C 当面 は実現で きないも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、令和3年度に実施した「男女が共に支える社会に関する意識調査」においてDVに関する認知度などの調査を行ったところであり、その調査結果を踏まえ、今後も、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進とともに、相談員研修会の開催や被害者の安全確保、自立支援のための各種制度の周知、警察や児童相談所等関係機関との連携によるDV被害者の支援の充実等の取組を進めます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度は、男女共同参画社会の実現に向けて重要な事項であることから、広く丁寧に議論され、困難に直面している人たちの問題が解消されるべきと考えています。 また、非嫡出子の差別廃止については、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。</p>	<p>ひとり親家庭のうち、児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、令和3年度、子育て世帯生活支援特別給付金が創設され、令和4年1月末現在、9,796世帯に支給を行ったところ。また、ひとり親家庭の多様なニーズに対応した包括的な相談支援を行うため、ひとり親家庭等応援サポートセンターを設置し、関係機関等によるネットワークの構築に取り組んでおり、ネットワークによる相談支援の連携実施を通じて、経済的支援など必要な支援につなげていきます。 生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室 地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会には3割以上の女性の参画を、青年の登用も推進すること。</p>	<p>県では、令和2年度に策定した「次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」において、令和7年度までに、総括課長級以上の管理職に占める女性職員の割合を15%とする目標値を設定しているところであり、引き続き、女性職員の積極的登用へ向けて、研修等の取組を進めていきます。 審議会等への県民の参画を推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。 委員の選任に当たっては、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任は避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数は原則として4機関とすることとしています。 また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的な登用に努めています。 引き続き、委員の改選等の際に女性委員や若手委員の登用が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課 行政経営推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>各審議会への女性の登用については、いわて県民計画(2019~2028)第1期アクションプランにおいて指標を定めて取り組んでいるところであり、県の審議会等委員に占める女性の割合は、近年30%台後半で推移してきているところですが、今後も女性の参画が図られるよう取り組んでいきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率を85%に引き上げる取り組みを強化すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげています。今後も、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。</p> <p>また、青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援については、大学等における企業紹介キャラバンや各地域で高校生と若手社員等の交流事業等を実施しているほか、令和4年度から新たに、大学1、2年生に向けた県内企業の魅力の発信や、進学希望者を含む高校生に向けた県内就職促進のための県内の大学・企業が出展する合同説明会を開催するなど、取組を強化しています。</p> <p>今後も、いわてで働こう推進協議会を核として、若者の県内就職の促進や定着を図っていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。</p>	<p>(私立学校) 高校の授業料無償化については、私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。 また、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られてきています。 さらに、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図っているところです。 県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。 (大学) 県立大学の授業料については、国立大学の授業料標準額に準拠して県立大学が検討、決定しています。 授業料の免除について、令和2年度から実施されている国の新制度では、住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯の学生が減免の対象とされていますが、県立大学では独自に対象を拡大して授業料減免を実施しています。 また、給付制奨学金について、県立大学では、大学独自の無利子型奨学金である学業奨励金の支給を実施していますが、国においても、令和2年度から給付型奨学金の給付額及び給付対象を大幅に拡充したところであり、国における奨学金制度の動向を注視していくこととしています。 県としては、県立大学に対し経営努力を促しつつ、引き続き、県立大学の取組状況を見ながら必要な助言を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っていきます。 今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 3) 青年の定住をめざし、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。</p>	<p>県では、令和3年度に空き家の利活用による地域振興等様々な施策を推進するため、各市町村で整備する「空き家バンク」に登録された「空き家」を取得する費用の一部補助制度を創設し、令和4年度からは取得した空き家の改修に係る間接補助についても拡充しました。市町村が実施する空き家住宅取得費用の補助への間接補助ですので、市町村との連携を強化しながら取り組んでいきます。 あわせて、空き家の利活用による地域振興等様々な施策を実施するための研修会、マニュアル整備を実施し、市町村を支援していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取り組みを支援し、多様な段階的支援を強化すること。</p>	<p>県では、若年無業者やひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、情報交換や研修会の開催、相談窓口を設ける等の取組を行っています。 また、若年無業者の社会的自立に向けて、「いわて若者ステップアップ支援事業」により、他者と円滑にコミュニケーションがとれるようにするための集団活動や交流活動、訪問支援活動、就労支援等を実施しています。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>県では、平成30年度に、全県を対象とした「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」を実施し、平成31年2月に調査結果を公表しました。 調査結果を踏まえ、県ひきこもり支援センターが行う相談対応や当事者の居場所づくり、家族教室、支援者向け研修会等の取組の強化につなげていきます。 また、調査結果は市町村や社会福祉協議会などに情報提供しており、市町村等におけるひきこもり支援に活かしていただいているほか、ひきこもりを支援している民間団体への支援を含め、関係団体等と連携し、新たな対応策についても検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が活かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実を図ります。 また、高校生が有権者としての権利を適切に行使できるよう配慮していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 1、岸田政権が進める憲法9条の改憲に反対すること。</p>	<p>令和3年12月県議会定例会の一般質問において、下記のとおり知事がお答えしています。 「日本国憲法第9条は、先の大戦とそこに至る日本のあり方について、深い反省のもと、過ちは二度と繰り返さないという国民的な決意として定められたものであり、その趣旨は、国際連合憲章の理念にも合致する極めて重要な条文であると考えております。先の衆議院議員総選挙において、憲法改正が国民的な争点になったとは考えにくく、各政党や国会議員の皆さんにおいては、改めて民意を尊重し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、重要な課題に優先的に取り組んでいただきたいと思います。民意を尊重せずに、先ほど述べた趣旨の憲法第9条を改悪するべきではなく、政府においては、近隣諸国との友好と、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に求めることを期待したいと思います。」</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。中東への自衛隊の海外派兵の中止を求めること。</p>	<p>安全保障関連法の廃止については、国において国民的に議論を十分行った上で、国民総意の下、法に則って手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 3、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。オスプレイやF16戦闘機が参加する日米共同訓練の中止を求めること。</p>	<p>オスプレイをはじめとする米軍機の低空飛行訓練については、全国知事会を通じ、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう要請しています。 今後も引き続き県民に対する十分な説明と飛行内容の明示等について、必要に応じ要請を行っていきます。</p>	復興防災部	防災課	S その他
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 4、人権と個人情報保護に反する自衛隊への青年の名簿等の提供は中止すること。海外派兵を進めている自衛隊への高校生の入隊・就職については慎重に対応すること。</p>	<p>自衛官の募集に関する事務については、自衛隊法により、県、市町村等の地方公共団体の法定受託事務と定められており、同法施行令に、防衛大臣は市町村長に対し、自衛官募集に関し必要な資料の提出を求めることができることと規定されています。 市町村においては、個人情報保護条例に基づき、個人情報の提供を制限していますが、法令に定めがあるときは、提供できる旨を規定しており、法令及び条例に基づき、情報提供を行っているところです。 なお、高校生の入隊等については、本人の意思を尊重して行われるべきものと認識しています。</p>	復興防災部	防災課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 5、全国知事会が提言し、岩手県議会も意見書を採択している「日米地位協定の見直し」を国に強く求めること。</p>	<p>全国知事会として、毎年度の国への要望の中で、日米地位協定の抜本的な見直しを行うよう要望しています。 また、平成30年7月には、米軍基地負担に関する提言をとりまとめ、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなど、全国知事会として国に対し要請活動を行っています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 6、沖縄県民の審判を無視し、辺野古への米軍新基地建設に反対すること。</p>	<p>米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古移設に関しては、本県としてコメントする立場にありません。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 7、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下にいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。県としても、非核三原則を国是とする我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会を捉えて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」として我が国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 8、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部を、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下に国の平和と安全の確保に努めています。県としても、我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>【第三部】 十四、9条改憲と大軍拡に反対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を 9、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する「歴史教科書」など、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。</p>	<p>学習指導要領において、中学校社会科では、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。 歴史的分野の「昭和初期から第二次世界大戦の終結まで」の学習においては、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が多くの戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、学習指導要領の趣旨に基づいて教科用図書の調査を行うとともに、各学校において適切に歴史学習が進められるよう指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置